

令和３年度大阪・関西万博
政府開催準備事業
（２０２５年大阪・関西万博
における課税に関する特別
措置に関する調査）

経済産業省委託調査報告書

PwC 税理士法人

令和４年３月３１日

目次

I 事業概要	6
1.1. 本調査事業の背景および目的	6
1.2. 調査概要	6
1.2.1. 大阪・関西万博における税制の特別措置に関する課題の調査および分析・整理	6
1.2.2. See Agreement 締結に関する BIE との調整に関する支援	6
1.3. 調査方法	6
II 調査結果	7
2.1. 大阪・関西万博における税制の特別措置に関する課題の調査および分析・整理	7
2.1.1. 外国参加者向けの特別措置に関する調査等	7
サマリー	7
法人税等(法人の所得に対する課税)	7
所得税(個人の所得に対する課税(国税)。復興特別所得税を含む。)	7
個人住民税(個人の所得に対する課税(地方税))	7
登録免許税	7
印紙税	7
揮発油税	7
(1) 法人税等(法人の所得に対する課税)	8
1 内容	8
2 対象者	8
3 対象所得	10
(i)「博覧会に関する非商業的な活動」の意義	11
(ii) 博覧会に関する非商業的活動から生じる国内源泉所得	12
(iii) BIE が稼得するゲートマネー等に関する課税関係	13
4 措置の適用期間	16
5 措置の必要性	17
(2) 所得税(個人の所得に対する課税(国税)。復興特別所得税を含む。以下同じ。)	18
1 内容	18
2 対象者	19
3 対象所得	20
4 措置の必要性	22
5 適用期間	22
(3) 個人住民税(個人の所得に対する課税(地方税))	23
1 内容	23
2 対象者	23
3 対象所得	23
4 措置の必要性	23
5 適用期間	23
(4) 登録免許税	23
1 内容	23
2 対象者	23
3 対象取引	23
4 適用期間	24
5 措置の必要性	24
(5) 印紙税	24
1 内容	24
2 対象者	24
3 対象取引	24
4 措置の必要性	24
5 適用期間	24

(6) 揮発油税	25
1 内容	25
2 対象者	25
3 対象取引	25
4 措置の必要性	25
5 適用期間	25
(7) 消費税	26
1 内容	26
2 対象者	26
3 対象取引	26
4 措置の必要性	26
5 適用期間	26
(8) 固定資産税・都市計画税	26
1 内容	26
2 対象者	26
3 対象資産	27
4 措置の必要性	27
5 適用期間	27
(9) 不動産取得税	28
1 内容	28
2 対象者	28
3 対象資産、取引	28
4 措置の必要性	29
5 適用期間	29
(10) 事業所税	29
1 内容	29
2 対象者	29
3 対象となる課税客体	29
4 措置の必要性	29
5 適用期間	29
(11) 自動車税・軽自動車税（種別割および環境性能割）	30
1 内容	30
2 対象者	30
3 対象資産	30
4 措置の必要性	30
5 適用期間	31
(12) 自動車重量税	32
1 内容	32
2 対象者	32
3 対象資産	32
4 措置の必要性	32
5 適用期間	32
2.1.2. 博覧会協会向けの特別措置に関する調査等	33
(1) 公益法人等に関する税制の概要	33
(2) サマリー	36
(3) 法人税、住民税、事業税	37
(4) 登録免許税	37
(5) 印紙税	37
(6) 揮発油税	37
(7) 固定資産税・都市計画税	37
1 内容	37

2 対象資産	38
3 措置の必要性	38
4 適用期間	38
5 2022 年度税制改正	39
(8) 不動産取得税	39
1 内容	39
2 対象資産、取引	39
3 措置の必要性	40
4 適用期間	40
5 2022 年度税制改正	40
(9) 事業所税	40
(10) 自動車税(種別割および環境性能割)	41
1 内容	41
2 対象資産	41
3 措置の必要性	41
4 適用期間	41
5 2022 年度税制改正	42
2.1.3. 国内企業向けの特別措置に関する調査等	42
(1) 国内企業向けの特別措置に関する検討状況	42
2.2. See Agreement 締結に関する BIE との調整に関する調査	46
2.2.1. SA 締結に係る経緯・背景	46
(1) モデル SA における税制関連規程	46
(2) SA と国内法令との関係	51
2.2.2. SA(案)の概要	52
(1) 陳列区域代表事務所および BIE の課税関係に関する条項(第1条、第4条および第5条)	52
1 博覧会に関連する非商業的活動の定義(第1条(j) 関連)	52
(i) 内容	52
2 陳列区域代表事務所の課税関係(第4条関連)	52
(i) 内容	54
(ii) 対象者	54
(iii) 対象税目	54
(iv) 対象範囲	54
(v) 消費税および地方消費税の取り扱い	54
2 BIE の課税関係(第5条関連)	55
(i) 内容	55
(ii) 対象者	55
(iii) 対象税目	55
(iv) 対象範囲	56
(v) 消費税および地方消費税の取り扱い	56
(2) 陳列区域代表事務所の職員及び BIE 代表者の課税関係に関する条項(第8条および第9条)	56
1 陳列区域代表事務所の職員の課税関係(第8条関連)	56
(i) 内容	57
(ii) 対象者	57
(iii) 対象税目	57
(iv) 対象範囲	57
2 BIE の代表者の課税関係(第9条関連)	58
(i) 内容	58
(ii) 対象者	59
(iii) 対象税目	59
(iv) 対象範囲	59
III 別添資料集	60

1 アスタナ博およびサラゴザ博において SA に記載された税制措置	60
2 モデル SA 抜粋(第 4 条、第 9 条、第 10 条)(仮訳)	63
3 ミラノ博およびドバイ博における SA の税関連の条項抜粋(仮訳)	65
ミラノ博	65
ドバイ博	69
4 国内における過去博の税法規定等	72
愛知博	72
出展準備金	72
寄附金	78
地方税	79
大阪花博	81
出展準備金	81
寄附金	87
地方税	87
つくば博	90
出展準備金	90
寄附金	96
地方税	98
揮発油税	100

本書は令和 3 年度大阪・関西万博政府開催準備事業(2025 年日本国際博覧会における課税に関する特別措置に関する調査)に係るレポートであり、2022 年 3 月 31 日現在における知見に基づいて作成されたものであることにご留意願いたい。

I 事業概要

1.1. 本調査事業の背景および目的

2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開催に向けて、日本国政府および運営主体である公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）は、国際博覧会条約および付属規則等に基づき、大阪・関西万博の参加者等に対する必要な特別措置を講じていくこととされている。2019 年 12 月に博覧会国際事務局（以下「BIE」という。）に提出した登録申請書においても、日本国政府は、外国参加者に対して適切な税制措置を適用することとしており、今後これらの措置の実施にむけて詳細を規定する特別規則やガイドラインを策定予定である。また、大阪・関西万博の円滑な実施に向けて、運営主体である博覧会協会および出展する内国企業への税制措置も過去の国際博覧会同様に講じていく必要がある。

以上の背景を踏まえ、本調査では、大阪・関西万博における外国参加者（参加国、参加国際機関、国際 NGO やその政府代表、スタッフ等）、博覧会協会、内国企業等に対する課税について所要の措置を講じるために、2022 年度の税制改正プロセスに向けて必要となる各税目（合計 16 税目（想定））のデータ、ファクトの収集、論点・課題の調査および分析・整理を行うと共に、大阪・関西万博における税制特別措置の必要性等について理論的な整理を行うことを目的としている。

1.2. 調査概要

1.2.1. 大阪・関西万博における税制の特別措置に関する課題の調査および分析・整理

2022 年度の税制改正プロセスに向けて必要となる各税目（合計 16 税目）のデータ、ファクトの収集、税制特別措置を講じる上での論点・課題の調査および分析・整理を行った。その上で、大阪・関西万博において税制特別措置を講じなければならない必要性や具体的方策等について税目毎に理論的な整理を行い、資料を作成した。調査時点で想定された論点は、措置の対象者、措置の対象所得、措置の適用期間、措置を講ずる必要性・合理性・相当性、措置の減収額試算等であり、また、関係者協議の結果を踏まえ、新たに生じる論点・課題についても、調査し、整理・分析を行った。

また、これらの整理・分析を踏まえ、関係者協議（税制改正プロセスにおける省内関係課、財務省および総務省との協議、および随時の国税庁との協議など）に必要となるヒアリング資料、宿題返しなどの資料作成を行った。

1.2.2. See Agreement 締結に関する BIE との調整に関する支援

BIE がモデル See Agreement（以下「SA」という）と呼ばれる SA のひな型を示しており、これを基に、2022 年度に関係省庁と協議の上、我が国の法制事情に即した条文を作成し、SA を完成させる予定であった。調査開始当時は、2021 年夏に BIE に SA の案を提示し、2022 年春に締結することを想定していたが、後述するように、SA は、国会承認条約としての位置付けのもと、関係省庁および BIE との間で協議が行われており、今後、国会に提出される予定と理解している。

本件調査では、これらの理解に基づき、モデル SA のうち税制に関する部分について、我が国の法制事情との比較を行い、論点・課題を調査し、分析・整理を行った。調査の結果を踏まえ、BIE に SA の条文や内容等の確認および調整をする際の確認事項を作成した。また、大阪・関西万博の SA の条文作成および関係省庁との協議に際して、税務専門家の観点から助言および提案を行った。

1.3. 調査方法

文献調査を中心に調査を行った。文献調査にあたっては、公表されている出版物やウェブサイトに掲載されている情報に加え、PwC ネットワークも有効に活用しながら、調査すべき文献の収集を行った。

II 調査結果

2.1. 大阪・関西万博における税制の特別措置に関する課題の調査および分析・整理

2.1.1. 外国参加者向けの特別措置に関する調査等

サマリー

大阪・関西万博における外国参加者向けに考えられる特別措置について税目ごとに整理を行った。概要をまとめると下表のとおりである。

税目	措置内容	対象者	対象所得・対象取引等
法人税等（法人の所得に対する課税）	非課税措置	外国法人である陳列区域代表事務所および BIE	博覧会に関する非商業的な活動にかかる PE 帰属所得およびその他の国内源泉所得
所得税（個人の所得に対する課税（国税）。復興特別所得税を含む。）	非課税措置	非居住者である陳列区域スタッフおよび BIE 職員	国内における勤務に基因する給与等
個人住民税（個人の所得に対する課税（地方税））	非課税措置	非居住者である陳列区域スタッフおよび BIE 職員	国内における勤務に基因する給与等
登録免許税	非課税措置	陳列区域代表事務所	外国会社の商業登記および土地の賃借権の登記
印紙税	非課税措置	公式参加者	土地の賃貸借契約書、パビリオン建設等に係る請負契約書等の文書
揮発油税	非課税措置	陳列区域代表事務所	自動車の燃料に供するために購入する揮発油
固定資産税・都市計画税	非課税措置	陳列区域代表事務所、非公式参加者および BIE	博覧会の会場内外において博覧会の用に供する家屋および償却資産
不動産取得税	非課税措置	陳列区域代表事務所、非公式参加者および BIE	博覧会の会場で、博覧会の用に供する家屋
事業所税	非課税措置	陳列区域代表事務所および非公式参加者	博覧会に関して使用する事業所において行う事業

自動車税・軽自動車税 (種別割および環境性能割)	非課税措置	陳列区域代表事務所、 陳列区域スタッフ、BIE および BIE 職員	博覧会に関連して取得または所有する自動車・軽自動車(再輸出免税により関税を免除されたもの)
自動車重量税	非課税措置	陳列区域代表事務所、 陳列区域スタッフ、BIE および BIE 職員	博覧会に関連して取得または所有する自動車・軽自動車(再輸出免税により関税を免除されたもの)

その他、消費税については、公式参加者向けに還付手続きに関するガイダンスの公表が考えられる。

以下、各税目について詳細な調査結果を記載する。

(1) 法人税等(法人の所得に対する課税)

以下、法人の所得に対する課税として、法人税、地方法人税、法人住民税、法人事業税、特別法人事業税、および源泉所得税(復興特別所得税を含む)について記載する。

1 内容

外国法人である陳列区域代表事務所¹および BIE(以下「陳列区域代表事務所等」という)の、博覧会に関する非商業的な活動にかかる PE 帰属所得およびその他の国内源泉所得について、法人税、地方法人税、法人住民税、法人事業税、特別法人事業税および源泉所得税を課さないこととする。

2 対象者

外国法人である陳列区域代表事務所等とする。陳列区域代表事務所のリストについては、経済産業省および博覧会協会にて把握可能である。

対象者の類型

対象者の類型		税務上の 居住地国	現行の 課税関係	モデル SA による免税措置
陳列区域 代表事務 所	国連 (専門機関含む)	当該機関 所在国	国連条約等 による免税(*)	9 条 陳列区域政府代表/陳 列区域政府委員事務局、そ の資産、所有物および収入 は、国家、地方、州及び市町 村から、博覧会に関連した 機関として非商業的な活動 の範囲内で、全ての直接税 を免除され、また本条の範 囲内で間接税を免除される ものとする。
	外国政府・ 外国大使館等	本国 (日本以外)	主権免税(*)	
	外国政府出資期間	本国 (日本以外)	課税	
	上記以外の外国法人	本国 (日本以外)	課税	
BIE		フランス	課税	

(*) 国内源泉所得が生じる場合、個別に国税庁に確認

¹ 各外国公式参加者の国際博覧会に関する条約第 13 条に基づき任命された陳列区域代表がその職務を遂行するために設置する事務所をいい、パビリオンの準備および運営を担うもの。モデル SA(和文)においては、「陳列区域政府代表事務局」という訳が用いられているが、後述する国会承認条約としての SA(和文)において「陳列区域代表事務所」という用語が使用されていることから、本報告書上も統一して「陳列区域代表事務所」を用いる。

＜参考1＞愛知博に参加した国際連合の関連機関およびその他の国際機関(*)

国際連合(UN)関連機関 ● 包括的核実験禁止条約機構(CTBTO) ● 国際食糧農業機関(FAO) ● 国際原子力機関(IAEA) ● 国際民間航空機関(ICAO) ● 国際司法裁判所(ICJ) ● 国際農業開発基金(IFAD) ● 国際労働機関(ILO) ● 国際通貨基金(IMF) ● 国際海事機関(IMO) ● 国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW) ● 国際貿易センター(ITC) ● 国際電気通信連合(ITU) ● 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR) ● 国連人間居住計画(UN-HABITAT) ● 国連エイズ合同計画(UNAIDS) ● 国連貿易開発会議(UNCTAD) ● 国連開発計画(UNDP) ● 国連環境計画(UNEP) ● 世界動植物保全監視センター(UNEP-WCMC) ● 国連教育科学文化機関(UNESCO) ● 国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)	● 国連人口基金(UNFPA) ● 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) ● 国連児童基金(UNICEF) ● 国連軍縮研究所(UNIDIR) ● 国連工業開発機関(UNIDO) ● 国際婦人開発基金(UNIFEM) ● 国連薬物犯罪事務所(UNODC) ● 国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA) ● 国連大学(UNU) ● 国連ボランティア(UNV) ● 万国郵便連合(UPU) ● 世界食糧計画(WFP) ● 世界保健機関(WHO) ● 世界知的所有権機関(WIPO) ● 世界気象機関(WMO) ● 世界銀行 ● 世界観光機関(WTO) その他の国際機関 ● 国際赤十字・赤新月運動 ● 国際熱帯材木機関(ITTO) ● 経済協力開発機構(OECD)
--	---

(*) 愛知博の公式記録により確認

＜参考2＞愛知博における参加機関の例示(*)

外国政府・外国大使館等 ①外国政府(外務省など) ● オーストラリア ● ボスニア・ヘルツェゴビナ ● カナダ ● クロアチア、 ● キューバ ● チェコ ● エクアドル ● フィジー ● インドネシア、 ● アイルランド ● カザフスタン ● キルギス ● ラオス ● リトアニア、 ● モンゴル ● ポルトガル ● ルーマニア ● サウジアラビア	● スイス ● タイ ● トルコ ● ウズベキスタン ● ジンバブエ ● ニュージーランド ● パキスタン ● ポーランド ● ブータン ● エジプト ②万博のために作られた政府組織 ● ヨルダン(The Jordan National Committee for the Aichi World Exposition) ● フィリピン(Philippine Inter-Agency Preparatory Committee World Expo 2005 Aichi)	③大使館 ● 南アフリカ共和国 ④政府間機関 ● 北欧諸国(北欧理事会) 政府出資機関 ● フランス ● ギリシャ貿易振興機構 ● インド貿易振興機構 ● 大韓貿易投資振興公社(KOTRA) ● メキシコ ● モロッコ ● チュニジア輸出促進センター
---	--	---

● セネガル	● スペイン (SEEI)	
--------	---------------	--

その他の外国法人

オーストリア連邦産業院: 商工会議所)
中国国際貿易促進委員会: 貿易振興機関)
リビア(カダフィ国際慈善開発財団: NGO)

民間企業

英国(Ten Alps Events Ltd: Ten Alps(マルチメディア会社)子会社)
米国(Aichi USA 2005 World Exposition, Inc.: アメリカ館の建設・運営のために設立された会社)
ドイツ(ケルンメッセ株式会社: 展示会等開催会社)
ベトナム(ベトナム展示見本市センター社: 展示会等開催会社)
ロシア(エキスポセンター: 展示会等開催会社)
ウクライナ(ウクライナエキスポセンター: 展示会等開催会社)

(*) 愛知博への参加国121カ国のうち、消費税の還付申請から確認できた51カ国の参加機関。

3 対象所得

国内税法上、外国法人は国内源泉所得に対して法人税および所得税が課される。課税対象となる所得の種類と課税方式をまとめると以下のとおりとなる。

外国法人に対する課税関係の概要

外国法人の区分 (法法 141)		恒久的施設を有する法人		源泉徴収 (所法 212① 213①)
		恒久的施設 帰属所得 (法法 141 一イ)	その他の国内 源泉所得 (法法 141 一ロ)	
所得の種類 (法法 138)				
(事業所得)			【課税対象外】	
② 資産の運用・保有 (法法 138①二) ※下記(7)～(14)に該当するものを除く				
③ 資産の譲渡 (法法 138①三)	不動産の譲渡 (法令 178 一)	①恒久的施設に帰せられるべき所得 (法法 138①一) 【法人税】	【法人税】	無
	不動産の上に存する権利等の譲渡 (" 二)			
	山林の伐採または譲渡 (" 三)			
	買集めた内国法人株式の譲渡 (" 四イ)			
	事業類似株式の譲渡 (" 四ロ)			
	不動産関連法人株式の譲渡 (" 五)			
※右のも ゴルフ場の所有・経営に係る法人の株式の譲渡 等 (" 六、七)				

の に 限 る				
④ 人的役務の提供事業の対価 (法法 138①四)				20.42%
⑤ 不動産の賃貸料等 (" 五)				20.42%
⑥ その他の国内源泉所得 (" 六)				無
(7) 債券利子等 (所法 161①八)				15.315%
(8) 配当等 (" 九)				20.42%
(9) 貸付金利子 (" 十)				20.42%
(10) 使用料等 (" 十一)				20.42%
(11) 事業の広告宣伝のための賞金 (" 一三)			【源泉徴収のみ】	20.42%
(12) 生命保険契約に基づく年金等 (" 十四)				20.42%
(13) 定期積金の給付補填金等 (" 十五)				15.315%
(14) 匿名組合契約等に基づく利益の分配 (" 十六)				20.42%

上記を踏まえ、免税措置の対象所得は、博覧会に関する非商業的な活動に係る PE 帰属所得およびその他の国内源泉所得とする。なお、適用期間において生じる国内源泉所得に係る損失もないものとする。

(i)「博覧会に関する非商業的な活動」の意義

税制措置の対象となる所得は、博覧会に関する非商業的な活動に係る PE 帰属所得およびその他の国内源泉所得である。2008 年サラゴサ博以降に行われた各博覧会において、BIE は開催国政府との間で博覧会の運営に関し「See Agreement」を締結しており(*)、BIE が定めた See Agreement のモデル規則第9条1項において以下の通り非商業的な活動の範囲内で全ての直接税を免除するよう要請されているため、大阪・関西万博においても同様の措置を取る必要がある。

(*) 2010 年の上海万博では、See Agreement は締結されていない。

<参考>See Agreement モデル規則第9条

第9条(陳列区域政府代表／陳列区域代表事務所に対する免税)

1 陳列区域政府代表／陳列区域代表事務所、その資産、所有物及び収入は、国家、地方、州及び市町村から、博覧会に関連した機関としての非商業的な活動の範囲内で、全ての直接税を免除され、また本条の範囲内で間接税を免除されるものとする。

陳列区域代表事務所が博覧会に関連して行う活動は基本的に非商業的なものである。商業活動については、一般規則²の第3章(商業活動及びその他の活動)において以下の規定がなされている。したがって第20条で定義さ

² EXPO2025 登録申請書第8章(法的文書)に記載されている一般規則。

登録申請書(仮訳): https://www.meti.go.jp/policy/exhibition/pdf/expo2025_J_A4.pdf

れる商業活動に係る所得が、基本的に措置の対象外となる商業的所得に該当するものと考えられる。※なお、愛知博での商業活動も同様に、レストランの営業と物品の販売のみ（愛知博 9 号特別規則第 2 条）

一般規則第3章で規定されている商業的活動とその他の活動

	一般規則 条文番号	商業的/非商業的 活動の区分	活動例
1	20 条	商業的活動	自国の料理を提供するレストランの運営
2	20 条	商業的活動	自国の写真、音声記録及び映像記録、書籍、切手等の販売（電子販売を含む）
3	20 条	商業的活動	一般の人々に対する、自国を真に代表する限定数の物品を販売（電子販売を含む）
4	20 条	商業的活動	博覧会閉会後の、陳列区域に出展した物品及び展示を設置するために用いた材料の販売
5	21 条	非商業的活動	自国のスタッフ専用のレストラン及び軽食サービス
6	22 条	非商業的活動	自らの陳列区域において、商品の無料サンプルを配付し、無料で試食を提供する
7	23 条	非商業的活動	本博覧会のテーマに関連したショー、特別イベント、展示又は会議の開催
8	24 条	非商業的活動	自らの展示スペース又はパビリオンに、看板、ポスター、案内、印刷物等を設置する。 展示スペース又はパビリオン外での広報物の使用（博覧会政府代表の事前承認が前提）

(ii) 博覧会に関する非商業的活動から生じる国内源泉所得

博覧会に関する非商業的活動から生じることが見込まれる、陳列区域代表事務所の主な収入は、以下の2つの類型が考えられる。

陳列区域代表事務所の主な収入と国内源泉所得該当性

発生が見込まれる 収入	対象者	支払者	国内法における 国内源泉所得 の該当性	非課税 措置の 必要性	所得の 発生時期
① 本国政府等から 受領する業務委託 料収入	政府出資機関、 その他の外国法人	本国政府等 （国外払）	PE 帰属所得 （法法 138 条①一）	要	2025 年度 ～2026 年度

② 本国政府等からの補助金、寄附金その他の経済的利益	全ての陳列区域代表事務所	本国政府 その他の 第三者 (国外払)	その他の 国内源泉所得 (法法 138 条①六)	要	2025 年度 ～2026 年度
----------------------------	--------------	------------------------------	--------------------------------	---	---------------------

なお、上記の2類型のほか、物品販売等による売上収入も考えられるが、当該収入は商業的な活動に該当するものとして、非課税措置は不要とする。

(a) 本国政府等から受領する業務委託料収入

外国政府出資機関またはその他の外国法人が、本国政府等から博覧会関連活動の業務委託を受け、当該国の陳列区域代表事務所となる場合、主たる博覧会関連活動が日本国内の会場内のパビリオン等において行われるため、当該パビリオン等が当該陳列区域代表事務所の PE として認定される可能性がある。

陳列区域代表事務所である当該外国政府出資機関またはその他の外国法人が本国政府等から受領する業務委託料から、博覧会関連活動に要するコストを差し引いた残余利益のうち、日本国内における活動に係る部分が PE 帰属所得になるものと考えられる。

(b) 本国政府等からの補助金、寄附金その他の経済的利益

陳列区域代表事務所が、本国政府等その他の第三者から博覧会関連活動に関連して、補助金、寄附金その他の経済的利益の提供を受けた場合、主たる博覧会関連活動が日本国内の会場内のパビリオン等において行われるため、当該提供を受けた経済的利益は、「国内において行う業務又は国内にある資産に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得」として、法人税法上、その他の国内源泉所得を構成する可能性がある。

当該提供を受けた経済的利益の額から、博覧会関連活動に要するコストを差し引いた残余利益のうち、日本国内における活動に係る部分がその他の国内源泉所得になるものと考えられる。

(iii) BIE が稼得するゲートマネー等に関する課税関係

(a) 検討の背景

- 博覧会国際事務局(BIE)は、パリを本拠地とする国際機関であり、法人格を有する(国際博覧会条約(以下「条約」という)第 25 条)。国際博覧会条約の締約国をメンバーとする BIE 総会を運営するほか、博覧会開催国に対する助言等を行うが、BIE の活動に対しては、締約国からの負担金に加えて、開催国からゲートマネー(詳細後述)が支払われる。日本で博覧会が開催される場合に、この BIE の活動に係る収益が日本において課税の対象となるかという問題がある。
- この点、BIE は国際機関であるものの、外国政府のように主権免税の対象となる組織ではなく、また、条約上免税とする規定も設けられていない。したがって、法人格を有し、パリに本拠地を置くことから、BIE は、本邦税務上、外国法人に該当し、国内源泉所得を有する場合には日本において納税義務が生じることとなる。

(b) 前提となる BIE の活動と収益構造

① BIE の役割

- BIE 総会の運営(以下の事項の意思決定を行う)
 - 新規博覧会計画の審査、各博覧会の開催地の指名、申請書の受諾決定

- 国際博覧会の登録または認定、分類に関する事項
- 国際博覧会条約の解釈、運用、改正に関する事項

- 各博覧会の運営委員会にテクニカル・アドバイザーの派遣し助言を提供する
- 博覧会にかかわる諸問題への対処、広報活動など

② 収益構造

- 経常的なものとして、メンバー国からの年次分担金収入
- 万博開催に伴うものとして、登録料収入、ゲートマネー（博覧会の入場料の 2%）
- 経費として、人件費、家賃・減価償却費等
- ゲートマネーが計上される年度は収支が黒字、その他の年度は赤字という構造
- ゲートマネーは BIE の最大の財源となっているが、その性質（対価関係）については契約上も明らかではない（登録料との関係性を示す記述もない）

③ 日本における活動

- 万博開始の約 5 か月前から万博の開催期間（6 か月）の約 1 年間に亘って、テクニカルアドバイザーを日本に滞在させる
- テクニカルアドバイザーは、日本での滞在に際し、博覧会協会から事務室、宿泊施設等の提供を受け、万博関連活動（万博運営に関する助言等）を行う
- 万博終了後は国内から退去し、事業活動を行わない

④ 上記①～③の活動に関連して BIE が稼得することが想定される収益

- 国際博覧会条約に基づき博覧会加盟国から支払われる年次分担金
- 新規博覧会への登録・認定を希望する外国政府からの登録、認定申請料
- BIE 自身が留保資金を運用することにより発生する利子・配当収入
- 民間団体等からの寄附金、助成金
- 国際博覧会の開催者から支払われる入場料収入の 2% に相当する賦課金（ゲートマネー、大阪・関西万博においては、博覧会協会からの支払いが令和 6 年度以降に発生すると想定）

(c) 課税関係の検討

① BIE は日本国内に PE を有するものと解釈されるか

以下の事実関係を前提とすれば、事業の進捗管理等を行う性格を持つ場合は、事業の管理を行う場所であるため、PE に該当し得ると考えられる³。

- BIE は国際博覧会条約に基づき設立された機関であり、フランスのパリに事務局を置き、同国で BIE 総会や関係委員会を開催している。業務としては、新規博覧会計画の審査、登録等のほかウェブサイトを通じた国際博覧会活動に関する情報発信を行っている。
- 大阪・関西万博における BIE の活動は、日本国内での開催を予定している陳列区域政府代表会議（現時点で開催時期は未定）の運営を除き、令和 6 年 11 月頃から翌 10 月頃までの約 1 年間にわたって日本に滞在し、主催者である博覧会協会から事務室等の提供を受け、万博開催までの準備が円滑に進むように進捗管理等を行うとともに、開催国政府の行政措置や、開催者の準備・運営上の問題、参

加者間で生じるクレーム等について、規則等に基づく仲裁・助言等を行う予定である。

② 国内法上の課税関係

国内法上の課税関係は以下のように整理されるものと考えられる。

		法人税		源泉所得税
		PE 有りの場合	PE 無しの場合	
1	年次分担金収入 登録・認定料 民間団体等からの 寄附金、助成金	PE を通じて業務を行うため、収益の一部は PE 帰属所得に該当する可能性があると考えられる（法法 138①一）。この場合、PE で活動するのはテクニカルアドバイザーのみであるため、テクニカルアドバイザーが滞在する期間に発生する収入の全部または一部が、PE 帰属所得となる可能性がある。	国内において行う業務に関して経済的な利益の供与を受けることから、その他の国内源泉所得に該当する可能性があると考えられる（法法 138①六、法令 180 五）。	国内において行う業務に関し経済的な利益の供与を受けることから、その他の国内源泉所得に該当する可能性があると考えられ、源泉徴収の対象にはならない（所法 161①十七、法令 289 六）。
2	留保資金の運用により発生する利子・ 配当収入		利子・配当収入は、PE 帰属所得に該当しない限り、国内源泉所得には該当しない。	日本国の国債に係る利子や内国法人から受ける剰余金の配当など一定のものは、国内源泉所得に該当する（所法 161①八、九）。
3	ゲートマネー（国際博覧会の開催者から支払われる入場料収入の 2%に相当する賦課金）		人的役務提供事業（法法 138①四）または国内において行う業務に関し経済的な利益の供与を受けることから、その他の国内源泉所得に該当する可能性があると考えられる（法法 138①六、法令 180 五）。	【人的役務提供事業の対価である場合】テクニカルアドバイザーによる助言、指導が「科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者のその知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業」（人的役務の提供事業）に該当する場合、国内において役務提供を行った部分については、その対価が人的役務提供事業の対価として、国内源泉所得に該当する可能性がある（所法 161①六）。 【使用料である場合】 博覧会協会は、万博開催にあたって、BIE のロゴ等を使用することと考えられる。この場合、博覧会協会の国内業務に関連して、著作権の使用料として支払う部分については、使用料として国内源泉所得に該当する可能性がある。

				る(所法 161①十一)。
--	--	--	--	---------------

③ 日仏租税条約との関係

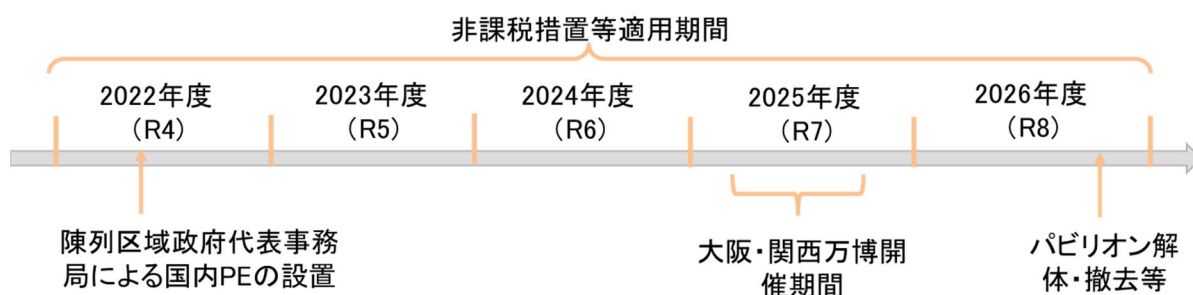
- BIE が日仏租税条約第 22 条の A 第 2 項(b)に規定する適格政府機関に該当する場合には、日仏租税条約の規定が適用される。したがって、PE がない場合には、上記の表に記載する収益のうち、1 および 3 については課税されないものと考えられ、2 の利子・配当所得については租税条約の定めにしたがい一定の減免措置を受けられるものと考えられる。
- 一方、PE がある場合は、下記のとおり、租税条約で課税が免除されることはないものと考えられる。
 - 人的役務提供など事業対価に該当する場合(1 および 3 の収益)、PE に帰属する所得が課税対象となる(日仏租税条約第 7 条)
 - 使用料に該当する場合(3 の収益)、PE に実質的に関連する部分が課税対象となる(同条約第 12 条)
 - 利子・配当の場合(2 の収益)、事業対価に含まれるため、軽減税率の適用はない(同条約第 10 条、11 条)。

4 措置の適用期間

陳列区域代表事務所が保有するパビリオン、会場外オフィス等の固定施設が PE に該当する場合、2022 年 11 月頃から国内で PE 設置が見込まれ、準備業務や建設工事に伴う支出および業務委託料収入や補助金・寄附金等の収入が発生する可能性がある。したがって、新規 PE 設置の場合、設置日からみなし事業年度が開始するため、2022 年度の措置が必要であると考えられる。

2022 年度から 2024 年度までの開催準備期間については、当該支出が収入を上回り、損失が生じることが見込まれる。この損失は、確定申告により欠損金として繰り越すことが可能だが、所得に対して非課税措置を講じる場合には、当該損失についてもないものとする必要がある。また、開催準備期間において収入が支出を上回ることにより所得が発生する可能性も否定できず、したがって当該機関においても非課税措置が必要であると考えられる。

国内に PE を有する陳列区域代表事務所の法人税の課税所得は、万博開催期間を含む 2025 年度と、開催後の残務処理(パビリオン等の解体・撤去等を含む)が行われる 2026 年度に認識されるものと考えられる。したがって、パビリオン解体・撤去をもって PE および国内源泉所得を有さない状態になるのは、2026 年度中であると考えられる。



(参考)陳列区域代表事務所の各期間において想定される活動とその課税関係

	活動内容	PE の該当性	課税関係
令和4年度 11月頃～ (準備期間)	出展準備のための事前調査 基本計画策定 建築準備	開催準備業務に伴う事務作業をするために設置する事務所等(会場外オフィス)が、事業の管理を行う場所等として、PE に該当する可能性がある。	収入が費用を上回る部分が PE 帰属所得に該当し、課税対象となるほか、損失が生じる可能性がある。
令和5年度 (準備期間)	実施計画策定・プロデュース パビリオン建設に伴う監理等 展示設計 広報活動		- 想定される収入: 準備業務に係る業務委託料収入や補助金・寄附金等 - 想定される費用: 準備業務に係る事務経費や建設工事に伴う費用 なお、損失が生ずる場合、確定申告により欠損金として繰り越すことが可能だが、所得に対して非課税措置を講じる場合には、当該損失についても無いものとする必要がある(翌年度以降も同様)。
令和6年度 (準備期間)	分野別プロデュース 建築保守管理実施 展示施工、監理 運営計画・準備 広報活動		
令和7年度 (開催期間)	パビリオンの運営実施 建築・展示保守管理 広報活動 行催事実施	上記の事務所等に加えて、パビリオンが完成次第、事業を行う場所として、PE に該当する可能性がある。	- 想定される収入: パビリオンの運営収入や補助金・寄附金等 - 想定される費用: パビリオンの運営経費
令和8年度 (残務処理期間)	開催後の残務処理(パビリオン等の解体・撤去等を含む)	開催後の残務処理を行うために、引き続き上記の事務所等を有するため、これを閉鎖するまでの間、PE を有することになる。	- 想定される収入: 残務処理業務に係る業務委託料収入や補助金・寄附金等 - 想定される費用: 残務処理業務に係る事務経費

5 措置の必要性

(i) 外国法人である陳列区域代表事務所および BIE の博覧会に関する非商業的な活動にかかる PE 帰属所得およびその他の国内源泉所得についての免税措置の必要性

- 国際博覧会は、人類の科学的・文化的な成果や新たな未来像を提示する世界の祭典であり、これまで日本で開催された国際博覧会は、開催を契機として、インフラ整備や都市開発などを通じて日本自身が大きな飛躍を遂げるとともに、科学的・文化的な成果や新たな未来像を提示するなど、国際社会に大きく貢献してきた。
- 2020 年 12 月に閣議決定された大阪・関西万博の「基本方針」⁴においても、大阪・関西万博を契機に、日本が「課題解決先進国」として、人間一人一人がそれぞれの可能性を最大限発揮できる持続可能な社会を、国際社会と共に創ることを推し進めることを示しており、大阪・関西万博の開催は我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会

⁴ 2025 年に開催される国際博覧会(大阪・関西万博)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について<抜粋>

1. (3) 大阪・関西万博の意義

2025 年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」という。)の機会を活用するとともに、大阪・関西万博を契機に、日本は、「課題解決先進国」として、人間一人一人がそれぞれの可能性を最大限発揮できる持続可能な社会を、国際社会と共に創ることを推し進める。

[URL]https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/expo_suisin_honbu/pdf/kihonhousin_honbun.pdf

における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なプロジェクトである。

- 大阪・関西万博は、2025 年 4 月 13 日から 10 月 13 日までの 6 か月間開催され、150 か国・25 国際機関の出展を目指していることから、会期前の準備期間を通じて相当数の外国法人・非居住者が来日することが予想される。
- 過去の海外博及び国内博においては、開催国において同様の非課税措置が講じられることが通例になっていることも踏まえ、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を支援するために、来日する外国公式参加者に係る外国法人及び非居住者の万博関連所得を非課税とすることが必要である。

外国政府への非課税措置の必要性について

- 外国政府は、主権免税の観点から、原則として、日本における活動による所得について、日本で課税されることはないが、大阪・関西万博に参加する外国政府は 50 か国超になると想定され、その参加形態も様々であることから、その適用に際しては、個別に国税庁に確認することが必要となる。
- しかしながら、大阪・関西万博に参加する外国政府のすべてが、個別に国税庁に対して主権免税の適用の可否を確認することは、外国政府、国税庁双方の事務負担が大きく、各国の参加形態が確定するタイミングも入国の直前になるために措置の時期も間に合わず、現実的ではない。
- また、主権免税による非課税となる所得以外の措置に限定した、租税法上の措置を講ずることは困難。なぜならば、租税法上、主権免税により課税されないこととされる対象者および対象所得の範囲が定義されておらず、上述のように主権免税の対象判定は個別に確認する必要があるためである。
- したがって、外国政府による博覧会に関連する活動について、一律に非課税とする措置が必要と考えられる。

(ii) BIE が稼得するゲートマネー等に関する免税措置の必要性

- 国際博覧会条約上、開催国において BIE の所得に対して税を課さないこととする措置を講じることは明確には要請されておらず、また、See Agreement においても陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局等に対する免税措置は要請されているものの、BIE はその対象に含まれていない。
- しかしながら、条約上の要請である「招請国政府は、この条約及びこの条約を適用するために制定される規則の遵守を確保する。」(条約 10 条 1 項)を踏まえると、一般規則第 4 条「経済産業大臣は、本博覧会の成功と名声を確保するために必要な法的、財政的、その他の措置を準備し又は講ずる責任を負う。」の規定に基づき、大阪・関西万博の成功のために必要な措置を講じることは、日本政府の義務であり、国際博覧会を管理する指導機関の役割を持つ BIE への免税措置は、大阪・関西万博の成功につながる円滑な博覧会運営に必要不可欠である。
- また、直近の海外博においても、ゲートマネーを含め BIE が得る所得に対して課税されていないことから⁵、諸外国との関係上、また、将来の国際イベントの誘致活動を円滑にするためにも、本万博の開催国である日本においても同様に課税しないこととする必要がある。

(2) 所得税(個人の所得に対する課税(国税)。復興特別所得税を含む。以下同じ。)

1 内容

大阪・関西万博に関連して来日する陳列区域スタッフおよび BIE 職員(以下、「陳列区域スタッフ等」という)が稼得する国内における勤務に基因する給与等について、所得税を課さないこととする措置を講ずることが考えられる。当該措置の対象者が所得課税を免除されることに伴い、国内において陳列区域スタッフ等に対し

⁵ 例えば、2010 年上海万博においては、税制優遇措置として、BIE が取得するゲートマネーに対して所得税を免除する措置が講じられていた。

て当該給与等の支払をする者の源泉徴収義務も免除される。

2 対象者

モデル SA 第 4 条および第 10 条において所得税を免除すべき陳列区域スタッフ等とされているのは、以下に
列挙する個人である。

陳列区域代表および代表代理：

公式参加者である外国政府および国際機関によって政府代表として任命され、日本国政府が政府代表として認める個人。陳列区域代表は、自国の陳列区域の組織および運営に全責任を負い、自国の陳列区域の職員が、開催者が定め BIE が承認した規則を遵守することを保証する。

パビリオン・ディレクター：

モデル SA、博覧会条約ならびに一般規則および特別規則等において明確な定義はないが、陳列区域代表事務所の長である当該公式参加国のパビリオンの館長を指す。

陳列区域代表事務所の直接被雇用者：

博覧会への参加のために陳列区域政府代表事務所に雇用されたすべての人員を指す。

BIE メンバーおよび職員：

BIE メンバーとは BIE の代表者ら（BIE 総会の議長および BIE 委員会の副議長らの代表）を指し、BIE デー等のために訪日する可能性がある。BIE 職員とは、BIE 事務局の職員を指す。

また、モデル SA においては、陳列区域スタッフのうち、陳列区域代表および代表代理ならびにパビリオン・ディレクターの家族（扶養尊属および 21 歳未満または障がいのある直系卑属、ならびに配偶者）と家事使用人（当該家族の世話に必要で、日常的にこれら家族のために特定の作業を行う人員）も免税対象に含まれるべきであるとされている（モデル SA 第 4 条 2 項）⁶。

しかしながら、家族が日本滞在中に稼得する所得として想定されるのは陳列区域スタッフが稼得する所得と同じ性質（つまり、博覧会に関連する所得）であり、陳列区域スタッフに対する措置に含まれると想定される。また、家事使用人は、本国において陳列区域政府代表の家族との間で締結される契約に基づいて給与等が支払われるものであり、モデル SA で要請されている所得の範囲に含まれないと考えられる。

なお、所得税法における居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人（所法第 2 条第 1 項第 3 号））に該当する者については、課税を免除する合理的な理由に乏しいことから、非居住者（居住者以外の個人（所法第 2 条第 1 項第 5 号））のみを対象とすることが考えられる。

したがって、モデル SA および BIE からの要請を踏まえると、非居住者である陳列区域スタッフ等（家族および家事使用人を含まない）を本措置の対象者とすることが考えられる。

陳列区域スタッフ等の類型と現行の課税関係（国内勤務給与等）

免税措置 対象者	陳列区域スタッフ			BIE 職員
	陳列区域代表／代 表代理	パビリオン・ディレク ター	その他陳列区域代 表事務所の直接被 雇用者	
外国政府等職	所得税法により非課税 ⁷			—

⁶ なお、ミラノ博においては、家族および家事使用人は免税対象となっていなかった。

⁷ 以下の要件を満たす必要がある（所得税法第 9 条 1 項 8 号、同施行令第 24 条、所基通 9-12）。

①その者が日本の国籍を有しない者であり、かつ、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者）でないこと。

員		
外交官	主権免税 ⁸	—
国連・国連 専門機関職員	国連条約等による免税 ⁹	—
上記以外の 被雇用者	課税	課税

参加者の区分と本税制措置の対象者(案)

参加者区分	概要	対象(案)
陳列区域代表・代表代理	公式参加者である外国政府および国際機関によって政府代表として任命される個人	○
その家族等	上記の家族および家事使用人	×
パビリオン・ディレクター	陳列区域代表事務所の長である当該公式参加国のパビリオンの館長	○
その家族等	上記の家族および家事使用人	×
陳列区域事務所の 直接被雇用者	博覧会への参加のために陳列区域代表事務所に雇用されたすべての人員	○
その家族等	上記の家族および家事使用人	×
同事務局の業務委託者(個人)	同事務局の直接雇用ではなく、業務委託先として活動する者	×
BIE メンバーおよび職員	BIE の代表者らおよび BIE 事務局の職員	○

3 対象所得

国内税法上、非居住者は国内源泉所得に対して所得税が課される。課税対象となる所得の種類と課税方式をまとめると以下のとおりとなる。

非居住者に対する課税関係の概要

所得の種類 (所法 161①)	非居住者の区分 (所法 164①)		恒久的施設を有しない者 (所法 164①二、②二)	源泉徴収 (所法 212①213①)
	恒久的施設 帰属所得 (所法 164①一イ)	その他の 国内源泉所得 (所法 161①ロ、②一)		
(事業所得)			【課税対象外】	
① 資産の運用・保有により生ずる所得 (所法 161①二) ※下記⑦～⑮に該当するものを除く	【総合課税】 (所法 161①一)	【総合課税(一部)】		無
② 資産の譲渡により生ずる所得 (" 三)				
③ 組合契約事業利益の配分 (" 四)	【源泉徴収の上、総合課税】	【課税対象外】		20.42%

②その者のその外国政府又は外国の地方公共団体のために行なう勤務が日本国又はその地方公共団体の行なう業務に準ずる業務で収益を目的としないものに係る勤務であること。

※例えば、外国政府又は外国の地方公共団体が舞踊、サーカス、オペラ等の芸能の提供を行っている場合のその業務に従事したことにより受ける給与は非課税とならない

③外国がその国において勤務する日本国の国家公務員又は地方公務員で①および②に準ずる要件を備えるものが受けるこれらの給与について所得税に相当する税を課さない場合

⁸ 外交関係に関するウィーン条約第 34、37 条、所得税法基本通達 9-11

⁹ 国際連合の特権及び免除に関する条約 5 X VIII(b)、専門機関の特権及び免除に関する条約 6 X VIII(b)等

④ 土地等の譲渡対価 (" 五)	(所法 161① ー)	【源泉徴収の上、総合課税】	10.21%
⑤ 人的役務の提供事業の対価 (" 六)			20.42%
⑥ 不動産の賃借料等 (" 七)			20.42%
⑦ 利子等 (" 八)		【源泉分離課税】	15.315%
⑧ 配当等 (" 九)			20.42%
⑨ 貸付金利子 (" 十)			20.42%
⑩ 使用料等 (" 十一)			20.42%
⑪ 給与その他の人的役務の提供に対する報酬、 公的年金等、退職手当等 (" 十二)			20.42%
⑫ 事業の広告宣伝のための賞金 (" 十三)			20.42%
⑬ 生命保険契約に基づく年金等 (" 十四)			20.42%
⑭ 定期積金の給付補填金等 (" 十五)			15.315%
⑮ 匿名組合契約等に基づく利益の分配 (" 十六)			20.42%
⑯ その他の国内源泉所得 (" 一七)		【総合課税】 (所法 161① ー)	無

また、陳列区域代表事務所によって雇用される陳列区域スタッフ等が、国内において行うことが想定される活動は下記のとおりである。

活動時期	想定される活動
2022 年度 11 月頃～ (準備期間)	出展準備のための事前調査 基本計画策定 パビリオン建築準備
2023 年度 (準備期間)	実施計画策定・プロデュース パビリオン建設に伴う監理等 展示設計 広報活動
2024 年度 (準備期間)	分野別プロデュース 建築保守管理実施 展示施工、監理 運営計画・準備 広報活動
2025 年度 (開催期間)	パビリオンの運営実施 建築・展示保守管理

	広報活動 開催事実
2026 年度 (残務処理期間)	開催後の残務処理(パビリオン等の解体・撤去等を含む)

これらの活動を行うことにより陳列区域代表事務所から支払いを受ける陳列区域スタッフ等の所得は、国内源泉所得のうち、国内において行う勤務に基因する給与等¹⁰に該当し、それ以外の所得が発生することは想定されない。

この点、モデル SA 第 10 条は、①陳列区域代表事務所またはその代理が支払う給与等および②日本国外で得た所得に係る所得税の免除を求めている。したがって、モデル SA および BIE の要請を踏まえれば、陳列区域スタッフ等に対して陳列区域代表事務局等が支払う給与等で、日本国内において行う勤務等に基因するものを本措置の免税対象所得とすることが考えられる。また、上記②については、BIE に質問し、国外に源泉のある所得であると解することを確認したため、陳列区域スタッフ等が非居住者であることを前提とするとしても課税対象外であり、措置は不要と考えられる。

なお、所得税が免除される場合、陳列区域スタッフ等に給与等を支払う陳列区域代表事務所等も当該給与等に対して所得税を源泉徴収する義務はないものと考えられる。一方、非居住者が国内において行う勤務に基因する給与等のみを稼得する場合、当該給与等の支払時に源泉徴収の適用を受けないときは、原則として、給与等の支払いを受ける年の翌年 3 月 15 日(同日前に国内に居所を有しないこととなる場合には、その有しないこととなる日)までに、税務署長に対し、申告書を提出することとされている(所法 172)。納税額がないにもかかわらず申告書を提出するという事務手続きを生じさせないために、申告手続きを行わないことを認める措置を合わせて講ずることが考えられる。

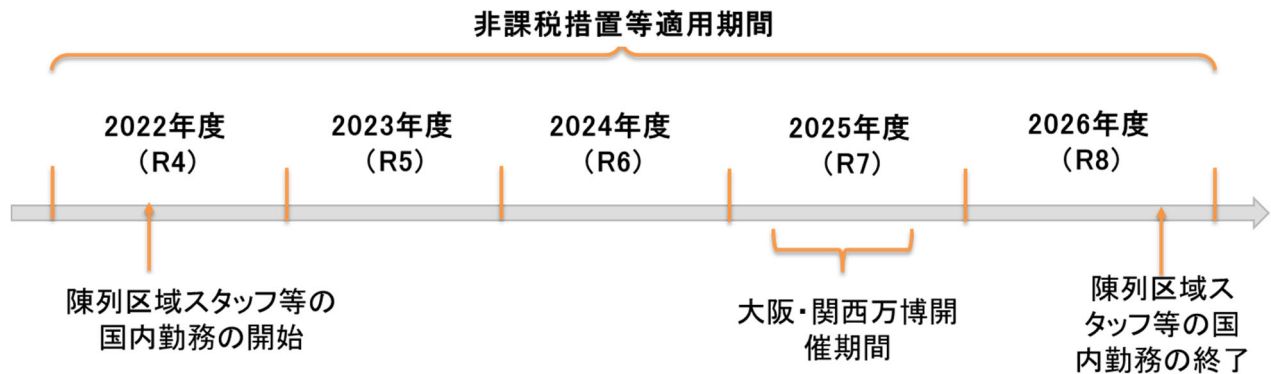
4 措置の必要性

法人税と同様に、国際博覧会の開催にあたっては、国際博覧会条約及び関連規則において、参加国・参加者に税制面で便宜を図ることが求められ、開催国において、個人所得に対する非課税措置が講じられることが通例となっている。大阪・関西万博は自己建築型パビリオンが予定されており、陳列区域スタッフ等の滞在期間が長期に亘る可能性があるため、我が国で所得税等を課されることがあり得るが、かかる納税は博覧会参加者に相当の負担を強いることとなる。したがって、世界中の国・地域からの相当数の参加が見込まれることに鑑み、大阪・関西万博においても、過去の博覧会との平仄をとり、その円滑な準備及び運営を支援するために、開催地である我が国において非課税措置を講じる必要があると考えられる。

5 適用期間

大阪・関西万博に係る登録申請書によると、陳列区域事務所は、2023 年 4 月 13 日から博覧会の建築用区画の引き渡しを受け、博覧会終了後は 2026 年 4 月 13 日までに現状に回復し、立ち退き、返還をすることとされている。陳列区域スタッフ等は準備のため 2022 年 11 月頃から入国し、終了後は 2026 年中に出国することが想定されるため、2022 年分から 2026 年分までの期間で課税所得が発生する可能性があり、これを適用期間とすることが考えられる。

¹⁰ 俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務その他の人的役務の提供(内国法人の役員として国外において行う勤務その他の政令で定める人的役務の提供を含む。)に基因するもの(所得税法第 161 条 12 号イ)



(3) 個人住民税(個人の所得に対する課税(地方税))

1 内容

大阪・関西万博に関連して来日する陳列区域スタッフ等が稼得する国内における勤務に基因する給与等について、道府県民税および市町村民税を課さないこととする措置を講ずることが考えられる。

2 対象者

所得税と同様、モデル SA および BIE からの要請を踏まえると、非居住者である陳列区域スタッフ等を本措置の対象者として講ずることが考えられる。

3 対象所得

所得税と同様、陳列区域スタッフ等に対して陳列区域代表事務局等が支払う給与等で、日本国内において行う勤務等に基因するものを本措置の免税対象所得とすることが考えられる。なお、均等割については、所得税について非課税措置が実現する場合、陳列区域スタッフ等の合計所得金額が免税点¹¹を下回り、課税されないことが想定されるため、要望しないことが考えられる。

4 措置の必要性

所得税と同様である。

5 適用期間

所得税と同様、2022 年分から 2026 年分までの期間で課税所得が発生する可能性があり、これを適用期間とすることが考えられる。

(4) 登録免許税

1 内容

外国法人である陳列区域代表事務所が日本国内において、博覧会に関連して行う外国会社の商業登記および土地の賃借権の登記については、登録免許税を課さないこととする措置を講ずることが考えられる。

2 対象者

モデル SA 第 9 条 3 項では、陳列区域代表事務所が開催国の登録免許税の免税対象者とされている。したがって、本博覧会においても、陳列区域政府代表事務局を対象者として講ずることが考えられる。

3 対象取引

モデル SA 第 9 条 3 項では、陳列区域代表事務所が組織として非商業的な活動を遂行するために必要とす

¹¹ 地方税法第 295 条第 3 項

る物品およびサービスの購入に関する取引が免税対象取引とされている。したがって、陳列区域代表事務所等が行う、博覧会に関連する外国法人の商業登記や土地の賃借権の登記等が必要な場合は、かかる登記を免税対象とすることが考えられる。

4 適用期間

大阪・関西万博に係る登録申請書によると、陳列区域事務所は、2023 年 4 月 13 日から博覧会の建築用区画の引き渡しを受け、博覧会終了後は 2026 年 4 月 13 日までに現状に回復し、立ち退き、返還をすることとされている。陳列区域スタッフ等は準備のため 2022 年 11 月頃から入国し、終了後は 2026 年中に出国することが想定されるため、仮に登記が必要となった場合、2022 年分から 2026 年分までの期間で博覧会に関連する外国法人の商業登記や土地の賃借権の登記等が発生する可能性があり、これを適用期間とすることが考えられる。

5 措置の必要性

国際博覧会の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なイベントである。このため、公式参加者の博覧会参加に係る負担を軽減し、各国に参加を促していくことで、大阪・関西万博を成功裡に開催することが必要と考えられる。さらに、モデル SA では、開催国において、公式参加者に係る登録税等の免税を措置することとされており、実際に、直近の海外国際博覧会においても免税措置がなされている。このため、今回、日本が開催国となる場合にのみ登録税が課されることとなれば、将来にわたって、万博招致に係る国際競争力を低下させることとなりかねないことから措置が必要であると考えられる。

(5) 印紙税

1 内容

外国法人である公式参加者が日本国内において、博覧会に関連して作成するパビリオン建設地に係る土地の賃貸借契約書、パビリオン建設等に係る請負契約書等の文書に係る印紙税を課さないこととする。

2 対象者

モデル SA 第 9 条 3 項では、陳列区域代表事務所が開催国の印紙税の免税対象者とされている。したがって、本博覧会においても、陳列区域政府代表事務所等を対象者としてすることが考えられる。

3 対象取引

外国公式参加者が作成するパビリオン建設地に係る土地の賃貸借契約書、パビリオン建設等に係る請負契約書等の文書に係る印紙税を免除する。

4 措置の必要性

モデル SA では、開催国において、公式参加者に係る印紙税等の免税を措置することとされており、実際に、直近の海外国際博覧会においても免税措置がなされている。このため、今回、日本が開催国となる場合にのみ印紙税の免税措置がないこととなれば、日本の国際的なプレゼンスを低下させることとなりかねないことから、措置が必要であると考えられる。また、現行のスキームであれば、公式参加者が海外で締結する契約文書は不課税となる一方で、国内で契約する文書は課税となるが、公式参加者は、日本国政府が正式に参加招請を行ったものであり、万博の趣旨に鑑みれば、その行う事業は、公共性が高く、また、収益を求めるものではないことから、その契約文書に担税力があるとは思えず、それであれば、国外、国内に問わず、公式参加者の行う契約においては、すべて非課税とすべきと考えられる。

5 適用期間

2022 年度からパビリオン建設に係る建築設計および建築工事計画の締結が見込まれ、2025 年度にパビリオンの撤去工事が行われると想定されることから、当該撤去契約の締結が見込まれる。このため、2022 年から 2026 年までの措置が必要と考えられる。

(6) 揮発油税

1 内容

陳列区域代表事務所)の所有する登録自動車の燃料に供するために購入する一定量の揮発油に係る揮発油税を免除する措置を講ずる。

2 対象者

モデル SA 第 9 条 11 項では、陳列区域代表事務所が開催国の揮発油税の免税対象者とされている。したがって、本博覧会においても、陳列区域代表事務所等を対象者とすることが考えられる。

なお、外国公式参加者等のうち、すでに免税措置の適用を受ける、外国政府等の外国公館等を除くことも考えられる¹²。

なお、後述のとおり、過去博(大阪花博およびつくば博)においては、外国公館等免税(当時は通達免税¹³)を部分的に読み替える形式で、BIE 職員、参加国政府代表、参加国際機関代表および代表代理、ならびに参加国代表の事務所(「参加国代表等」)に免税を認めており、陳列区域代表事務所にのみ免税を求めるモデル SA より免税対象者の範囲が広がっていた。また、過去博の免税措置は、免税対象車両が、輸入関税が免除された車両に限定されていない点も、モデル SA より対象範囲が広がったといえる。

本博覧会においては、基本的にモデル SA で求められる範囲を対象とすることが考えられる。

3 対象取引

モデル SA 第 9 条 11 項では、公用車として開催国における輸入関税等を免除される車両に要する燃料の一定額を免税対象とすべきとされている。また、ミラノ博 SA 第 10 条 9 項でも、公式利用のための最大 2 台の輸入関税等を免除された車両に要する燃料および潤滑油について半年ごとに最大 1200L までを免税対象としていた¹⁴。

したがって、モデル SA および海外博の措置を踏まえると、陳列区域代表事務所等が所有する我が国の輸入関税を免除される一定の自動車の燃料に供するために購入する一定量の揮発油を免税対象とすることが考えられる。

免税対象とする一定量について、過去博である大阪花博とつくば博ではいずれも 1 台につき 600L/月が免税数量とされていたが、本博覧会においては、過去博も参考とする一方、現在の燃費や交通状況、公式参加者等の移動距離に応じて適当な数量を見積もる必要があると考えられる。

4 措置の必要性

原則として、登録免許税および印紙税と同様の理由となるが、加えて、揮発油税については、措法 90 の 3 により外交公館等の免税が認められていると承知しているが、今回、措置の対象となる陳列区域代表事務所は、各国によって、その主体は様ではないものの、既存措置において免税される「外交公館」の場合もあれば、免税とはならない「政府出資法人(ex.日本という JETRO 相当)」の場合もあり、日本国政府が正式に参加招請を行った同じ「公式参加者」に係る組織であるにもかかわらず、その主体によって、税制措置の有無が変わることは適当ではなく、課税の公平性を確保するべきと考えられる。

5 適用期間

パビリオン建設用の敷地渡しの 4 か月前である 2022 年 12 月頃から博覧会が修了する 2026 年 4 月頃まで、公式参加者の日本滞在が見込まれ、自動車による移動が生じると考えられる。したがって、2022 年から 2026 年までの措置が必要と考えられる。

¹² 租税特別措置法第 90 条の 3 において、外国公館等は一定の要件のもと現行制度上免税とされている。

¹³ 旧揮発油税基本通達第 87 条(別添資料集 5 に掲載)

¹⁴ 過去博における措置内容について、「2.1.2.1 過去の国内博における税制措置」(2)、(3)を参照のこと

(7) 消費税

1 内容

陳列区域代表事務所等にかかる消費税還付手続きについて 2005 年に開催された愛知博と同様にガイドランスの作成を行う措置を講ずることが考えられる。

2 対象者

モデル SA 第 9 条 5 項において、公式参加者が、展示スペースの建設、撤去および展示、運営に関して調達した物品およびサービスに係る消費税(付加価値税)は、免除もしくは還付されるべきとされていることから陳列区域代表事務所等を対象者として考えられる。

3 対象取引

陳列区域代表事務所等は、万博会場内にパビリオンを出展し、自国企業ないし日本企業と行事・催事契約等を締結し、職員を派遣することで展示会場を管理・運営することが見込まれる。活動内容は、基本的に万博に関連する非商業的な活動が中心となるが、付随して商業的活動(各国の名産品の物販や、レストランの運営等)も行うことから、公式参加者が国内において行ったパビリオンの建設、展示準備、運営、撤去および商業的活動までにかかった必要経費について、物品の購入のみならず、サービスの購入についてのほぼすべてを消費税の還付の対象とする。

4 措置の必要性

陳列区域代表事務所等は、大阪・関西万博以前に日本で消費税の申告を行っていないことが想定されるため、各国の公式参加者が円滑に還付手続きを進めるために必要であると考えられる。

なお、各国公式参加者は博覧会終了後、短期間で日本から事業を終了すると思われることから、還付手続きの運用方法については、事前に国税当局と合意しておくことが望ましいと考えられる。

5 適用期間

大阪・関西万博に係る登録申請書によると、陳列区域事務所は、2023 年 4 月 13 日から博覧会の建築用区画の引き渡しを受け、博覧会終了後は 2026 年 4 月 13 日までに現状に回復し、立ち退き、返還をすることとされている。2022 年の 4 月以降に契約が行われる見込みであり、設計事務所に対して、各国から事業を委託する可能性があることから、2022 年中に消費税還付手続きのガイドランスの公表を行うことが望ましい。また 2026 年中に建築用区画の返還が行われることから、2026 年分までの申告に対応する必要があると考えられる。なお、3 ヶ月ごとまたは 1 ヶ月ごとに消費税の還付を受けようとする場合には消費税課税期間特例選択・変更届出書を提出する。

(8) 固定資産税・都市計画税

1 内容

公式参加者による陳列区域代表事務所、非公式参加者(博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した公式参加者以外の者。以下同じ。)および BIE が、博覧会の会場内外で、博覧会の用に供する家屋および償却資産に係る非課税措置を講ずることが考えられる。

2 対象者

陳列区域代表事務所、非公式参加者および BIE を対象として考えられる。モデル SA 第 9 条 2 項では、陳列区域代表事務所の建物は、固定資産税の支払を免除されるべきであるとされている。モデル SA および BIE からの要請を踏まえれば、非公式参加者を対象としないことも考えられるが、国内の過去博においては、継続的に非公式参加者が免税対象者とされていることから、参加者における博覧会への参加コストの負担軽減に配慮し、大阪・関西万博においても引き続き対象として考えられる。

3 対象資産

固定資産税および都市計画税は地方税法第 342 条、第 702 条 1 項において定められており、現行法令においては陳列区域代表事務所、非公式参加者および BIE が保有する家屋、償却資産はすべて課税対象とされる。

したがって、非課税措置の対象としては、陳列区域代表事務所、非公式参加者および BIE が博覧会の会場内外において博覧会の用に供する家屋および償却資産(※)が考えられる。具体的な区分は以下の通りである。

取得が見込まれる資産(下線部は、愛知博に追加して対象とするもの)	
家屋	会場内のパビリオン、飲食物販施設、催事施設、管理施設、倉庫等
償却資産	会場内インフラ施設(電気設備、ガス施設、水道施設等)、内装工事、上記会場内の家屋に設置する償却資産 <u>会場外事務所施設内に設置する償却資産</u>

※償却資産については、過去博同様、物品販売業、飲食店業その他の一定の事業のように供するものを除くことが考えられる。

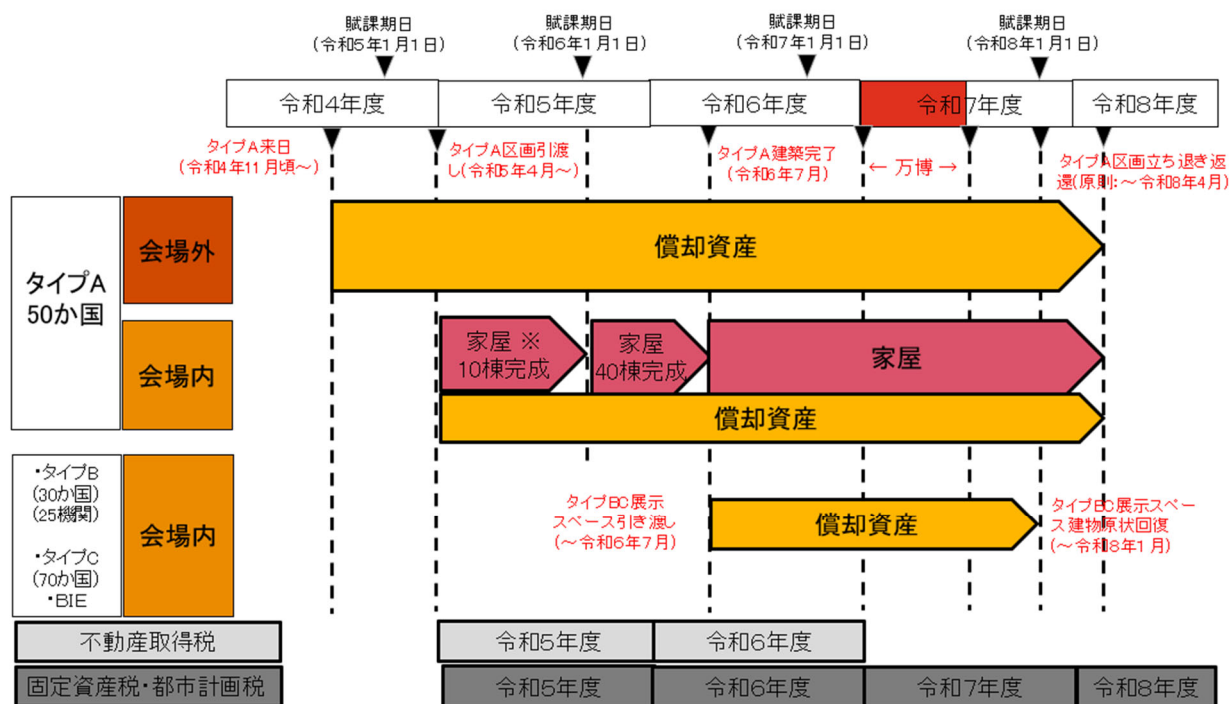
4 措置の必要性

博覧会の出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、国際博覧会条約および関連規則に基づき、開催地である我が国において大阪・関西万博の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要であると考えられる。

5 適用期間

非課税措置は大阪・関西万博に用いられる施設が、2022 年 11 月ごろから取得され、博覧会終了後、短期間で解体・撤去されることを踏まえたものであるが、環境に配慮して撤去を進める必要があることから、愛知博同様、博覧会終了後 1 年度程度(2026 年まで)措置を継続するのが望ましいと考えられる。したがって、適用期間は、2023 年度から 2026 年度とすることが考えられる。

(参考)陳列区域代表事務所が設置する対象施設の取得・保有に係るスケジュール



参考:登録申請書278頁(https://www.meti.go.jp/policy/exhibition/pdf/expo2025_J_A4.pdf)

※タイプAについては、令和6年1月1日までに10棟(20%)完成、令和6年7月までに残り40棟完成と仮定。

5

(9) 不動産取得税

1 内容

陳列区域代表事務所、非公式参加者および BIE が、博覧会会場内で、博覧会の用に供する家屋の取得に係る非課税措置を講ずることが考えられる。

2 対象者

陳列区域代表事務所、非公式参加者および BIE を対象とすることが考えられ、固定資産税・都市計画税と同様である。

3 対象資産、取引

不動産取得税は地方税法第 73 条の 2 において定められており、現行法令においては陳列区域代表事務所、非公式参加者および BIE が家屋を取得する場合に課税対象とされるため、これを非課税措置の対象とすることが考えられる。具体的な区分は以下の通りである。

取得が見込まれる資産	
会場内	パビリオン、飲食物販施設、催事施設、管理施設、倉庫等

なお、本非課税措置は博覧会に用いられる家屋が短期間で解体・撤去されることを踏まえた措置であることから、博覧会終了後一定期間経過後においても残存する家屋については、その時点で新規に取得したものとして、課税の対象とすべきと考えられる。この一定期間については、愛知博同様、1 年 6 か月とすることが考えられる。

4 措置の必要性

博覧会の出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、国際博覧会条約および関連規則に基づき、開催地である我が国において大阪・関西万博の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要であると考えられる。

5 適用期間

非課税措置は、大阪・関西万博に用いられる家屋が、2022 年 11 月ごろから、博覧会開催直前の 2025 年 3 月までの期間に取得にされることが想定されることから、2023 年度から 2025 年度までを適用期間とすることが考えられる。

(10) 事業所税

1 内容

陳列区域代表事務所および非公式参加者が博覧会に関して使用する事業所において行う事業に対する課税について、非課税措置を講ずることが考えられる。

2 対象者

陳列区域代表事務所および非公式参加者を対象とすることが考えられる。

なお、BIE は、資産割、従業者割共に地方税法第 701 条の 43 に定める免税点（資産割については事業所等の床面積 1,000 平方メートル（BIE の事務所は博覧会協会から提供するため固有のものは有しない見込み）、従業者割については 100 人）以下になることが想定されるため、非課税措置の対象にする必要がないと考えられる。

3 対象となる課税客体

事業所税は地方税法第 701 条の 32 において定められており、現行法令においては陳列区域代表事務所および非公式参加者が有する事業所等が所在する指定都市等（つまり大阪市）において事業を行う場合に、資産割および従業者割の合算額が課されることになる。

したがって、陳列区域代表事務所および非公式参加者が、博覧会の会場内においてパビリオン等を有して行う博覧会に関連する事業を対象とすることが考えられる。なお、会場内で博覧会に関連する事業以外の事業を行うことは想定されていない。

4 措置の必要性

博覧会の出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、国際博覧会条約および関連規則に基づき、開催地である我が国において大阪・関西万博の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要であると考えられる。

5 適用期間

陳列区域代表事務所および非公式参加者は、博覧会開幕のおよそ半年前より運営スタッフを雇用し、従業員が 100 人（免税点）を超えることが見込まれるが、2023 年 4 月 13 日から建築用区画の引渡しを受け、博覧会終了後、2026 年 4 月 13 日までに当該区画を原状回復し、立ち退き、返還しなければならないこととされている（特別規則第 2 号 9 条¹⁵⁾）ため、この期間に事業所等を有することが想定される。したがって、資産割に

¹⁵⁾（参考）特別規則第 2 号

第 9 条 展示スペースの利用開始日、完成期限及び原状回復期限

1. 実際の建築作業は 2024 年 7 月 13 日まで、内部の改装と最終仕上げ作業は 2025 年 1 月 13 日まで、展示品の設置は 2025 年 3 月 13 日までに完了しなければならない。
2. かかる予定を守るために、建築用区画は 2023 年 4 月 13 日から、開催者が建築する展示スペースは 2024 年 7 月 13 日までに参加者に引き渡されるものとし、展示品の搬入は 2024 年 11 月 13 日より許可されるものとする。
3. 参加者が建築する展示スペースは、特別の取決めを開催者と当該参加者との間で締結している場合、本博覧会終了後も保存す

については 2023 年から 2026 年、従業員割については、2024 年度から 2026 年度を適用期間とすることが考えられる。

(11) 自動車税・軽自動車税（種別割および環境性能割）

1 内容

陳列区域代表事務所等および陳列区域スタッフ等が所有する自動車および軽自動車の取得、保有に係る課税（地方税法 145 条および 442 条）の非課税措置の創設

2 対象者

陳列区域代表事務所等および陳列区域スタッフ等

3 対象資産

陳列区域代表事務所等および陳列区域スタッフ等が博覧会に関連して取得または所有する自動車および軽自動車（輸入関税が免除される（再輸出免税が適用される）ものとする。具体的な区分は以下のとおりである。

対象となる所有者	対象となる資産
陳列区域代表事務所 陳列区域スタッフ BIE BIE 職員	博覧会に関連して取得・所有する自動車（輸入関税が免除されるものに限る）

4 措置の必要性

国際博覧会は、人類の科学的・文化的な成果や新たな未来像を提示する世界の祭典であり、これまで日本で開催された国際博覧会は、開催を契機として、インフラ整備や都市開発などを通じて日本自身が大きな飛躍を遂げるとともに、科学的・文化的な成果や新たな未来像を提示するなど、国際社会に大きく貢献してきた。

2020 年 12 月に閣議決定された大阪・関西万博の「基本方針」においても、大阪・関西万博を契機に、日本が「課題解決先進国」として、人間一人一人がそれぞれの可能性を最大限発揮できる持続可能な社会を、国際社会と共に創ることを推し進めることを示しており、大阪・関西万博の開催は我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なプロジェクトである。

国際博覧会の開催にあたっては、国際博覧会条約等に基づき、参加国・参加者に対して便宜を図ることが求められおり、特に、税制措置については、参加国の出展コストに大きな影響を与えるものであり、博覧会に関連する非商業的な活動の範囲での免税措置を BIE（国際博覧会事務局）からも求められている。

※モデル SA においては、陳列区域政府代表事務局に関し、公用車として輸入に係る関税が免除される車両について、自動車税を免除することとしている。また、陳列区域スタッフ等に関しても、輸入に際して関税が免除される車両（自用車）について、自動車税を免除すべきとされている。

車体課税についてもその例外でなく、BIE から免税措置を求められているところ、2005 年の愛知博においても

ることができる。

4. 参加者に割り当てられた区画は、別段の取決めを開催者と事前に締結していない限り、遅くとも 2026 年 4 月 13 日までに何も無い原状に回復し立ち退き返還しなければならない。

5. 開催者が建築する展示スペースは、2026 年 1 月 13 日までに建物を原状に回復し明け渡さなければならない。

免税措置を講じていたこと、過去の海外博においても、(車体課税がそもそも存在しない国を除き、)開催国において自動車の取得・保有に係る免税措置を講じることが通例となっていた。

※例えば、2005 年の愛知博においても免税措置を講じていた。直近の海外博であるミラノ博(2015 年)においては、SA10 条 9 で陳列区域政府代表事務局の保有する一定の車両に係る車体課税(州登録税および車両税)が免除されている。また、ドバイ博(2021 年)においては、当地において車体課税が無いことから課税されていない。

仮に日本でのみ課税が行われる場合は、大阪・関西博の参加招請等にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえれば、2005 年の愛知博と同様、参加国等が持ち込み、保有する自動車に対しては、免税措置を講ずることが妥当と考えられる。

サラゴサ博以降の自動車税免税措置状況

(※SA が締結されるようになったのはサラゴサ博(2008 年)から)

	ドバイ博 (2021) (登録博)	アスタナ博 (2017) (認定博)	ミラノ博 (2015) (登録博)	上海博 (2010) (登録博)	サラゴサ博 (2008) (認定博)
我が国における自動車税種別割の有無	税目なし	<u>Vehicle Tax</u> 排気量、自動車種別に応じて課税	<u>Regional Motor Vehicle Tax</u> 排気量等に応じて年間ベースで課税	<u>車両税</u> 車両の保有に対して、年ベースでの車両重量に応じて定額課税	<u>Motor Vehicle Tax</u> 自動車の所有者に対して年間ベースで課税
我が国における自動車税環境性能割(自動車取得税)の有無	税目なし	税目なし	<u>Provincial Registration Tax</u> 自動車の登録にあたり、1台毎に課税	<u>車両取得税</u> 自動車取得時において 10% 課税。新エネルギー車に対しては、免税	税目なし
万博における特別措置	措置不要	SA に該当なし	免税(SA10 条 9)陳列区域政府代表事務局は、当該車両に関する州登録税及び車両税も免除されるものとする。	SA の締結なし	SA に該当なし

5 適用期間

大阪・関西万博では、開催 2 年前の 2023 年 4 月に陳列区域(パビリオン建設地)の敷地引き渡しを行い、外国公式参加者(陳列区域政府代表事務局及び陳列区域スタッフ等)によるパビリオンの建設工事が開始される予定となっている。建設工事開始前には、建築確認等の行政手続きや工事契約、工事監理の体制構築などを現地にて行う必要があり、過去博の事例から、工事開始の4～5か月前である 2022 年 11 月頃中に陳列区域政府代表等が入国してこれらの手続きを行うことになると想定される。

外国公式参加者(陳列区域政府代表事務局及び陳列区域スタッフ等)は、2022 年夏以降の参加契約締結に基づき、早くも 2022 年 11 月頃には来日、日本国内に滞在し、自動車を取得・保有することになる見込みであるため、入国後の自動車税の課税を免除する必要がある。

また、大阪・関西万博の参加者に対するパビリオン等の撤去完了期限を 2026 年 4 月 13 日までとしているこ

とから、外国公式参加者が国内滞在を終え自動車を保有しなくなるのは、最も遅いもので 2026 年 4 月までと想定される。

これらを踏まえ、適用期間は、環境性能割、種別割それぞれについて以下のとおりとすべきと考えられる。

環境性能割：

環境性能割は、自動車・軽自動車の取得時に課税される。したがって、自動車税および軽自動車税とも、2022 年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日)から 2025 年度(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日)の取得を適用対象とする。

種別割：

種別割は、4 月 1 日時点で自動車・軽自動車を保有している場合に課税される。自動車税については、年の途中で取得した場合、月割で課税される。したがって、自動車税は 2022 年度から 2026 年度、軽自動車税は 2023 年度から 2026 年度の保有を適用対象とする。

(12) 自動車重量税

1 内容

陳列区域代表事務所等および陳列区域スタッフ等が所有する検査自動車および届出自動車に係る自動車重量税の免税措置の創設

2 対象者

陳列区域代表事務所等および陳列区域スタッフ等

3 対象資産

陳列区域代表事務所等および陳列区域スタッフ等が博覧会に関連して所有する検査自動車および届出自動車で輸入関税が免除される(再輸出免税が適用される)もの。

対象となる所有者	対象となる資産
陳列区域代表事務所 陳列区域スタッフ BIE BIE 職員	博覧会に関連して所有する検査自動車および届出自動車(輸入関税が免除されるものに限る)

4 措置の必要性

基本的には、自動車税における「措置の必要性」と同様である。

加えて、自動車重量税については、外交官・大使館等の車両については道路運送車両法の適用がなく、また、道路交通条約の締約国に登録される一定の自家用車についても車検対象外となることから、自動車重量税が課されないが、今回、措置の対象となる「公式参加者」等の車両は、各国によって様ではないものの、既存措置において免税される「外交官、大使館等の車両」や「条約締約国自動車」の場合もあれば、免税とはならない「政府出資法人」の車両の場合もあり、日本国政府が正式に参加招請を行った同じ「公式参加者」にもかかわらず、その主体によって、税制措置の有無が変わることは適当ではなく、課税の公平性を確保すべきではないかという点も挙げられる。

5 適用期間

大阪・関西万博に関連する車両の取得・保有の時期については、上記の自動車税と同様である。

自動車重量税は、自動車検査証の交付等を受ける時または車両番号の指定を受ける時に課されるため、

2022 年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日)から 2025 年度(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日)を適用対象とする。

2.1.2. 博覧会協会向けの特別措置に関する調査等

(1) 公益法人等に関する税制の概要

公益法人制度については、2006 年 5 月 26 日に、いわゆる公益法人制度改革 3 法¹⁶が可決・成立し、原則として 2008 年 12 月 1 日から施行となったことにより、税務上は、2008 年度税制改正において公益法人関係税制の整備が行われている。

改正以前の税制では、改正前の民法第 34 条に基づき設立された社団法人および財団法人(以下「旧民法第 34 条法人」という。)は、税法上の公益法人等に該当し、公益性を鑑み基本的には非課税としつつ、利益を得ることを目的とする営利法人との課税のバランスを確保する観点から営利法人と競合関係にある事業(収益事業)を営む場合に限り法人税の納税義務が生じ、各事業年度の所得のうち、収益事業から生じた所得に対し法人税が課される、いわゆる収益事業課税方式が適用されていた。

2008 年度改正においては、公益社団法人および公益財団法人(一般社団法人・一般財団法人のうち、公益法人認定法に基づき、公益目的事業¹⁷の実施を主たる目的としていること等法令上の明確化された公益認定の基準に適合することについて行政庁の認定を受けた法人であり、公益認定を受けた後も公益目的事業比率の維持等の基準が設けられてこれを遵守すべきこととされている)が税法上の公益法人等に追加され、公益目的事業に係る活動を促進する観点も踏まえ、旧民法第 34 条法人に対して適用されている収益事業課税方式をベースとしつつ、公益目的事業から生ずる所得に対しては課税しないこととする措置、すなわち、公益社団法人および公益財団法人が行う公益目的事業を収益事業の範囲から除外する措置等が講じられた。

1 法人税

公益法人等に対する原則的な取扱いには収益事業¹⁸から生じた所得にのみ課税することとなっている。公益社団法人および公益財団法人(以下「公益社団法人等」という。)が実施する事業のうち公益法人認定法第 2 条 4 号に規定する公益目的事業は、収益事業から除外されているため、課税されない。

2 消費税

基準期間における課税売上高(または特定期間(前期の事業年度開始の日以後 6 月間の期間)の課税売上高)が 1,000 万円超の場合には消費税の納税義務が発生する。なお、特定期間については、課税売上高に代えて、支出する給与の額で判定することも可能である。

公益法人等について、消費税の納税義務がある場合には以下の特例がある。

- ・資産の譲渡等の時期の特例
- ・仕入控除税額の計算の特例
- ・申告・納付期限の特例

3 印紙税

¹⁶ 一般社団法人および一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下、「一般社団・財団法」という。)、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号。以下、「公益法人認定法」という。)、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下、「整備法」という。)の 3 法

¹⁷ 公益法人認定法第 2 条第 4 号に規定する公益目的事業

¹⁸ 法人税法第 2 条第 13 号

公益法人等が課税文書を作成した場合には課税となる。なお、17号文書に関しては、公益社団法人・公益財団法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、営利を目的とする法人ではないことから、その作成する金銭または有価証券の受取書は、収益事業に関して作成するものであっても、「営業に関しない受取書」に該当することとされ、課税文書には該当せず非課税となる。

4 登録免許税

公益法人等が、登記等を行う場合には原則として課税となる。

ただし以下のものは非課税となる。

- 自己の設置運営する学校の校舎等の所有権の取得登記等、保育所等の用に供する建物の所有権の取得登記等および認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記等
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第九条第一項(名称等)又は第二十九条第五項(公益認定の取消し)の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人の名称の変更の登記

5 揮発油税

揮発油税は、揮発油の製造者または揮発油を保税地域から引き取る者に対して課税が行われる。よって、消費者である公益法人等が給油所から揮発油を購入する場合には、揮発油税および地方揮発油税が課された税込金額を対価として支払うため購入者に間接的に課税が行われる。

6 地方税

- 法人事業税
公益社団法人等は、外形標準課税の適用を受けず、所得割のみ課税される。公益法人等の所得割に係る原則的な取扱い、法人税と同様に、収益事業から生じた所得にのみ課税することとなっており、公益目的事業に係る所得は非課税とされている。
- 法人住民税
 - 均等割
公益法人等に対する原則的な取扱いは、日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人等の一部の公益法人等を除き、各道府県および市町村において課税される。
ただし、一定の地方自治体(大阪府・大阪市を含む)においては、収益事業を行わない公益社団法人等の均等割について、減免措置を設けている。この場合、減免申請を行うことで均等割が免除される可能性がある。
 - 法人税割
公益法人等に対する原則的な取扱いは、法人税と同様に、収益事業から生じた所得にのみ課税することとなっている。このため、公益目的事業に該当する場合は、法人税割は非課税となる。
- 不動産取得税
公益法人等に対する原則的な取扱いは、他の法人と同様に、公益法人等が土地・家屋の取得時に、取得した不動産の価格を課税標準として不動産取得税が課税される。公益社団法人等が設置する図書館において直接その用に供する不動産など一定の不動産に該当する場合には非課税の対象となっている。
- 固定資産税
公益法人等に対する原則的な取扱いは、他の法人と同様に、その年1月1日において土地・家屋および償却資産の所有者として固定資産台帳に登録されている場合には、当該固定資産課税台帳に登録されている価格を課税標準として固定資産税が課税される。公益社団法人もしくは公益

財団法人、宗教法人または社会福祉法人が設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産など一定の不動産に該当する場合には非課税の対象となっている。

- 事業所税
公益法人等に対する原則的な取扱いは、収益事業以外の事業に対しては、課税できないこととされている。このため、公益目的事業に該当する場合には、非課税となる。
- 車体課税(自動車税等)
公益法人等に対する原則的な取扱いは、他の法人と同様に、自動車の取得をした場合には、自動車税環境性能割が課され、かつ、その年4月1日時点で自動車を所有している者に対して自動車税の課税が生じる。
自動車税(種別割)については、大阪府条例¹⁹⁾において、①公益のため直接専用する自動車で、②知事の承認を受けたものについては、種別割を免除することとされているため、同規定の適用可能性について大阪府に確認することが考えられる。

(参考)過去博における博覧会協会に関する税制措置

税目	措置内容	愛知博	大阪花博	つくば博
法人住民税	博覧会協会に対しての法人の道府県民税および市町村民税の非課税措置	○	○	○
事業税	博覧会協会が行う事業に対しての非課税措置	○	○	○
固定資産税・都市計画税	博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋および償却資産ならびに博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋および償却資産に対しての非課税措置	○	○	○
不動産取得税	博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合および博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しての非課税措置	○	○	○
自動車税	博覧会協会が所有する一般貸切用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しての非課税措置	○	○	○
自動車取得税	博覧会協会が博覧会の観客の輸送の用に供する一般貸切用のバスの取得をした場	○	○	○

¹⁹⁾ 大阪府税条例第64条第1項五号

	合における当該バスの取得に対しての非課税措置			
事業所税	博覧会協会が博覧会に関する事業を行うために供する事業所に係る非課税措置	N/A	○	N/A
揮発油税	博覧会参加国代表者等が自動車の燃料に供するために購入する揮発油に対して揮発油税および地方道路税の免除	N/A	○	○
電気税	博覧会協会が、博覧会の会場で博覧会の用に供するため自ら発電した電気に対しての非課税措置	N/A	N/A	○

(2) サマリー

大阪・関西万博における博覧会協会向けに考えられる特別措置について税目ごとに整理を行った。概要をまとめると下表のとおりである。

税目	内容
法人税	現状収益事業を行う予定がないことを前提に、課税は生じないものと考えられる。
消費税	原則どおり取り扱われるため、特段要望不要と考えられる。
印紙税	17号以外の文書に関しての非課税措置を講じることが考えられる。
登録免許税	土地等の賃借権の登記を行う場合、建物について保存・移転等の登記を行う場合には登録免許税が課税されることが想定されるため、非課税措置を講じることが考えられる。
揮発油税	免税揮発油を購入できる措置を講じることが考えられる。
固定資産税・都市計画税	博覧会の会場内において所有する博覧会の用に供する家屋および償却資産、会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋および償却資産に対して、非課税措置を講ずる必要があると考えられる。
不動産取得税	博覧会の会場内において所有する博覧会の用に供する家屋および会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋に対して、非課税措置を講ずる必要があると考えられる。

事業所税	収益事業を行わないことを前提に、非課税措置を講ずる必要がないものと考えられる。
住民税	法人税と同様に現状収益事業を行う予定がないことを前提に、法人税割の課税は生じないものと考えられる。均等割は減免申請により免除可能と考えられる。
事業税	法人税と同様に現状収益事業を行う予定がないことを前提に、課税は生じないと考えられる。
自動車税(種別割・環境性能割)	博覧会に関連して取得、所有する自動車についての非課税措置の創設が必要と考えられる。

以下、各税目について詳細な調査結果を記載する。

(3) 法人税、住民税、事業税

博覧会協会は、収益事業を行う予定がないことを前提に、課税は生じないものと考えられる。このため、要望には至っていない。

(4) 登録免許税

博覧会協会は、土地等の賃借権の登記を行う場合、建物について保存・移転等の登記を行う場合には登録免許税が課税されることが想定されるため、非課税措置を講じることが考えられる。

(5) 印紙税

17 号文書に関して博覧会協会は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、営利を目的とする法人ではないことから、その作成する金銭又は有価証券の受取書は、収益事業に関して作成するものであっても「営業に関しない受取書」に該当し、非課税になると考えられる。一方で、土地の賃貸借契約書などは、課税物件に該当するため、原則のとおり、印紙税が課税されることが想定されるため、17 号以外の文書に関しての非課税措置を講じることが考えられる。

(6) 揮発油税

博覧会協会は、所有する車に使用する揮発油を購入する場合には、原則として間接的に課税されているため、免税揮発油を購入できる措置を講じることが考えられる。

(7) 固定資産税・都市計画税

1 内容

博覧会協会は、博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋および償却資産、会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋および償却資産の所有が想定されるが、これらの資産については、地方税法において定められている非課税の対象となる資産に該当せず、当該資産を取得した場合には、固定資産税が課せられると考えられる。このため、非課税措置を講ずる必要があると考えられる。

2 対象資産

固定資産税、都市計画税は地方税法第 342 条、第 702 条 1 項において定められており、現行法令においては博覧会協会が博覧会の用に供するために会場内外に保有する家屋、償却資産はすべて課税対象とされる。

したがって、非課税措置の対象としては、博覧会協会が博覧会の会場内外において博覧会の用に供する土地、家屋および償却資産(※)、会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋および償却資産が考えられる。具体的な資産は以下の通りである。

取得が見込まれる資産(下線部は、愛知博に追加して対象とするもの)		
会場内	土地	<u>博覧会の用に供する土地</u> (博覧会用地として利用する埋立地は、大阪市から貸与を受けるが、使用者である博覧会協会が課税される ²⁰⁾)
	家屋	管理施設、交通ターミナル、倉庫等
	償却資産	インフラ施設(電気設備、ガス施設、水道施設等)、内装工事、エントランスゲート、駐車施設、舗装路面等の償却資産
会場外	家屋	交通を確保するために設置する家屋 (場外駐車場での管理施設など)
	償却資産	交通を確保するために設置する償却資産 (場外駐車場での構築物、バスターミナルなど) <u>博覧会協会事務所施設における償却資産</u> (咲洲、道修町および東京事務所における什器・備品など)

※償却資産については、過去博同様、物品販売業、飲食店業その他の一定の事業のように供するものを除くことが考えられる。

なお、本非課税措置は博覧会に用いられる施設が短期間で解体・撤去されることを踏まえた措置であるが、博覧会終了後、環境に配慮して撤去を進める必要があることから、愛知博同様、博覧会終了後 1 年度程度(愛知博の場合は、2003 年～2006 年まで)を非課税期間とすることが考えられる。

3 措置の必要性

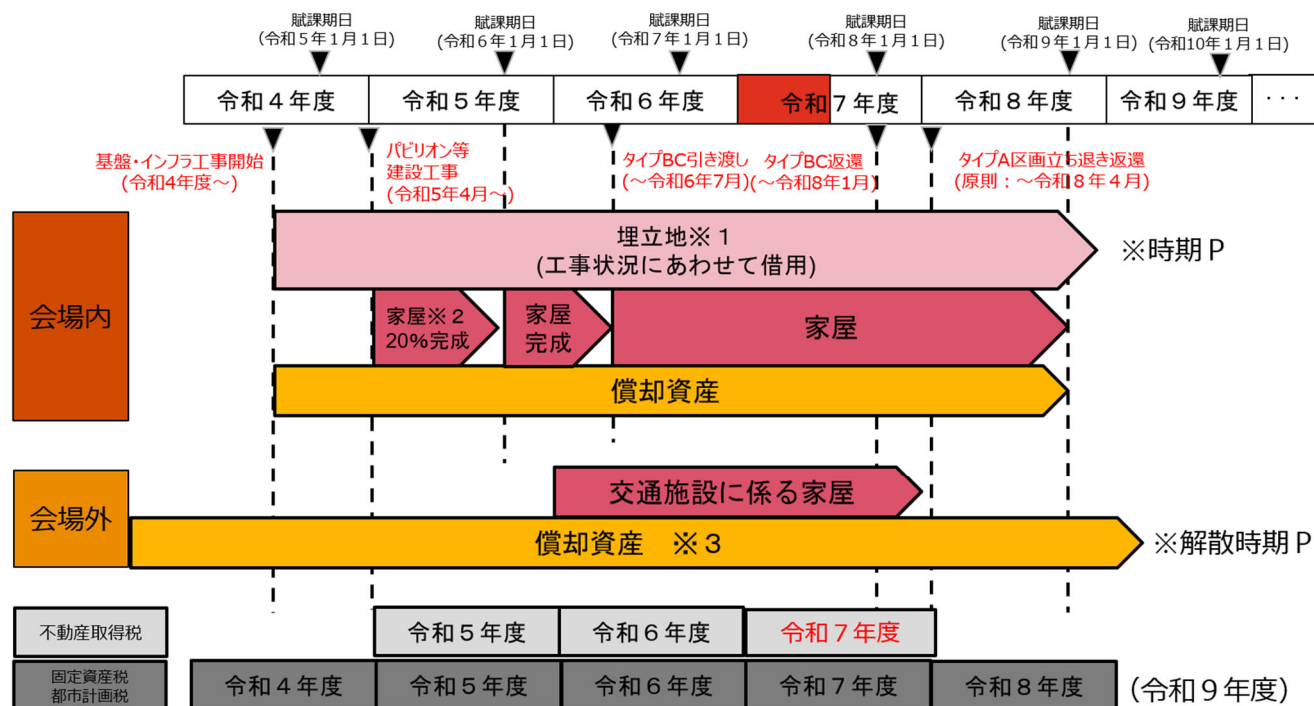
博覧会協会は、博覧会の準備及び開催運営その他協会の目的を達成するために必要な事業のみを行い、これは公益を目的とするものであることから、その事業の遂行のために要する固定資産については課税を免除することが考えられる。

4 適用期間

博覧会協会は、2022 年 11 月ごろから陳列区域代表事務所等によるパビリオン等に係る建設が開始することに合わせて、会場となる埋立地の借用及び基礎・インフラ工事を開始し、博覧会終了後、陳列区域代表事務所等による撤去工事が終了するまで埋立地を借用する必要があることから、博覧会終了後 1 年度程度(2026 年まで)措置を継続するのが望ましいと考えられる。したがって、適用期間は 2023 年度から 2026 年度とすることが考えられる。ただし、撤去が遅れる場合には、適用期間の終期を 2027 年度とすることも考えられる。

²⁰⁾ 地方税法第 343 条第 8 項、大阪市市税条例第 73 条第 8 項

(参考) 博覧会協会の対象施設の取得・保有に係るスケジュール



5 2022 年度税制改正

2022 年度税制改正大綱において、「2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の開催に伴い、(公社)2025 年日本国際博覧会協会が博覧会の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする等の所要の措置を講ずる。」とされた。

この点について、第 208 回国会(常会)に提出された地方税法等の一部を改正する法律案では、以下のよう

第十四条の二

市町村は、令和五年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会(以下この条において「博覧会」という。)の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産若しくは第三百四十三条第八項に規定する埋立地等又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産に対しては、第三百四十二条、同項又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

(8) 不動産取得税

1 内容

博覧会協会は、博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋および会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋の所有が想定されるが、これらは地方税法において定められている非課税の対象となる家屋の取得に該当せず、不動産取得税が課されると考えられる。このため、非課税措置を講ずる必要があると考えられる。

2 対象資産、取引

不動産取得税は地方税法第 73 条の 2 において定められており、現行法令においては博覧会協会が博覧会

の用に供するために会場内外に家屋を取得する場合に課税対象とされるため、これを非課税措置の対象とすることが考えられる。具体的な区分は以下の通りである。

取得が見込まれる資産	
会場内	管理施設、交通ターミナル、倉庫等
会場外	交通を確保するために設置する家屋 (場外駐車場での管理施設など)

なお、本非課税措置は博覧会に用いられる家屋が短期間で解体・撤去されることを踏まえた措置であることから、博覧会終了後一定期間経過後においても残存する家屋については、その時点で新規に取得したものとして、課税の対象とすべきと考えられる。この一定期間については、愛知博同様、1 年 6 か月とすることが考えられる。

3 措置の必要性

博覧会協会は、博覧会の準備及び開催運営その他協会の目的を達成するために必要な事業のみを行い、これは公益を目的とするものであることから、その事業の遂行のために要する家屋については課税を免除することが考えられる。

4 適用期間

非課税措置は、大阪・関西万博に用いられる家屋が、2022 年 11 月ごろから、博覧会開催直前の 2025 年 3 月までの期間に取得にされることが想定されることから、2023 年度から 2025 年度を適用期間とすることが考えられる。

5 2022 年度税制改正

2022 年度税制改正大綱において、「2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の開催に伴い、(公社)2025 年日本国際博覧会協会が博覧会の用に供するために取得した一定の家屋に係る不動産取得税について、非課税とする等の所要の措置を講ずる。」とされた。

この点について、第 208 回国会(常会)に提出された地方税法等の一部を改正する法律案では、以下のよう

第十条の二

道府県は、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会(以下この条において「博覧会」という。)の会場内において博覧会の用に供する家屋又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が、博覧会の終了の日から六月を経過する日においてこれらの家屋を所有しているときは、同日においてこれらの家屋の取得があつたものとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

(9) 事業所税

博覧会協会は、公益社団法人であり、法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する。公益法人等は、地方税法第 701 条の 34 第 2 項において、収益事業以外の事業に対しては、事業所税を課さないこととされているため、収益事業を行わないことを前提に、非課税措置を講ずる必要がないものと考えられる。

(10) 自動車税(種別割および環境性能割)

博覧会協会は、博覧会の観客を輸送する一般貸切用のバスを取得する予定であり、取得以後の年4月1日に当該貸切用バスを保有している場合、自動車税種別割の課税が生じるため、非課税措置を講ずる必要があると考えられる。

博覧会協会は、過去の博覧会と同様に博覧会の観客を輸送する一般貸切用のバスを取得する場合には、取得の時に自動車税環境性能割が課されるため、非課税措置を講ずる必要があると考えられる。

1 内容

博覧会協会が所有する自動車の取得、保有に係る課税(地方税法 145 条)の非課税措置の創設

2 対象資産

博覧会協会が博覧会に関連して取得または所有する自動車(会場外と会場を結ぶ輸送手段として利用するバス等)。

3 措置の必要性

国際博覧会は、人類の科学的・文化的な成果や新たな未来像を提示する世界の祭典であり、これまで日本で開催された国際博覧会は、開催を契機として、インフラ整備や都市開発などを通じて日本自身が大きな飛躍を遂げるとともに、科学的・文化的な成果や新たな未来像を提示するなど、国際社会に大きく貢献してきた。

2020 年 12 月に閣議決定された大阪・関西万博の「基本方針」においても、大阪・関西万博を契機に、日本が「課題解決先進国」として、人間一人一人がそれぞれの可能性を最大限発揮できる持続可能な社会を、国際社会と共に創ることを推し進めることを示しており、大阪・関西万博の開催は我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なプロジェクトである。

(公社)2025 年日本国際博覧会協会は、博覧会の準備及び運営を行う組織として、「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」(万博特措法)に基づき、経済産業大臣が指定した法人であり、その活動は、万博に関連した公益目的事業に限られる。また、博覧会の開催者たる博覧会協会が観客輸送のために保有する自動車(一般貸切用のバス)は、博覧会を開催・運営する上で必要不可欠なものであるところ。

博覧会協会の資金計画における収入は、国庫や大阪府市からの補助金からも相応の額が賄われており、その収入から税負担を捻出することが適当ではない側面もあることに加え、国際博覧会が我が国にとって重要な国家プロジェクトであることに鑑みれば、博覧会協会は、環境性能割・種別割ともに非課税規定が講じられている国や地方公共団体等と同程度の公共性を有する主体と考えられる。

したがって、博覧会協会が観客の輸送の用に供する一般貸切用のバスの取得・保有についても、その公共性に鑑みて、自動車税・軽自動車税を課さない措置を講じることが妥当と考えられる。

4 適用期間

博覧会協会は、対象資産となる輸送用バス等を 2023 年度から取得・保有することが見込まれてると理解している。したがって、適用期間は以下のとおりとすることが考えられる。

環境性能割:

環境性能割は、自動車・軽自動車の取得時に課税される。したがって、2023 年度から 2025 年度の取得を適用対象とする。

種別割:

種別割は、4月1日時点で自動車を保有している場合に課税される。また、年の中途中で取得した場合、月割で課税される。したがって、自動車税は2023年度から2026年度の保有を適用対象とする。

5 2022 度税制改正

2022 年度税制改正大綱において、「2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の開催に伴い、(公社)2025 年日本国際博覧会協会が取得し、又は所有する博覧会の観客の輸送の用に供するバスに係る自動車税について、非課税とする。」とされた。

この点について、第 208 回国会(常会)に提出された地方税法等の一部を改正する法律案では、以下のよう
に記載されている。

(国際博覧会の開催に伴う自動車税の非課税)

第十二条の二の九の二

道府県は、令和六年度分及び令和七年度分の自動車税に限り、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が取得し、又は所有する一般貸切用のバスで国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

2.1.3. 国内企業向けの特別措置に関する調査等

(1) 国内企業向けの特別措置に関する検討状況

本調査期間において、経済産業省博覧会推進室、博覧会協会および PwC が参加する会議を3回実施し、主に法人税法上の措置について、国内企業向けの税制措置の必要性およびその在り方について議論を行った。

(i) その後の検討状況

(a) 既存の税制と万博活動との関連についての整理

- 既存の企業向け税制措置と、万博参加者への適用可能性の関連について、下表の通り整理した。

	税制措置	制度概要	大阪・関西万博参加者による活用(想定)
1	研究開発税制 ²¹	企業が研究開発を行っている場合に、法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合(2%~14%)を乗じた金額を控除できる制度。ただし、法人税額に対する控除上限あり(総額型と呼ばれる本体部分は、法人税額の25%)。 民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究	パビリオン出展 / 未来社会ショーケース事業出展 ● 出展者は自社の事業活動の宣伝の場として、実用化前の将来技術を開発し展示するものと想定される。 ● これまで継続して行ってきた研究開発の成果を万博の場で発表することになるため、従来より研究開発税制を適用している可能性もある。 テーマ事業出展

²¹ 研究開発税制の詳細は以下リンク先参照:

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/about_tax.html

		開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化することを目的としている。	● 8名のプロデューサーとのコラボレーションにより、新たな研究開発テーマが触発される可能性がある ● オープンイノベーション型を活用できるケースに該当するかがポイントとなる。 その他の参加形態 ● TEAM EXPO 2025 や People's Living Lab は企業と大学、市民団体等が共創パートナーとして社会問題の解決に取り組む参加形態である。 ● テーマによってはオープンイノベーション型の対象となり得るが、より広く適用し参加を促すという政策誘導も考えられる。
2	オープンイノベーション促進税制 ²²	令和2年度税制改正において、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の 25%が所得控除される制度が創設された。	未来社会ショーケース事業出展 ● テーマの内容によっては、スタートアップ企業が先行して取り組んでいる分野もあるため、大企業またはその国内 CVC(コーポレート・ベンチャーキャピタル)が出資により提携し共同で出展する可能性もある。 その他の参加形態 ● TEAM EXPO 2025 や People's Living Lab は企業と大学、市民団体等が共創パートナーとして社会問題の解決に取り組む参加形態である。テーマ事業出展も、企業とプロデューサーが共創する取り組みである。 ● その取り組みの内容によっては事業化され、スタートアップ企業が事業主体となる可能性もある。その場合に大企業またはその国内 CVC が出資に応じる可能性もある。
3	DX 投資促進税制 ²³	ウィズ・ポストコロナ時代を見据え、デジタル技術を活用した企業変革(デジタルトランスフォーメーション)を実現するためには、経営戦略・デジタル戦略の一体的な実施が不可欠。	● DX 投資促進税制の適用のためには、事業適応化計画を策定し経済産業省の認定を受ける必要がある。 ● 要件のうち、企業変革(X)要件については、① 生産性向上又は売上上

²² オープンイノベーション促進税制の詳細は以下リンク先参照:

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html

²³ DX 投資促進税制の詳細は以下リンク先参照

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

		このため、産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設。部門・拠点ごとではない全社レベルの DX に向けた計画を主務大臣が認定した上で、DX の実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除(5%/3%)又は特別償却 30%を措置する。	昇が見込まれること、又は②計画期間内で、製造原価が削減されること等が必要となるが、未来社会を提案し展示する万博と、一定期間内の業績改善効果を結びつけることは極めて困難であると考えられる。
4	カーボンニュートラル投資促進税制 ²⁴	2050 年カーボンニュートラルの実現には、民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠。 産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 10%の税額控除又は 50%の特別償却を新たに措置する。	未来社会ショーケース事業出展(グリーン万博) ● EXPO グリーンビジョン 2025 記載の技術である以下の5項目はカーボンニュートラル投資促進税制が目指している投資の方向性と概ね合致しているものと考えられる。 (1) エネルギーマネジメント (2) 水素エネルギー等 (3) 再生可能エネルギー (4) 3R (廃棄物、リサイクル) (5) CO2 回収・利用 ● ただし、カーボンニュートラル投資促進税制の適用のためには、事業適応化計画を策定し経済産業省の認定を受ける必要がある。また①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入と関連するものでなければならない。 ● したがって、従来より同税制の対象となり得る設備投資を行っている法人が活用する制度であり、万博への出展を促す効果は限定的であると考えられる。
5	設備投資促進税制(中小企業) ²⁵	中小企業(資本金1億円以下の法人等)が、機械装置等の対象設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除(*)が選択適用できる。(*税額控除は資本金 3,000 万円以下法人が	● 大阪・関西万博の参加者の中には、中小企業に該当する法人も含まれると考えられるが、従来より選択適用が可能な制度であり、万博への出展を促す効果は限定的であると考えられる。

²⁴ カーボンニュートラル投資促進税制の詳細は以下リンク先参照
https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

²⁵ 設備投資促進税制(中小企業)の詳細は以下リンク先参照
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>

		対象)	
6	設備投資促進税制(地域未来投資促進法) ²⁶	地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律である。 青色申告書を提出する法人で承認地域経済牽引事業者であるものが、2023年3月31日までの期間内に、促進区域内において、承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、機械装置、器具備品、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却又は税額控除を認めるもの。	● 本制度を適用する場合、事業者は都道府県より地域経済牽引事業計画の承認を受ける必要がある。 ● また、地域に相当の経済的効果をもたらすものを法の趣旨としているため、大阪・関西万博への出展と結びつけて適用することは難しいと考えられる。したがって、本制度が万博への出展を促す効果は限定的であると考えられる。
7	設備投資促進税制(国家戦略特区) ²⁷	特区内で設備投資を行う企業を税制支援。 【対象】国家戦略特区の規制の特例措置の適用を受ける事業又は利子補給金の対象となる指定金融機関から貸付を受ける事業(「医療」、「国際」、「農業」分野の特定事業を行うものに限る。) 【対象設備】 機械・装置(取得価額:2千万円以上) 開発研究用器具・備品(取得価額:1千万円以上)、 建物・附属設備・構築物(取得価額:1億円以上) 【特別償却率】取得価額の45%(建物等23%) 【税額控除率】取得価額の14%(建物等7%)	● 国家戦略特区の特例措置の適用を受けるためには、①特例措置の創設と、②個別の事業認定、の2つのプロセスが必要となる。 ● 国家戦略特区の取り組み自体は、大阪・関西万博の未来社会ショーケース事業や TEAM EXPO 2025、People's Living Lab と親和性があるものと考えられるが、特例措置の創設は政治プロセスが深く関与するため、民間主導のコラボレーションが中心となる上述の万博への参加形態に適時適切に活用できるかは疑問である。 ● 大阪・関西万博を通じて、社会実装や一定の事業化の目途が立つ活動が生まれたときに、本制度を適用する事例が生じる可能性があるが、。本制度が万博への出展を促す効果は限定的であると考えられる。

²⁶ 設備投資促進税制(地域未来投資促進法)の詳細は以下リンク先参照
https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

²⁷ 設備投資促進税制(国家戦略特区)の詳細は以下リンク先参照
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/kazeitokureisochi.html>

8	賃上げ税制 ²⁸	適用対象: 青色申告書を提出する全企業 適用期間: 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度 【必須要件】 ① 継続雇用者の給与等支給額が前年度比で4%以上増加⇒25%税額控除 又は ② 継続雇用者の給与等支給額が前年度比で3%以上増加⇒15%税額控除 【追加要件】 教育訓練費が前年度比で20%以上増加⇒+5%税額控除*	● 大阪・関西万博の参加者の中には、賃上げ税制適用対象法人も含まれると考えられるが、万博への出展を促す効果は限定的であると考えられる。
---	---------------------	---	--

2.2. See Agreement 締結に関する BIE との調整に関する調査

2.2.1. SA 締結に係る経緯・背景

(1) モデル SA における税制関連規程

SA(See Agreement)とは、博覧会の開催国政府とBIE との間で締結する、主として参加者に対する優遇措置等を表明する協定であり、2008 年以降の国際博覧会における枠組みとして各博覧会において利用されている。SA は、税制に関する優遇措置に限らず、入国及び滞在、運転免許や健康保険など、参加者が博覧会開催国において博覧会に関する活動を行う上で関連する事項について規定するものとなっている。各博覧会における SA は、基本的に BIE が定めるモデル SA をベースに、各国の制度を踏まえて作成される。大阪・関西万博においても、日本政府と BIE との間で 2022 年春を目途に SA を締結する必要があるとされている。

モデル SA は、以下のとおり全 22 条で構成されており、税制に関するものは、第 9 条および第 10 条となっている(全文は参考資料に記載)。

英文タイトル	和文(仮訳)タイトル
第 1 条: DEFINITIONS	第 1 条: 定義
第 2 条: OBJECT OF THE AGREEMENT	第 2 条: 本契約の目的
第 3 条: RESPONSIBILITIES OF THE BIE, AUTHORITIES AND THE ORGANISER	第 3 条: BIE、当局及び主催者の責任

²⁸ 賃上げ税制の詳細は以下リンク先参照

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

第 4 条 : BENEFICIARIES OF PRIVILEGES AND ADVANTAGES	第 4 条 : 特権および便宜の受益者
第 5 条 : OFFICIAL INFORMATION REQUIRED BY THE ORGANISER	第 5 条 : 主催者が求める公式情報
第 6 条 : ACCREDITATION AND CERTIFICATES OF CONNECTION	第 6 条 : 関係の認定及び証明書
第 7 条 : PROTECTION OF PERSONAL DATA	第 7 条 : 個人情報の保護
第 7 条 : TEMPORAL SCOPE OF APPLICATION OF PRIVILEGES AND ADVANTAGES	第 7 条 : 特権および便宜が適用される時間的範囲
第 8 条 : ENTRY AND STAY	第 8 条 : 入国および滞在
第 9 条 : TAX EXEMPTIONS FOR OFFICES OF THE SECTION COMMISSIONERS-GENERAL/ SECTION COMMISSIONERS	第 9 条 : 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局に対する免税
第 10 条 : TAX EXEMPTIONS FOR SECTION COMMISSIONERS-GENERAL/ SECTION COMMISSIONERS AND SECTION STAFF	第 10 条 : 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフに対する免税
第 11 条 : RECOGNITION OF DRIVING LICENCES	第 11 条 : 運転免許証の認定
第 12 条 : SOCIAL SECURITY AND SOCIAL SERVICES	第 12 条 : 社会保障及び社会福祉サービス
第 13 条 : HEALTH INSURANCE	第 13 条 : 健康保険
第 14 条 : ATTENDANCE OF THE NATIONAL EDUCATION SYSTEM AND UNIVERSITY COURSES	第 14 条 : 国家教育機関および大学の授業への出席
第 15 条 : USE OF RADIO FREQUENCIES	第 15 条 : 無線周波数の使用
第 16 条 : STATE OFFICE	第 16 条 : ステート・オフィス
OTHERS-additions to the model	その他-モデルにない項目の追加
第 17 条 : ADMINISTRATIVE COOPERATION	第 17 条 : 行政の協力

第 18 条 : PREROGATIVES OF OFFICIAL PARTICIPANTS	第 18 条:公式参加者の特権
第 19 条: PURPOSE OF PRIVILEGES, SPECIAL TERMS AND COOPERATION WITH (NAME OF STATE) AUTHORITIES	第 19 条:特権、特別条件及び(国名)当局との協力の目的
第 20 条: RESOLUTION OF DISPUTES	第 20 条:紛争の解決
第 21 条: PROVISIONAL APPLICATION, ENTRY INTO FORCE AND AMENDMENTS	第 21 条:暫定的適用、効力発生及び修正

このうち、税制措置に関して規定する第 9 条および第 10 条の内容は以下のとおりとなっている。

第 9 条 — 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局に対する免税

項番	Model Agreement	日本において相当する対象税目
1	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局、その資産、所有物及び収入は、国家、地方、州及び市町村 から、博覧会に関連した機関としての非商業的な活動の範囲内で、全ての直接税を免除され、また本条の範囲内で間接税を免除されるものとする。	法人税、 法人住民税、 法人事業税
2	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局の建物は、適用される場合、地方自治体の固定資産税の支払を免除されるものとする。免税は、本契約期間中適用されるものとする。	固定資産税・ 都市計画税
3	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局が機関として非商業的な活動を遂行するために必要とする物品及びサービスの購入に関する証書、取引および財務業務は、印紙税、登録税、謄本手数料及び土地台帳登録税を免除され、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員は政府特権に対する税も免除されるものとする。	印紙税、 登録免許税、 不動産取得税
4	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局は、公共スペース及び区域を専有する料金および博覧会の会場内における広告メッセージ発信に関して、 (国名)に与えられる同様の免除及び助成金を享受するものとする。	
5	公式参加者は、以下の物品およびサービスの調達において、 可変 A: 付加価値税を免除されるものとする 可変 B: 支払った付加価値税の還付を受けるものとする	消費税
	(1) 展示スペースの建設、設置及び撤去に関して調達された物品及びサー	

	ビス、ならびに	
	(2) 展示及び運営に関して調達された物品及びサービス	
6	税の受領者が (博覧会の名称) の公式参加者である課税領域内で行われる取引であり、博覧会に直接の関係がある場合、以下の条項に定める条件により、またそれらの条件に従い、付加価値税(以下「VAT」という。)を免除されるものとする。	消費税
7	前項に関する免税が適用されるものは以下の通りである。	消費税
a)	公式参加者が公式に使用するために必要な物品の輸入、取得及び配送。ただし、 法の第 条を施行する法律において外交官及び領事館員に対して定められるものと同じ範囲及び条件に従うものとする。	
b)	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフ、ならびに本契約第 4 条の範囲に該当する家族及び他の要員による個人的使用また消費のための物品の輸入、取得及び配送。なお、 (例、経済財務大臣) が当該個人の使用及び消費のために必要であると認める量の当該者の施設にかかる物品を含む。	
c)	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフのための宿泊設備として外国の公式参加者に対する建物又はその一部のリース。	
d)	パビリオンの建設、改造、設置または装飾を目的として、当該公式参加者と請負業者との間で、資材を含めるか否かを問わず、直接に手配された施工、および同様に当該パビリオンの撤去作業。	
e)	各請求書において記載された総額が (例: 300 ユーロ) を超える場合における、公用で使用する事務所用品の輸入、取得および配送。	
f)	公式参加者のパビリオンのための、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員の住居のための、及び陳列区域スタッフのための、水道、ガス、電気及び燃料の供給、及び同様に電話及び無線通信サービスの提供。	
g)	博覧会期間中、パビリオンの機能または博覧会の会場の展示に直接関係して取得された物品又はサービス。	
	本条により規定される免税は、互惠的条件に依らないものとする。	
	本条で規定される VAT 免税の適用及び請求は、外交／領事目的または国際組織のための控除および免税を規制する (法令など) 第 条に規定される手続きに従うものとする。	

8	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局、または主催者がサービス供給者である場合、その主催者は、機関として非商業的な展示活動を完遂するために公式参加者のパビリオン内で消費される電気および天然ガスにかかる消費税について免税されるものとする。	消費税
9	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局による一時輸入に基づく物品の輸入に関しては、条約の付属書の規定が適用されるものとする。従って、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局は、関税、税および（博覧会の名称）の公式参加に関連する目的とする物品の輸入また輸出の禁止及び規制を免除されるものとする。輸入された物品は、衛生および植物検疫検査を受け、また（例、欧州連合など）において有効である規則に基づく関連措置の対象となるものとする。（国名）の当局は、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局の運営上の要請を考慮しながら、必要な全ての注意を払ってかかる検査を実施する。	
10	本条に従い、関税、税、輸入禁止および規制を免除され輸入された物品は、（国名）の当局の事前承認を得ることなく、また税、料金及び分担金をそれぞれ支払うことなく、有償または無償で第三者に売却することはできない。かかる税、料金及び分担金が当該物品の価値に基づいて設定される場合、その税等の額は売却額に基づいてその時点で有効な料率を適用し計算するものとする。	
11	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局は、公用車として最大台およびそれぞれの予備部品の輸入の際の税および関税、輸入禁止および規制を免除されるものとする。陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局はまた、かかる車両に関連する地方登録税及び自動車税を免除されるものとする。免税は本契約期間中に適用される。上記の車両に要する燃料及び潤滑油は、か月間合計限度リットルまでそれぞれ物品税又は消費税の免除を受けて入手することができる。	自動車税、 軽自動車税、 自動車重量税
12	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局は、いかなる種類の資金、通貨また現金を受け取ることができ、その機関としての目的をかなえる必要額をいかなる通貨の口座でも保有することができる。	

第 10 条 — 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフに対する免税

項番	Model Agreement	日本において相当する対象税目
	（国名）の市民権または居住権をもたない陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフ、ならびに彼らの家族は、適用される場合（第 4 条第 2 項と比較）、（国名）に滞在中、以下の特権を享受するものとする。	

1	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局が支払う、またはその代理として支払われる、給与、手数料、保障にかかるいかなる形式の直接課税の免除	所得税、 個人住民税
2	(国名)の国外で得た所得にかかるいかなる形式の直接課税の免除	所得税
3	自身の家具及び所持品の輸入は (国名)において陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局の就業開始日から最大6か月間、また自動車を含む1件の託送貨物に関して、関税を免除され、輸入禁止または規制を受けない。当該自動車は、かかる車両に関連する地方登録税および自動車税を免除されるものとする。	自動車税、 軽自動車税、 自動車重量税

(2) SA と国内法令との関係

SA における直接税の免除規定では、国内の関係法令に個別規定を委ねる旨は記載されない見込みである(具体的には、「2.2.2 SA(案)の概要」参照)。しかしながら、SA における免除規定により、その内容及び範囲が具体的かつ明確であり、国内において明確に適用し得るものであると解され、関係法令を別途措置するまでもなく、SA の規定が直接適用されることになるものと考えられる。

2.2.2. SA(案)の概要

(1) 陳列区域代表事務所および BIE の課税関係に関する条項(第1条、第4条および第5条)

1 博覧会に関連する非商業的活動の定義(第1条(j) 関連)

第1条(j)

「博覧会に関連する非商業的活動」とは、博覧会の準備、運営及び広報に関する活動並びに博覧会に関連するその他の活動をいい、飲食物の販売、商品の販売、入場料を伴う行事の開催及びその他の営利目的の活動を含まない。

正文(英文)Article 1(j)

the term “non-commercial activities connected with the Exhibition” means activities related to the preparation, operation and publicity of the Exhibition and other activities pertaining to the Exhibition and excludes the sales of foods and beverages, the sales of merchandise, the organisation of events with entrance fees and other activities for profit; and

(i) 内容

第4条に定める陳列区域代表事務所の課税関係および、第5条に定める BIE の課税関係において、課税対象となる活動を「博覧会に関連する非商業的活動の範囲内」に限定しており、その意義を本条において明らかにしたものである。

国際博覧会条約第1条に定める通り、博覧会とは公衆の教育を主たる目的とする催しであることから、第1条(j)においても、「博覧会の準備、運営及び広報に関する活動並びに博覧会に関する他の活動」は原則として非商業的活動に該当するものと規定している。そのうえで、大阪・関西万博一般規則第19条および同20条において公式参加者に認められている参加国の陳列区域で行われる商業活動については租税の免除の適用範囲から除外されることを明確にするため、第1条(j)において「飲食物の販売、商品の販売、入場料を伴う行事の開催及びその他の営利目的の活動を除く」という文言を追加している。

ここで、一般規則第20条に記載されている商業活動は主要な活動の取り扱いに関する例示であると考えられ、公式参加者が行う博覧会に関する商業活動の内容は、同第19条に定める通り、参加契約書により定める、若しくは博覧会政府代表による許可を受けることにより個別具体的に多様なケースが生じることも想定される。現時点において、具体的に想定される商業活動は既に第1条(j)に例示列挙している通りであるが、租税の免除の適用範囲を本協定により規定するうえで、その他の個別具体的な営利目的の活動を包含することを可能とする規定を予め設けておく必要があると考えられることから、「その他の営利目的の活動(other activities for profit)」という文言を設けている。

なお、公式参加者が博覧会に関連しない活動を行い、日本の税法上課税対象となる収益を稼得する可能性も否定できないが、文理解釈上、そのような活動は「博覧会に関する非商業的活動」には含まれず、本協定における租税の免除の適用範囲外であることは自明である。

2 陳列区域代表事務所の課税関係(第4条関連)

第4条

1 日本国に本店又は主たる事務所を有しない法人である陳列区域代表事務所並びにその財産、資産及

び収入は、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除される。

- 2 陳列区域代表事務所は、当該陳列区域代表事務所が輸入する物品に関し、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国の法令に従い、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。その免除にかかわらず、当該免除を受けて輸入される物品は、日本国の法令に基づいて課される禁止又は制限であつて、公衆道徳、公の秩序、公共の安全若しくは公衆衛生に係る理由によるもの、動植物防疫に係る考慮によるもの又は特許、商標、著作権及び複製権の保護に関するものの対象となる。また、当該免除を受けて輸入される物品は、日本国政府と合意した条件による場合を除くほか、日本国において売却されないことが了解される。
- 3 陳列区域代表事務所は、日本国の消費税及び地方消費税に関する法令に従い、一定の条件及び手続により、次の物品及びサービスの日本国における調達に際して支払われる消費税及び地方消費税の還付を受けることができる。
 - (a) 博覧会における当該陳列区域代表事務所のパビリオンの建設、設置及び撤去のために調達される物品及びサービス
 - (b) 当該陳列区域代表事務所の運営のために調達される物品及びサービス

正文(英文)Article 4

1. Within the scope of non-commercial activities connected with the Exhibition of the Offices of the Section Commissioners-General, the Offices of the Section Commissioners-General which are corporations not having their head or main office in Japan and their property, assets and income shall be exempt in Japan from all direct taxes except those which are, in fact, no more than charges for public services.
2. Within the scope of non-commercial activities connected with the Exhibition of the Offices of the Section Commissioners-General, the Offices of the Section Commissioners-General shall be exempt from customs duties and prohibitions and restrictions on imports and exports in respect of articles imported by the Offices of the Section Commissioners-General in accordance with the laws and regulations of Japan. Notwithstanding such exemption, articles imported under such exemption shall be subject to the prohibitions or restrictions imposed under the laws and regulations of Japan on grounds of public morality or order, public security, public hygiene or health, or for veterinary or phytopathological considerations, or relating to the protection of patents, trademarks, copyright and the right of reproduction. It is also understood that articles imported under such exemption will not be sold in Japan except under conditions agreed with the Government of Japan.
3. The Offices of the Section Commissioners-General may receive a refund of the consumption tax and the local consumption tax paid in the procurement of the following goods and services in Japan under certain conditions and procedures in accordance with the laws and regulations on the consumption tax and local consumption tax of Japan:
 - (a) goods and services procured for the construction, installation and dismantlement of their pavilions in the Exhibition; and
 - (b) goods and services procured for the operation of the Offices of the Section Commissioners-General.

(i) 内容

第1項において、外国法人である陳列区域代表事務所は、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国において全ての直接税を免除されることとしている。また、第3項においては、消費税および地方消費税に関し、法令に従い一定の条件および手続きにより還付を受けることができる旨を定めている。

なお、第2項は関税の取り扱いに関する条項であるが、本調査業務の対象外の税目であるため以下では触れていない。

(ii) 対象者

第1項における、全ての直接税を免除される対象となる者は、外国法人（日本国に本店又は主たる事務所を有しない法人）である陳列区域代表事務所に限定されている。

本協定第1条(d)において「陳列区域代表事務所」とは、各公式参加者が第十三条に規定する総合窓口を通じて陳列区域代表事務所として事前に指定する個人、法人又はその他の団体をいう。」と定義されている。具体的には、国際博覧会に関する条約第13条に基づき任命された陳列区域代表がその職務を遂行するために設置する事務所をいい、パビリオンの準備及び運営を担うものである。セクション2.1.1（外国参加者向けの特別措置に関する調査等）で述べた陳列区域代表事務所と同義である。

なお、適用対象は、外国法人である陳列区域代表事務所並びに財産、資産及び収入と定めているのは、過去の他の国際機関との協定の文言と平仄を合わせたものであるが、これにより法人が保有する財産ないし資産が課税対象となる税目も免除の対象となることになる。

(iii) 対象税目

第1項に規定する免除の対象とされる全ての直接税とは、具体的には、所得税、復興特別所得税、法人税、地方法人税、特別法人事業税、法人の道府県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、法人の市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、及び事業所税である。

したがって、登録免許税、印紙税、揮発油税、自動車重量税、消費税は含まれない。

なお、「事実上公共サービスにすぎない税」とは、地方税法第4条第5項の道府県の水利地益税並びに第5条第6項に掲げる市町村の水利地益税及び共同施設税がこれに該当する。国税としては現在該当するものはない。本協定では、「公共サービス」という用語を使用しているが、「公共サービス」については国又は地方自治体が行うものを指すものとして用いることとしている。

(iv) 対象範囲

全ての直接税の免除の対象となるのは、「博覧会に関連する非商業的活動の範囲内」に限定される。セクション2.1.1で述べた通り、See Agreementのモデル規則第9条1項において、非商業的な活動の範囲内で全ての直接税を免除するよう要請されているため、同様の措置を取る観点で非商業的活動の範囲内に限定している。

(v) 消費税および地方消費税の取り扱い

第3項において、陳列区域代表事務所は消費税および地方消費税に関し、法令に従い一定の条件および手続きにより還付を受けることができる旨を定めている。これは、BIEのSee Agreementモデル規則第9条5項において、公式参加者が、展示スペースの建設、撤去および展示、運営に関して調達した物品およびサービスに係る消費税（付加価値税）は、免除もしくは還付されるよう恩典を与えることが求められているためである。

対象者は陳列区域代表事務所である。「一定の条件および手続きにより」とは、陳列区域代表事務所が消費税および地方消費税の還付を受ける場合には、事前の手续として消費税課税事業者選択届出書を提出し²⁹、

課税期間ごとに消費税申告書を提出し還付を受けることになる一連の手続を含む。

2 BIE の課税関係(第5条関連)

第5条

- 1 BIE並びにその財産、資産及び収入は、BIEの博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除される。
- 2 BIEは、日本国の消費税及び地方消費税に関する法令に従い、一定の条件及び手続により、BIEの運営のための物品及びサービスの日本国における調達に際して支払われる消費税及び地方消費税の還付を受けることができる。

正文(英文)Article 5

1. Within the scope of non-commercial activities connected with the Exhibition of the BIE, the BIE and its property, assets and income shall be exempt in Japan from all direct taxes except those which are, in fact, no more than charges for public services.
2. The BIE may receive a refund of the consumption tax and the local consumption tax paid in the procurement of goods and services for the operation of the BIE in Japan under certain conditions and procedures in accordance with the laws and regulations on the consumption tax and local consumption tax of Japan.

(i) 内容

第1項において、BIE は、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国において全ての直接税を免除されることとしている。また第2項において、BIE は消費税および地方消費税に関し、法令に従い一定の条件および手続きにより還付を受けることができる旨を定めている。

BIE に対する税務上の特権・免除については See Agreement モデル規則には定められていないが、国際博覧会を管理する指導機関の役割を持つ BIE への直接税の免税等の措置は、大阪・関西万博の成功につながる円滑な博覧会運営に必要不可欠であることから、陳列区域代表事務所と同等の取り扱いを定めたものである。

(ii) 対象者

第5条の適用対象は BIE である。セクション 2.1.1 で述べた通り、BIE はパリを本拠地とする国際機関であり、法人格を有する。したがって、日本の法人税法および地方税法上、外国法人に該当する。

なお、適用対象は、第4条の陳列区域代表事務所と同様に、「BIE 並びにその財産、資産及び収入」と定められている。したがって BIE が保有する財産ないし資産が課税対象となる税目も免除の対象となることになる。

(iii) 対象税目

第1項に規定する免除の対象とされる全ての直接税および「事実上公共サービスにすぎない税」の範囲は、第4条の陳列区域代表事務所と同じである。

(iv) 対象範囲

全ての直接税の免除の対象となる「博覧会に関連する非商業的活動の範囲内」の定義および解釈についても、第4条の陳列区域代表事務所と同じである。

なお、セクション 2.1.1 の BIE が稼得するゲートマネー等の収入の課税関係の検討において述べている BIE の活動を前提とすれば、BIE の活動は原則として「博覧会に関連する非商業的活動」に該当するものと考えられる。ただし、BIE が博覧会に関連しない活動を行い、日本の税法上課税対象となる収益を稼得する場合は、そのような活動は「博覧会に関する非商業的活動」には含まれず、本協定における租税の免除の適用範囲外であることは同じである。

(v) 消費税および地方消費税の取り扱い

第2項において、BIE は消費税および地方消費税に関し、法令に従い一定の条件および手続きにより還付を受けることができる旨を定めている。BIE も陳列区域代表事務所と同じ取り扱いを受けることを定めたものである。

(2) 陳列区域代表事務所の職員及び BIE 代表者の課税関係に関する条項(第 8 条および第 9 条)

1 陳列区域代表事務所の職員の課税関係(第 8 条関連)

第 8 条

1 博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員は、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国において次の特権及び免除を享有する。

(a) 当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税の免除

(b) 日本国の関税法令に従い、日本国において最初にその地位に就く際に関税の免除を受けて家具及び手回品(自動車一台を含む。)を輸入する権利

(c) (b) に規定する自動車に関する全ての直接税の免除

2 1 の規定は、日本国民である陳列区域代表事務所の職員及び日本国に通常居住している陳列区域代表事務所の職員については、適用しない。

正文(英文)Article 8

1. Within the scope of non-commercial activities connected with the Exhibition of the Offices of the Section Commissioners-General, the staff of the Offices of the Section Commissioners-General who visit Japan for the purpose of the Exhibition shall enjoy the following privileges and immunities in Japan:

(a) exemption from taxation on the salaries and emoluments derived in respect of an employment or other activity that is exercised in Japan for non-commercial activities connected with the Exhibition of the Offices of the Section Commissioners-General;

(b) the right to import free of customs duties their furniture and personal effects, including one motor vehicle each, at the time of first taking up their post in Japan in accordance with customs laws and regulations of Japan; and

(c) exemption from all direct taxes relating to the vehicle referred to in subparagraph (b) of this

paragraph.

2. The provisions of paragraph 1 of this Article shall not apply to the staff of the Offices of the Section Commissioners-General who are nationals of, or permanently resident in, Japan.

(i) 内容

非居住者である陳列区域代表事務所の職員は、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国において行う勤務に係る給料等に対する課税を免除されることとしている。

なお、第 1 項(b)は関税の取り扱いに関する条項であるが、本調査業務の対象外の税目であるため以下では触れていない。

(ii) 対象者

第 1 項における、給料等に対する課税を免除される対象となる者は、博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員に限定されている。これは、博覧会のために来日する関係者がその活動に対して課税を受けないようにすることで、博覧会を円滑に実施できるようにすることを目的とするためである。

また、第 1 条(e)において「陳列区域代表事務所の職員」とは、陳列区域代表、陳列区域代表代理及びパビリオン館長並びに陳列区域代表事務所が直接に雇用する者をいう。」と定義され、具体的には、国際博覧会に関する条約第 13 条に基づき任命された陳列区域代表とその代理、当該陳列区域代表がその職務を遂行するために設置する事務所に直接雇用され、パビリオンの準備及び運営を担うスタッフである。非公式参加者が雇用するスタッフはこれに含まれない。

なお、第 2 項において、日本国民である陳列区域代表事務所の職員および日本国に通常居住している陳列区域代表事務所の職員は対象外とされているが、これは、従来、我が国が他の国際機関との間で締結した特権及び免除に関する協定との平仄をとったものである。したがって、博覧会を目的として来日する陳列区域代表事務所の職員が日本国籍を有している場合や、陳列区域代表事務所の職員であっても日本の居住者である場合には、本条項による非課税措置は適用されないことになる。

(iii) 対象税目

第 1 項(a)において免除の対象とされる勤務その他の活動について取得する給料および手当に対する税とは、具体的には、所得税、復興特別所得税、道府県民税および市町村民税である。道府県民税および市町村民税には、均等割が含まれる。

また、同項(c)において免除の対象とされる自動車に関するすべての直接税は、自動車税(環境性能割、種別割)および軽自動車税(環境性能割、種別割)である。なお、自動車の利用に対して課される自動車重量税は、納税義務者が自動車検査証の交付を受ける者または車両番号の指定を受ける者であり、担税者が自動車の使用者であることから間接税として分類され、本条項の対象とはならない。

(iv) 対象範囲

免除の対象となる給料および手当は、「博覧会に関連する非商業的活動の範囲内」で稼得されたものに限られる。上記(1)(iv)に記載したとおり、「博覧会に関連する非商業的活動」とは、博覧会の準備、運営及び広報に関する活動並びに博覧会に関連するその他の活動であり、パビリオンの運営実施、建築・展示保守管理などの活動を行うことに対して支給される給料および手当が非課税措置の対象となる。

また、「博覧会に関連する非商業的活動」には、飲食物の販売、商品の販売、入場料を伴う行事の開催及びその他の営利目的の活動は含まれないため、陳列区域代表事務所の職員がこれらの活動を行い、もしくは、博覧会に関連しない活動を行って、それらに対する給料および手当の支払いを受ける場合には、本協定によ

る非課税措置の対象とはならない。

2 BIE の代表者の課税関係(第9条関連)

第9条

1 博覧会を目的として日本国を訪問する BIE の代表者は、BIE の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国において次の特権及び免除を享有する。

(a) BIE の博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税の免除

(b) 日本国の関税法令に従い、日本国において最初にその地位に就く際に関税の免除を受けて家具及び手回品(自動車一台を含む。)を輸入する権利

(c) (b) に規定する自動車に関する全ての直接税の免除

2 1の規定は、日本国民である BIE の代表者及び日本国に通常居住している BIE の代表者については、適用しない。

正文(英文)Article 9

1. Within the scope of non-commercial activities connected with the Exhibition of the BIE, the representatives of the BIE who visit Japan for the purpose of the Exhibition shall enjoy the following privileges and immunities in Japan:

(a) exemption from taxation on the salaries and emoluments derived in respect of an employment or other activity that is exercised in Japan for non-commercial activities connected with the Exhibition of the BIE;

(b) the right to import free of customs duties their furniture and personal effects, including one motor vehicle each, at the time of first taking up their post in Japan, in accordance with customs laws and regulations of Japan; and

(c) exemption from all direct taxes relating to the vehicle referred to in subparagraph (b) of this paragraph.

2. The provisions of paragraph 1 of this Article shall not apply to the representatives of the BIE who are nationals of, or permanently resident in, Japan.

(i) 内容

非居住者である BIE の代表者は、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国において行う勤務に係る給料等に対する課税を免除されることとしている。

なお、第1項(b)は関税の取り扱いに関する条項であるが、本調査業務の対象外の税目であるため以下では触れていない。

(ii) 対象者

第 1 項における、給料等に対する課税を免除される対象となる者は、博覧会を目的として日本国を訪問する BIE の代表者に限定されている。

また、本協定第 1 条(h)において「「BIE の代表者」とは、BIE 事務局長、BIE 総会議長、BIE 総会副議長及び BIE 事務局の職員をいう。」と定義されている。

なお、第 2 項において、日本国民である BIE の代表者および日本国に通常居住している BIE の代表者は対象外とされているが、現状、BIE に日本人職員は存在しないとのことである。

(iii) 対象税目

第 1 項(a)において免除の対象とされる勤務その他の活動について取得する給料および手当に対する税とは、具体的には、所得税、復興特別所得税、道府県民税（均等割を含む）および市町村民税（均等割を含む）である。

また、同項(c)において免除の対象とされる自動車に関するすべての直接税とは、上記 1(iii)と同様、自動車税（環境性能割、種別割）および軽自動車税（環境性能割、種別割）である。

(iv) 対象範囲

免除の対象となる給料および手当は、上記(2)(iv)と同様、「博覧会に関連する非商業的活動の範囲内」で稼得されたものに限定される。

III 別添資料集

1 アスタナ博およびサラゴザ博において SA に記載された税制措置

日本における同種の税目		アスタナ博(2017 年)		サラゴザ博(2008 年)	
国 税 ／ 地 方 税	税目	現地税制および措置内容	SA の記載	現地税制および措置内容	SA の記載
国 税	所得税	Personal Income Tax 個人は、12 か月のうち 183 日を超えてカザフスタンに滞在するか、重大な利害のある場所をカザフスタンに有する場合(カザフスタンに市民権を有する等)に、カザフスタン居住者とされ、全世界所得に対して、10%の所得税が課される。 非居住者は、カザフスタン源泉所得に対して、同様に課税される。	(13 条) ・カザフスタンに市民権又は居住許可を持たない陳列区域政府委員および陳列区域スタッフおよびこれらの家族は、カザフスタン滞在中、以下の特権を享受する ・税務上、カザフスタン居住者とならない ・Agreement に規定する支払い(宿泊、医療保険、ヘルスケアサービス、食料品、一定の旅費等)の受領に係る所得に対する個人所得税は免除される ・陳列区域政府委員が博覧会期間中に博覧会の参加に直接関連してカザフスタン源泉の所得を得る場合、個人所得税は免除される。	Personal Income Tax (Non-Resident Income Tax) 個人は、12 か月のうち 183 日を超えてスペインに滞在するか、活動又は経済的利害の本拠地をスペインに有する場合(配偶者および被扶養未成年者がスペインに居住している場合、居住地はスペインと推定される)に、スペイン居住者とされ、全世界所得に対して、累進税率による所得税が課される。 非居住者は、スペイン源泉所得に対して、課税される。	該当なし
	法人税	Corporate Income Tax	(12 条)	Non-Resident Income Tax	(Agreement 14 条、Schedule

	(外国法人)	国内に PE が存在する場合には、PE 帰属所得に対して 20% の法人税が課される。国内に PE を有さない外国法人に対しては、カザフスタンに源泉を有する所得に対して源泉課税。	陳列区域政府委員事務所が、博覧会期間中に博覧会の参加に直接関連してカザフスタン源泉の所得(博覧会会場における飲食の提供、物品の販売を含む)を得る場合、法人所得税は免除される。	国内に PE を有する外国法人は、PE 帰属所得に対して、25%の法人税が課される。	II) 博覧会の期間中、公式参加者がスペインに設置するPEに帰属し、参加者が直接受領する所得については、非居住者法人税(NRIT)を免除する。
	消費税	VAT 12%で課税	(12 条、13 条) カザフスタンにおいて、博覧会のために、パビリオンを建設、据付、展示、運営、解体する目的で陳列区域政府委員、陳列区域スタッフが取得した商品、サービス等に係る VAT は、外国の使節団に対する手続きと同様の手続きに還付される。	VAT 標準税率 21%。生活必需品等について、4%～10%の軽減税率で課税。	(14 条、Schedule II 1) 公式参加者が博覧会に直接関連し、博覧会の会場内において取得した取引については、一定の要件のもと、VATを免除する。
	登録免許税	不明	該当なし	Stamp Duty 登記簿への登録が必要となる	該当なし
	印紙税	該当なし	該当なし	経済価値を有する取引(会社、不動産、工業所有権等)を証する公的文書に対して 0.75～1.5%で課税される。また、一定の商業文書(約束手形等)も課税対象となる。	該当なし
	揮発油税	Excise Duties 原油、天然ガス、ガソリン等の売買に対して物品税として課税	該当なし	Excise Tax ほとんどの炭化水素燃料に対して物品税として課税	該当なし
地方税	個人住民税	地方税は存在しない	該当なし	所得税・法人税と一体	所得税・法人税と一体
	法人住民税				
	事業税				

固定資産税(償却資産税含む)・都市計画税	Property Tax 不動産の純資産価額に対して年 1.5%の税率で課税	該当なし	Real Estate Tax 不動産の所有者に対して年間ベースで課税される	該当なし
不動産取得税	該当なし	該当なし	Transfer Tax VAT の対象外となる不動産の売買に対して 5～11%で課税 (中古建物の譲渡は VAT 対象外であるため、概して Transfer Tax が課される)	該当なし
自動車税	Vehicle Tax 排気量、自動車種別に応じて課税	該当なし	Motor Vehicle Tax 自動車の所有者に対して年間ベースで課税される。	該当なし

2 モデル SA 抜粋(第 4 条、第 9 条、第 10 条)(仮訳)

第 4 条—特権及び便宜の受益者

1. 本契約に定められ、それぞれの職務の履行を円滑にする特権及び便宜は、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員、陳列区域スタッフならびに BIE メンバー及び職員が利用できるものとする。
2. 本契約第 6 条及び第 8 条にそれぞれ記載の、公式参加者の入国及び滞在の規定ならびに税金関連の規定に関しては、第 6 条第 7 項に定義される公式コミュニケーションに記載のある場合、以下の者は受益者として含まれる。
 - a. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員、陳列区域政府代表代理／陳列区域政府委員代理及びパビリオン・ディレクターの家族、即ち、扶養尊属及び 21 歳未満又は障がいのある直系卑属、ならびに同様に配偶者。
 - b. 該当する場合、前項で定義された家族の世話に必要で、日常的にこれら家族のために特定の作業を行う人員。

第 9 条—陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局に対する免税

1. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局、その資産、所有物及び収入は、国家、地方、州及び市町村³⁰から、博覧会に関連した機関としての非商業的な活動の範囲内で、全ての直接税を免除され、また本条の範囲内で間接税を免除されるものとする。
2. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局の建物は、適用される場合、地方自治体の固定資産税の支払を免除されるものとする。免税は、本契約期間中適用されるものとする。
3. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局が機関として非商業的な活動を遂行するために必要とする物品及びサービスの購入に関する証書、取引及び財務業務は、印紙税、登録税、謄本手数料及び土地台帳登録税³¹を免除され、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員はまた政府特権に対する税も免除されるものとする。
4. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局はまた、公共スペース及び区域を専有する料金及び博覧会の会場内における広告メッセージ発信に関して、_____(国名)に与えられる同様の免除及び助成金を享受するものとする。
5. 公式参加者は、以下の物品及びサービスの調達において、
可変 A: 付加価値税を免除されるものとする
可変 B: 支払った付加価値税の還付を受けるものとする
(1) 展示スペースの建設、設置及び撤去に関して調達された物品及びサービス、及び
(2) 展示及び運営に関して調達された物品及びサービス
6. 税の受領者が_____(博覧会の名称)の公式参加者である課税領域内で行われる取引であり、博覧会に直接の関係がある場合、以下の条項に定める条件により、またそれらの条件に従い、付加価値税(以下、「VAT」という)を免除されるものとする。
7. 前項に関する免税は以下の通りである。
 - a) 公式参加者が公式に使用するために必要な物品の輸入、取得及び配送は、____法の第____条を施行する法律において外交官及び領事館員に対して定められるものと同じ範囲及び条件に従うものとする。
 - b) 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフ、ならびに本契約第 4 条の範囲に該当する家族及び他の要員による個人的使用又は消費のための物品の輸入、取得及び配送は、彼ら

³⁰ 適用される場合。

³¹ 適用される税に応じた内容。

の施設のための物品の量を含め、____（例、経済財務大臣）が当該個人の使用及び消費が必要であることを決定することができる。

- c) 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフのための宿泊設備として外国の公式参加者に対する建物又はその一部のリース。
- d) パビリオンの建設、改造、設置又は装飾を目的として、当該公式参加者と請負業者との間で、資材を含めるか否かを問わず、直接に手配された施工、及び同様に当該パビリオンの撤去作業。
- e) 公用で使用する事務用品の輸入、取得及び配送、各請求書で文書化された総額が____（例、€ 300）を超えない場合。
- f) 公式参加者のパビリオンのための、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員の住居のための、及び陳列区域スタッフのための、水道、ガス、電気及び燃料の供給、及び同様に電話及び無線通信サービスの提供。
- g) 博覧会期間中、パビリオンの機能又は博覧会の会場の展示に直接関係して取得された物品又はサービス。

本条により規定される免税は、互恵的条件に依らないものとする。

本条で規定される VAT 免税の適用及び請求は、外交／領事目的又は国際組織のための控除及び免税を規制する____（法令など）第__条に規定される手続きに従うものとする。

- 8. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局、又は主催者がサービス供給者である場合その主催者は、機関として非商業的な展示活動を完遂するために公式参加者のパビリオン内で消費される電気及び天然ガスにかかる消費税について免税されるものとする。
- 9. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局による一時輸入に基づく物品の輸入に関しては、条約の付属書の規定が適用されるものとする。従って、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局は、関税、税及び____（博覧会の名称）の公式参加に関連する目的とする物品の輸入又は輸出の禁止及び規制を免除されるものとする。輸入された物品は、衛生及び植物検疫検査を受け、また____（例、欧州連合など）³²において有効である規則に基づく関連措置の対象となるものとする。____（国名）の当局は、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局の運営上の要請を考慮しながら、必要な全ての注意を払ってかかる検査を実施する。
- 10. 本条に従い、関税、税、輸入禁止及び規制を免除され輸入された物品は、____（国名）の当局の事前承認を得ることなく、また税、料金及び分担金をそれぞれ支払うことなく、有償又は無償で第三者に売却することはできない。かかる税、料金及び分担金が当該物品の価値に基づいて設定される場合、その税等の額は売却額に基づいてその時点で有効な料率を適用し計算するものとする。
- 11. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局は、公用車として最大__台及びそれぞれの予備部品の輸入の際の税及び関税、輸入禁止及び規制を免除されるものとする。陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局はまた、かかる車両に関連する地方登録税及び自動車税を免除されるものとする。免税は本契約期間中に適用される。上記の車両に要する燃料及び潤滑油は、__ヵ月間合計限度____リットルまでそれぞれ物品税又は消費税の免除を受けて入手することができる。
- 12. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局は、いかなる種類の資金、通貨又は現金を受け取ることができ、その機関としての目的をかなえる必要額をいかなる通貨の口座でも保有することができる。

第 10 条－陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフに対する免税

____（国名）の市民権又は居住権をもたない陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフ、ならびに彼らの家族は、適用される場合（第 4 条第 2 項と比較）、____（国名）に滞在中、以下の特権を享受するものとする。

³² 適用される場合、検査を参照、場合によっては関連の連合を参照。

1. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局が支払う、又はその代理として支払われる、給与、手数料、保障にかかるいかなる形式の直接課税の免除
2. _____ (国名) の国外で得た所得にかかるいかなる形式の直接課税の免除
3. 自身の家具及び所持品の輸入は _____ (国名) において陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局の就業開始日から最大 6 ヶ月間、また自動車を含む 1 件の託送貨物に関して、関税を免除され、輸入禁止又は規制を受けない。当該自動車は、かかる車両に関連する地方登録税及び自動車税を免除されるものとする。

3 ミラノ博およびドバイ博における SA の税関連の条項抜粋(仮訳)

ミラノ博

博覧会国際事務局およびイタリア共和国との間の 2015 年ミラノ国際博覧会への参加促進に必要な施策に関する合意

博覧会国際事務局及びイタリア共和国政府は、以下「契約当事者」といい、イタリアが、1928 年 11 月 22 日にパリにおいて署名され、その後修正された「国際博覧会に関するパリ条約」に従い設立された博覧会国際事務局のメンバーとして、2010 年 11 月 23 日の第 148 回総会期間において博覧会国際事務局により登録された、2015 年 5 月 1 日から 10 月 31 日までミラノで開催される国際博覧会を、「地球に食料を、生命にエネルギーを(Feeding the Planet, Energy for Life)」をテーマに主催することを考慮し、またイタリア共和国政府が、条約とその一般および特別規則に基づく規定に従い、国際博覧会の成功と名声を確保することに責任を持つことを考慮し、またイタリア共和国政府が、条約ならびにその一般および特別規則に従い、公式参加者および、イタリアの法律が認める範囲で非公式参加者が、国際博覧会の範囲内でそれぞれの職務を果たすことを支援し、また可能にするための全ての施策を採用する予定であることを考慮して、以下の通り、合意した。

パート I – 一般条項

第 1 条 定義

1. 本契約では、以下の定義を用いる。
 - 「BIE」とは、博覧会国際事務局を意味する。
 - 「条約」とは、1928 年 11 月 22 日付け国際博覧会に関するパリ条約およびその改訂版を意味する。
 - 「招聘国政府」とは、2015 年ミラノ国際博覧会を主催する予定のイタリア共和国政府を意味する。
 - 「2015 年ミラノ万博」および「万博」とは、BIE が登録した、2015 年 5 月 1 日から 10 月 31 日の期間においてミラノ市で開催予定の国際博覧会を意味する。
 - 「登録書類」とは、イタリア共和国政府が BIE に 2010 年 4 月 22 日に提出し、BIE が 2010 年 11 月 23 日の第 148 回総会で登録した、2015 年ミラノ万博の実現と実現可能性に関連する書類を意味する。
 - 「2015 年ミラノ万博政府代表」とは、2015 年ミラノ万博を組織するためにイタリア共和国が BIE に対して引き受けた国際的な義務を果たすべく、イタリア政府の委託を受けた万博政府代表を意味する。
 - 「主催者」とは、「Expo 2015 S.p.A」社を意味する。なお主催者は、イタリアの法律に基づき概説される職務に従って、2015 年ミラノ万博の完遂に必要なインフラや組織に関連した支援を実施する責務を担う。
 - 「公式参加者」とは、イタリア政府から 2015 年ミラノ万博への正式な招待状を受領し招待を受諾した国または国際的な政府間機関を意味する。
 - 「陳列区域政府代表事務局」とは、公式参加者の組織構成を意味する。
 - 「陳列区域政府代表」とは、2015 年ミラノ万博に参加する各国または各国際政府間機関により指名され

た代表者を意味する。

- 「陳列区域スタッフ」とは、各公式参加者の政府代表事務局のスタッフ、陳列区域政府代表、陳列区域政府代表代理、パビリオン・ディレクター、および陳列区域政府代表事務局の他の直接被雇用者を意味する。
- 「陳列区域政府代表団」とは、2015 年ミラノ万博に参加する陳列区域政府代表全員を意味する。
- 「運営委員会」とは、陳列区域政府代表団を代表する事務局を意味する。
- 「非公式参加者」とは、2015 年ミラノ万博政府代表が、陳列区域公式参加者外での参加を認めた法人、国営団体または外国団体で、とりわけ、非公式参加者には、特定領域の国家機関、企業および市民社会組織を含む。
- 「ディレクター」とは、2015 年ミラノ万博の各非公式参加者が任命した代表者を意味する。
- 「参加契約」とは、各陳列区域政府代表または各ディレクターと主催者との間で合意した、公式および非公式参加者が 2015 年ミラノ万博に参加するための条件や手順を設定するための契約を意味する。
- 「パビリオン」とは、公式および非公式参加者に属する万博会場内の各建物を意味する。
- 2015 年ミラノ万博の「万博会場」とは、登録文書に記載の通り、ロンバルディア州の首都の北西、ミラノ、ロー、およびペーロの市に位置する場所を意味する。
- 「所有者」とは、主催者が土地の権利を付与される、2015 年ミラノ万博の展示区域の所有者としての「AREXPO S.p.A.」社を意味する。

パートⅡ－公式参加者

第 10 条 陳列区域政府代表事務局に対する免税措置

1. 陳列区域政府代表事務局、その財産、所有物および収益は、万博に関連した機関としての非商業的活動の範囲内においていかなる直接税を免除され、また本条の制限内にて、国、地域、州および地方自治体からの間接税を免除されるものとする。
2. 陳列区域政府代表事務局の建物は、該当する場合には、地方自治体の財産税 (imposta municipale propria) を免除されるものとする。当該免税措置は、本契約の期間中適用されるものとする。
3. 陳列区域政府代表事務局がその機関としての非商業的活動を追求するために必要とする物品およびサービスの購入に関連した証書、取引および財務業務は、印紙税、登録税、謄本手数料 (imposta ipotecaria)、および地籍税 (imposte catastali) を免除されるものとする。また政府代表は、政府特権に対する税も免除されるものとする。
4. 陳列区域政府代表事務局は、公共スペースおよび区域の専有料金および万博会場内での広告メッセージの伝送についても、同様の免除と国が受け取る助成金を享受するか、その導入日以降、二次的な地方自治体税 (imposta municipale secondaria) を免除されるものとする。
5. 付加価値税 (VAT) については、陳列区域政府代表による公的な活動に関連した極めて高額な物品およびサービスの購入ならびに物品の輸入については、VAT の対象とならないものとする。本契約では、「極めて高額な購入および／または輸入」は、イタリアにおいて国際機関向けに定めた国の法律が定める限度額を超える物品およびサービスの購入ならびに／または物品の輸入に適用されるものとする。
6. 陳列区域政府代表事務局、または主催者がサービス提供者の場合には主催者は、その機関としての非商業的展示活動を遂行するために公式参加者のパビリオン内で消費された電気および天然ガスについては、物品税が免除されるものとする。
7. 陳列区域政府代表事務局の臨時許可に基づく物品の輸入については、条約付属書の規定が適用されるものとする。従って、陳列区域政府代表事務局は、2015 年ミラノ万博への公式参加に関連した目的で輸出入する物品の関税、税および禁止や制限を免除されるものとする。輸入された物品は、検疫および植物検疫、ならびに欧州連合で有効な規制に基づく関連措置の対象となるものとする。イタリア政府当局はかかる検疫等を必要すべての注意を払って、陳列区域政府代表事務局の運営面での必要性を考慮の上実施するものとする。
8. 本条に従って、関税、税および禁止や制限を免除されて輸入された物品は、イタリア当局の事前同意無しに、およびそれぞれの税、手数料および付加金を支払わずに、第三者に有料で売却または無償で贈与することはできない。当該税、手数料および付加金が物品の価値に基づいて設定される場合には、その税等の額は売却額に基づいて、その時点で有効な料率を適用して計算するものとする。

9. 陳列区域政府代表事務局は、「公式利用」のための最大 2 台の車両およびそれぞれのスペア部品の輸入について、税および関税、ならびに禁止および制限を免除されるものとする。また陳列区域政府代表事務局は、当該車両に関する州登録税および車両税も免除されるものとする。当該免税措置は本契約の期間中適用されるものとする。上記で述べた車両に必要な燃料および潤滑油は、物品税または消費税免除で、半年ごとに最大 1,200 リットルまで購入することができる。
10. 陳列区域政府代表事務局は、その機関としての目的を果たすために必要な金額の、いかなる種類の資金、通貨、または現金を受領し、またいかなる通貨の口座を保有することができる。
11. 本条に基づく免除は、陳列区域政府代表事務局に提供されるサービスに対応した税および手数料には適用されないものとする。

第 12 条 陳列区域スタッフ

1. イタリアの市民権を有さない、またはイタリアに居住していない陳列区域スタッフは、イタリア滞在中以下の特権を享受するものとする。
 - a) 陳列区域政府代表事務局またはその代理人が支払う給与、手数料、保障に対するいかなる形態の直接税の免除
 - b) イタリア共和国外で得た所得に対するいかなる形態の直接税の免除
 - c) スタッフ自身、その配偶者および扶養家族に対する、移民制限および外国市民の登録に関する正式手続きの免除
 - d) イタリアの領土内その他において外国証券、外国通貨またはいずれの通貨の口座を保有する自由。スタッフは、保有する外国証券または外国通貨を、自由にイタリア共和国領土外に持ち出したり、海外に送金したりすることができる
 - e) 自家使用の家具や自分の身の回り品を、関税なしに、禁止や制限を受けることなく、陳列区域政府代表事務局のイタリアでの業務開始から最大 6 ヶ月間、車両を含む 1 つの託送貨物に関して、輸入を行うこと。自動車は、当該車両に関わる州登録税および車両税 (tassa automobilistica di possesso) が免除されるものとする。
2. 各陳列区域スタッフの数について明確な合意が存在しない場合には、招聘国政府は総スタッフ数を、陳列区域自身の有効な必要数にまで制限するよう求めることができる。

パート III — 非公式参加者

第 16 条 非公式参加者に対する免税措置

1. 非公式参加者は、展示スペース内で行われる非商業的活動に関連して、いずれの直接税も免除される。
2. 非公式参加者が所有する建物は、該当する場合には、地方自治体の財産税の支払いを免除される。免税措置は本契約の終了まで適用される。
3. 非公式参加者が 2015 年ミラノ万博への参加のために使用する建物に関連した印紙、財務行為、取引および運営は、登録税、モーゲージ税および土地登記税を免除される。
4. 非公式参加者による、自身の展示スペース用の建築および調度用、メンテナンスおよび運営目的といった 2015 年ミラノ万博参加に関連した物品の恒久または一時的な輸入については、招聘国政府はそれぞれの関税手続きを簡略化する措置を採用するものとする。
5. 採用された措置にかかわらず、輸入された物品は、検疫および植物検疫を受け、また欧州連合で有効な規制に従った関連措置の対象となるものとする。イタリア政府はかかる検疫等を必要な注意を持って、非公式参加者の運営面での必要性を考慮の上実施するものとする。

第 18 条 非公式参加者のスタッフ

1. 運転免許証の承認および国家教育機関や大学の授業への出席については、本契約の第 13 条および第 14 条に含まれるのと同じ規定が、非公式参加者のスタッフにも適用されるものとする。

2. イタリアの市民権を持たないまたはイタリアの領土内に居住していない外国地域政府機関のスタッフに関する限りにおいて、本契約第 12 条に掲げる規定が適用されるものとする。
3. 個々の非公式参加者のスタッフの数について明確な合意が存在しない場合、招聘国政府は総スタッフ数を、当該参加者の有効な必要数にまで制限するよう求めることができる。

パート IV – 主催者と所有者

第 19 条 主催者の税金の軽減

1. 主催者が 2015 年ミラノ万博を組織するために利用できる財源を最適化するために、招聘国政府は、以下の規定を設ける
2. 1972 年 10 月 26 日大統領令第 633 号の第 17 条第 5 項に掲げる規定は、請負業者が行う建築部分において、労働の供給を含む主催者に提供されるサービスにも適用される。
3. 付加価値税の適用においては、2015 年ミラノ万博へのアクセスのために主催者が提供するサービスは、1972 年 10 月 26 日大統領令第 633 号の第 10 条第 1 項第 22 号の範囲には含まれないと解釈する。
4. 国、国の機関および政府機関による 2015 年ミラノ万博のためのイベントの組織およびインフラの建設に向けた主催者への拠出は、法人税法上の所得および生産活動に関する地方税上の生産価値からは除外される。前項記載の拠出は、費用の税控除可能部分には含まれず、その後の年度で創出された所得と相殺される繰り越し可能な損失の低減として算入されない。
5. 2015 年ミラノ万博が持つ機関としての重要性に照らして、主催者は、政府機関また地方公共団体がスポンサーとなる上記イベントの広告に関連して、公共スペースおよび区域の専有と広告メッセージの放送に対して通常課せられる料率か、その導入時より 2011 年 3 月 14 日法令第 23 号第 11 条に従った二次的な地方自治体税が、3 分の 2 以上低減される。
6. 主催者が 2015 年ミラノ万博の組織のために必要とする土地、建物および建物用地に関連した財務行為、取引および運営は、印紙税、登録税、モーゲージ税および土地登記税を免除される。

第 22 条 特権、特別条件およびイタリア政府当局の協力の目的

1. 本契約に基づいて提供される特権および特別条件は、2015 年ミラノ万博の利益のために付与されるものであり、個人の私的な利益のために付与されるものではない。
2. 本契約に基づいて付与された特権や譲与を損なうことなく、当該特権および譲与を受ける全ての人は、イタリア共和国の領土内で有効な法律および規制を遵守する義務を負う。当該人物は、イタリアの国の内政に干渉することを避ける義務を負う。
3. 本契約のいずれの規定も、イタリア政府が安全保障上の理由から不可避である施策を採用する権利を侵害するものではない。
4. 本契約または個別の参加契約で対象としていない事項は、イタリア法が適用されるものとする。

第 25 条 発効、終了および修正

1. 本契約は、契約当事者が互いに、本目的のために規定された批准のための各内部手続きの完了を正式に通知する、2 通の通知書の 2 番目の受領を確認した日に発効するものとする。
 2. 本契約は、2017 年 4 月 30 日までに有効な第 19 条第 6 項を除き、2015 年ミラノ国際博覧会閉会后 8 ヶ月間、すなわち 2016 年 6 月 30 日まで引き続き有効である。
 3. 本契約は、いつでも終了することが可能であり、終了の発効は、契約の相手方当事者が当該書面情報を受領してから 3 ヶ月後とする。
 4. 本契約は、外交ルートを通じて合意により修正できる。
- 2012 年 7 月 11 日にローマにて、フランス語、イタリア語および英語それぞれの 2 つの正本にて締結され、そのいずれも同様に正本である。解釈に齟齬が生じた場合には、英語版が優先する。

ドバイ博

2020 年ドバイ国際博覧会に関連する公式参加者に対する特権及び便益に関するアラブ首長国連邦及び博覧会国際事務局の間の契約書

アラブ首長国連邦及び博覧会国際事務局（以下、「当事者」という）は、アラブ首長国連邦（以下、「UAE」という）が博覧会国際事務局（以下、「BIE」という）の加盟国であり、また、1928 年 11 月 22 日にパリで調印され、議定書で改正された国際博覧会条約（以降、「条約」という）の締結国であり、同条約が BIE に対して特権及び便益に関して諸国家と契約を締結する権限を付与することを考慮し、BIE が 2015 年 11 月 25 日開催の第 158 回総会において、「心をつなぎ、未来を創る」というテーマの下、2020 年ドバイ国際博覧会の栄えある成果と名声を登録した 2020 年ドバイ国際博覧会を、UAE が 2020 年 10 月 20 日より 2021 年 4 月 10 日まで、同国ドバイにおいて主催することを約因として、同条約の下で、また同国際博覧会の一般規則及び特別規則の遵守の下で、同条約の諸条件に従って承認されたことを考慮して、UAE は公式参加者の参加を円滑に進めるための、あらゆる必要措置を講じ、2020 年ドバイ国際博覧会の範囲において公式参加者がその職務を全うすることを可能にするものとする。

当事者は以下の通り合意した。

第 1 章 一般規則

第 1 条 定義

本契約においては、「契約」とは、BIE 及び UAE の間で、2020 年ドバイ国際博覧会に関連する公式参加者のための特権及び便益に関して締結される本契約を意味する。

「受益者」とは、特定の特権及び便益を享受する権利が与えられている、本契約第 4 条に列挙されている人物を意味する。

「BIE」とは、博覧会国際事務局を意味する。

「条約」とは、1928 年 11 月 22 日にパリで調印され、議定書により改正された国際博覧会条約を意味する。

「2020 年国際博覧会事務局長」とは、2020 年ドバイ国際博覧会の組織及び履行に関する諸事項における招請国政府を代表するために、UAE 政府により任命された人物を意味する。

「2020 年ドバイ国際博覧会」及び「展示会」とは、2020 年 10 月 20 日より 2021 年 4 月 10 日まで、UAE のドバイで実施される、登録済展示会を意味する。

「一般規則」とは、登録文書の一部を構成する 2020 年ドバイ国際博覧会の規定を意味する。

「招請国政府」とは、2020 年ドバイ国際博覧会を主催するアラブ首長国連邦政府を意味する。

「主催者」とは、2020 年ドバイ国際博覧会の開催を管理するために、2014 年 6 月 25 日に発布された、政令第 30 号により設立された 2020 年ドバイ国際博覧会事務局を意味する。

「公式参加者」とは、UAE より 2020 年ドバイ国際博覧会参加の公式招請を受諾した国家又は政府間組織を意味する。

「陳列区域政府代表室」とは、本契約に基づくパビリオンの準備、運用及び撤去に至る全期間にわたって UAE の法規制に従って設立される公式参加者の内部の法的及び管理上の構造を意味する。

「参加に関する契約」とは、各陳列区域政府代表と主催者の間で合意された契約を意味し、2020 年ドバイ国際博覧会に参加する公式参加者の諸条件及び諸手続きを確立する。

「特権及び便益」とは、2020 年ドバイ国際博覧会の範囲において、公式参加者の参加と陳列区域政府代表及びそのスタッフの機能の遂行を円滑に進めることを目的とする本契約に基づいて、招請国政府が講じる措置を意味する。

「登録文書」とは、招請国政府が BIE に対して提出し、BIE が 2015 年 11 月 25 日開催の第 158 回 BIE 総会において登録した、2020 年ドバイ国際博覧の実現と実現可能性に関する文書を意味する。

「陳列区域政府代表」とは、同条約第 13 条に基づいて公式参加者によって任命された代表者を意味する。

「陳列区域スタッフ」とは、各公式参加者の陳列区域政府代表のスタッフを意味する。すなわち、陳列区域政府代表、陳列区域政府副代表、パビリオン館長及び陳列区域政府代表の他の直接の従事者を意味する。

「特別規則」とは、一般規則の第 34 条に列挙されている特別規則を意味する。

「UAE」とは、アラブ首長国連邦を意味する。

第4条 特権及び便益の受益者

1. 各々の機能の遂行を円滑に進めるために、本契約において規定された特権及び便益は、陳列区域政府代表、陳列区域スタッフ並びに BIE 加盟国及び BIE スタッフに利用可能となるものとする。
2. 本契約の第6条、第9条、第10条、第11条、第12条及び第13条において各々含まれる公式参加者向けの入国及び滞在並びに税金の問題に関する規定に関しては、第9条第7項において定義される公式な通信手続きに記載される限りにおいて、受益者として以下が含まれる。
 - a. 配偶者、直系尊属及び 21 歳未満の直系卑属を伴う陳列区域政府代表、陳列区域副代表及びパビリオン館長の家族構成員。
 - b. 必要に応じて、前項で定義された家族構成員の世話のために必要なスタッフで、かかる家族構成員のために恒常的に特定の仕事をする人員。

第2章 陳列区域の諸規定

第10条 陳列区域政府代表室に対する免税

1. 以下の条項に従って、ドバイ国際博覧会と関連する団体としての活動及び非商業活動の目的で、陳列区域政府代表室が輸入、調達、その他獲得した財産、所有物及び収入は、UAE が、陳列区域政府代表室に対して、直接及び間接に利用可能にされる。
2. 陳列区域政府代表室の建造物は、該当する場合には、固定資産税の支払いを免除されるものとする。同免除は、本契約の期間、適用される。
3. 陳列区域政府代表室が、その活動及び非商業活動の実施のために必要とする商品及びサービスの購入に関連する証書、取引及び資金運営は、(UAE において以下の税金が適用となる場合) 印紙税、登録免許税、謄本法定料金及び地籍税を免除されるものとする。陳列区域政府代表はまた、政府から付与された営業許可に対する税金も免除される。
4. 陳列区域政府代表事務局はまた、公的な空間やエリアの占有及び万博会場内における宣伝広告放送に対して課される料金に関連して、UAE の公的機関に対して付与されるのと同様の免除及び補助金を享受するものとする。
5. 招請国政府がその国内で、付加価値税(以下、VAT という)を課す場合、公式参加者が展示者として、以下の形で、非商業活動に従事する場合、関連する要件を満たしていれば、同税は免除される。
 - 5.1 以下の準項目に従っている場合、展示スペースの建設、設置、変更、装飾及び撤去に直接関連して、公式参加者が調達した商品及びサービスの輸入又は供給で生じる VAT は、納税された VAT の十分な証明(輸入証明書又は VAT を含む請求書)及びかかる請求を行う権限を示す証明を添えて UAE 連邦税務局に対して還付請求が申請されれば、返金されるものとする。
 - 5.2 以下の準項目に従っている場合、2020 年万博会場内での展示スペース及び出展の運営に直接関連して、公式参加者が調達した、第 5.1 項で考慮される以外の商品及び他のサービスの輸入又は供給で生じる VAT は、納税された VAT の十分な証明(輸入証明書又は VAT を含む請求書)及びかかる請求を行う権限を示す証明とともに、UAE 連邦税務局に対して還付請求が申請されれば、返金されるものとする。
 - 5.3 以下の準項目に従っている場合、陳列区域政府代表室、陳列区域スタッフ及び受益者が個人的な使用のために輸入した商品に課された VAT は、納税された VAT の十分な証明(輸入証明書又は VAT を含む請求書)及びかかる請求を行う権限を示す証明とともに、UAE 連邦税務局に対して還付請求が申請されれば、返金されるものとする。
 - 5.4 以下の準項目に従っている場合、外交特権又は領事特権により、かかる免除措置を既に与えられている、公式参加者又は公式参加者のスタッフが使用する商品の輸入品目には、VAT は課税されないものとする。
 - 5.5 以下の準項目に従っている場合、公式参加者が調達した他の商品及びサービスの輸入又は供給に課税される VAT で、第 5.1 項及び第 5.2 項に基づいた免税措置に該当しないものの、公式参加者の

事務局の効果的な運営に関連するものは、UAE 連邦税務局に還付請求することができる。ただし、還付請求される各品目の価額が連邦税務局の設定最低額を超えていることを条件とする。

5.6 同国の展示スペースの建設、設置、撤去又は運営、又は 2020 年ドバイ万博会場内で行われる他の出展に関する輸入や供給に関して、その展示スペースや出展の 20%以上が非公式目的又は商業目的に使用されている、又は使用する意図があると、連邦税務局によって判断された場合、公式参加者に対して第 5.1 項及び第 5.2 項に基づく権利証明書は提供されないものとする。

5.7 連邦税務局に対する VAT 還付請求には、VAT を含む請求書の原本の複製又は VAT 支払い証明書を添付する必要がある、同費用が生じた毎四半期末に、かかる還付請求を行う権利があることを示す証明書を添えた上で、還付請求用書式を使用して、請求するものとする。

本項で規制されている VAT 免税の申請は、上記を可能にする関連法の公表に従うものとする。

6. 本条に従って、又は税金還付の対象となった、関税及び税金を免除される輸入品は、UAE 当局から事前の同意を得ることなく、また該当する税金、手数料及び賦課金を支払うことなく、第三者に販売することはできない。かかる税金、手数料及び賦課金が商品の価額に基づいて請求されることになった場合は、元の申請書式に記述された価額を根拠として計算されるものとする。
7. 主催者の陳列区域政府代表室がサービス事業者の場合は、公式参加者のパビリオン内で、同国の機関による展示及び非商業目的の展示で消費される電気及び天然ガスに対する国内物品税を免除されるものとする。陳列区域政府代表室は、UAE における金融諸規制に従って、同機関の目的を果たすために必要となる資金の確保のために、いかなる種類の資金、通貨又は現金を、いかなる通貨でも受け取り、口座を保有することができる。

第 11 条 陳列区域政府代表室及び事務局スタッフ向けの免税

陳列区域政府代表室及び UAE の市民権を持たない事務局スタッフ並びに受益者は、UAE での滞在中、以下の特権を享受することができる。

1. 陳列区域政府代表室又は同室を代表して支払われる給与、手数料および損害賠償金に課される、いかなる形態の直接税の免除。
2. UAE 国外で生じる収入に対する、いかなる形態の直接税の免除
3. 第 13 条 2 項に基づいて輸入される車両に関連する地方登録免許税及び車両税の免除

第 12 条 陳列区域政府代表室向け関税免除

1. 陳列区域政府代表室、その財産及び所有物は、ドバイ国際博覧会に関連する機関の活動及び非商業活動の範囲にある場合、いかなる関税を免除される。
2. 関税の免除は、以下の活動に適用される。
 - a. 公式参加者の公式な使用に必要な商品の輸入、取得、配達は、UAE において大使館職員外交官及び領事館職員向けに取り決められているのと同様の制限及び条件に従う。
 - b. 陳列区域政府代表室は、公式で使用する自動車及びそのスペア部品の輸入に課せられる関税を免除されるものとする。
 - c. 万博会期中に会場敷地内で行われる、パビリオンの運営又は出展に直接つながりのある輸入品。
3. 以下に関しては、一時的許可が実施される。
 - a. 陳列区域政府代表室によって一時的許可が得られた商品の輸入に関しては、本契約で別途規定されない限り、条約の付属文書の規定が適用されるものとする。
 - b. このため、陳列区域政府代表室は、関税表の適用を受けるものの、2020 年万博への公式参加に関連する目的では関税が徴収されないことによって、関税が免除される。
4. 本条に従って免税された輸入品は、UAE 関連当局から事前に同意を得ることなく、また該当する関税を支払うことなく、第三者に対価を取って販売したり、無償で譲渡したりすることはできない。
5. 輸入品は、湾岸協力理事会 (GCC) 及び UAE で施行されている諸規制に基づく衛生措置及び植物検疫措置並びに関連する措置の対象となるものとする。関連する UAE 当局は、陳列区域政府代表室の運営上の要件を考慮しながら、あらゆる必要な措置を講じてかかる検査を実施するものとする。

6. 輸入禁止品及び/又は輸入制限品のリストは、公式参加者に共有されるものとする。かかる品目は、UAE によって輸入又は輸出の禁止又は制限の対象となり、UAE 税関当局により規制されるものとする。

第 13 条 陳列区域政府代表及び事務局スタッフ向けの関税免除

陳列区域政府代表及び UAE の市民権のない事務局スタッフ又は受益者は、UAE での滞在中、以下の特権を享受するものとする。

1. 陳列区域政府代表及び UAE の市民権のない事務局スタッフ又は受益者による、個人的使用又は消費目的での商品の輸入、取得及び配達。これには、関連当局が個人的使用又は消費に必要と判断する、当該施設向けの物品の分量が含まれる。
2. 私物の家具又は身の回り品の輸入は、陳列区域政府代表室のための職務開始日から最大 6 カ月間の間、自動車を含む委託貨物 1 個に関して、関税を免除されるものとする。

第 3 章 最終規定

第 22 条 紛争の解決

本契約の解釈又は適用に関わる UAE 及び BIE の間の紛争は、条約の第 34 条の規定に従って解決されるものとする。

公式参加者と主催者の間の紛争は、2020 年ドバイ国際博覧会の一般規則第 10 条に従って解決するものとする。

第 23 条 暫定的申請、契約の発効及び修正

1. 本契約は署名日をもって暫定的に適用されるものとする。
2. 本契約は、当事者が国際条約の締結のための自国の法律の下で必要となる諸手続きを遵守することを、相互に公式に通知するための最新の通知の受領日から有効となるものとする。
3. 本契約は、博覧会の終了後 6 カ月間、継続して有効となるため、2021 年 10 月 21 日まで有効である。
4. 本契約は、外交ルートを介した相互の同意により修正することができる。

………(市名)において、………(日付)に締結され、英語及びアラビア語による各正本 2 部とし、いずれも同等な正本とする。解釈に齟齬が生じた場合は、英語版が優先されるものとする。

博覧会国際事務局 アラブ首長国連邦政府

4 国内における過去博の税法規定等

愛知博

出展準備金

租税特別措置法(施行:2003 年 4 月 1 日)

(日本国際博覧会出展準備金)

第二十条の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される二千五年日本国際博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、平成十四年から平成十七年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失(以下この項及び次項において「出展費用等」という。)に充てるため、当該出展費用等の額として政令で定めるところにより計算した金額にその年において事業を営んでいた期間(当該出展参加契約を締結した日(その日が平成十四年七月一日前である場合には、同日)前の期間及び平成十七年三月二十五日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を日本国際博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

- 2 前項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、出展費用等の額でその年

分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その出展費用等の生じた日における日本国際博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合 その出展をしないこととなつた日における日本国際博覧会出展準備金の金額

二 平成十八年三月二十四日において日本国際博覧会出展準備金を積み立てている場合 その日における日本国際博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における日本国際博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において日本国際博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における日本国際博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における日本国際博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該日本国際博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二十条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第二十条第六項から第八項までの規定は、第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の日本国際博覧会出展準備金に係る事業を承継した場合について準用する。この場合において、同条第六項中「青色申告書」とあるのは「青色申告書」と、「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき又はその年十二月三十一日までに第二十条の五第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第七項中「相続人が」とあるのは「相続人が、」と、「青色申告書」とあるのは「青色申告書」と、「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに第二十条の五第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と読み替えるものとする。

(日本国際博覧会出展準備金)

第五十七条の二 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される二千五年日本国際博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、平成十四年七月一日から平成十七年三月二十四日までの期間内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。)において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失(以下この項及び次項において「出展費用等」という。)の支出又は補てんに充てるため、当該出展費用等の額(合併(適格合併を除く。))及び分割型分割(適格分割型分割を除く。))により当該博覧会への出展をしないこととなつた場合における当該出展費用等の額を除く。)として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日(その日が平成十四年七月一日前である場合には、同日)前の期間及び平成十七年三月二十五日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により日本国際博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の

日本国際博覧会出展準備金を含む。)を積み立てている法人の各事業年度において、出展費用等の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その出展費用等の生じた日における日本国際博覧会出展準備金の金額(その日において同条第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額(以下この項において「連結日本国際博覧会出展準備金の金額」という。))がある場合には当該連結日本国際博覧会出展準備金の金額を含むものとし、その日までこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額(同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。))がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合(適格合併又は適格分割型分割により二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度(第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合(次号に該当する場合を除く。) その出展をしないこととなつた日における日本国際博覧会出展準備金の金額

二 合併又は分割型分割により二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合 その合併又は分割型分割の直前の日本国際博覧会出展準備金の金額

三 平成十八年三月二十四日を含む事業年度終了の日において日本国際博覧会出展準備金を積み立てている場合 その終了の日における日本国際博覧会出展準備金の金額

四 解散した場合(合併により解散した場合を除く。) その解散の日における日本国際博覧会出展準備金の金額

五 前項、前各号、次項及び第五項の場合以外の場合において日本国際博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における日本国際博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における日本国際博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日(以下この項において「二年経過日」という。))を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度)までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該日本国際博覧会出展準備金の金額については、前二項、第八項及び第九項の規定は、適用しない。

5 第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。)は、当該事業年度終了の日における日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第八項及び第九項の規定は、適用しない。

6 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十五条第十一項及び第十二項の規定は、第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合(第六十八条の五十二第七項に規定する場合を除く。)について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは

「第六十八条の五十二第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は当該事業年度終了の日までに第五十七条の二第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

9 第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を積み立てている法人が適格分割型分割により二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合(当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該日本国際博覧会出展準備金を積み立てている法人がしないこととなつた当該出展をすることとなつた場合に限り、同条第九項前段に規定する場合を除く。)には、その適格分割型分割直前における当該日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割型分割の日において有する第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額(当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額)とみなす。

10 第五十五条第十六項の規定は、前項又は第六十八条の五十二第九項の分割承継法人(その適格分割型分割後において連結法人に該当するものを除く。)がその適格分割型分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。この場合において、第五十五条第十六項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに第五十七条の二第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

11 第八項の適格合併に係る合併法人又は第九項の適格分割型分割に係る分割承継法人の当該適格合併又は当該適格分割型分割の日を含む事業年度における第一項に規定する適用年度の月数その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

租税特別措置法（施行：2005 年 4 月 1 日）

制定附則

（個人の準備金に関する経過措置）

第十九条 旧租税特別措置法第二十条の五第一項に規定する日本国際博覧会出展準備金を有する個人の平成十八年以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「個人が」とあるのは、「個人が、平成十七年十二月三十一日までに」とする。

（法人の準備金に関する経過措置）

第三十四条

1～2 略

3 旧租税特別措置法第五十七条の二第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を有する法人の平成十八年三月二十四日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算(同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度前の事業年度の所得の金額の計算)については、旧租税特別措置法第五十七条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第六十八条の五十二第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第四十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第六十八条の五十二第一項
第三項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条の五十二第一項
第四項	第六十八条の五十二第一項 法人が	旧効力措置法第六十八条の五十二第一項 法人が、平成十七年三月二十四日を含む事業年度終了の日までに
第五項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条の五十二第一項

第八項	第六十八條の五十二第一項	旧効力措置法第六十八條の五十二第一項
	(第六十八條の五十二第七項	(旧効力措置法第六十八條の五十二第七項
	「第六十八條の五十二第七項	「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第四十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の五十二第七項
	第五十七條の二第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第三十四條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法(第十六項において「旧効力措置法」という。)第五十七條の二第一項
第九項	第六十八條の五十二第一項	旧効力措置法第六十八條の五十二第一項
第十項	第六十八條の五十二第九項	旧効力措置法第六十八條の五十二第九項
	第五十七條の二第一項	旧効力措置法第五十七條の二第一項

租税特別措置法施行令(施行:2003年4月1日)

(日本国際博覧会出展準備金)

第十二条の三 法第二十条の五第一項に規定する二千五年日本国際博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものは、財団法人二千五年日本国際博覧会協会及び同協会との間に同項の二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人(地方公共団体を含む。)とする。

2 法第二十条の五第一項に規定する政令で定める費用又は損失は、同項に規定する出展参加契約に基づき取得し、製作し、建設し、又は造成する建物(その附属設備を含む。)、展示物又は庭園その他の構築物(建物又は構築物の敷地の賃借をするための費用その他の財務省令で定める支出に係る資産を含む。)について生ずる費用又は損失とする。

3 法第二十条の五第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、財団法人二千五年日本国際博覧会協会との間に締結された同項の二千五年日本国際博覧会への出展参加契約に基づいて定められる敷地面積に応じ一平方メートル当たり五十四万円として計算した金額に相当する金額のうちその出展をする個人に係るものとする。

4 第十一条第一項の規定は、法第二十条の五第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合における同条第四項の規定による日本国際博覧会出展準備金の金額の総収入金額への算入について準用する。

5 前項において準用する第十一条第一項に規定する場合において、前項に規定する個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 法第二十条の五第一項の出展をしないこととなった場合、平成十八年三月二十四日において日本国際博覧会出展準備金を積み立てている場合、事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合又は死亡した場合その該当することとなった日における日本国際博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号において同じ。)

二 前項において準用する第十一条第一項及び前号の場合以外の場合において日本国際博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における日本国際博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

(日本国際博覧会出展準備金)

第三十三条の二 法第五十七條の二第一項に規定する二千五年日本国際博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものは、財団法人二千五年日本国際博覧会協会及び同協会との間に同項の二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人(地方公共団体を含む。)とする。

2 法第五十七条の二第一項に規定する政令で定める費用又は損失は、同項に規定する出展参加契約に基づき取得し、製作し、建設し、又は造成する建物(その附属設備を含む。)、展示物又は庭園その他の構築物(建物又は構築物の敷地の賃借をするための費用その他の財務省令で定める支出に係る資産を含む。))について生ずる費用又は損失とする。

3 法第五十七条の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、財団法人二千五年日本国際博覧会協会との間に締結された同項の二千五年日本国際博覧会への出展参加契約に基づいて定められる敷地面積に応じ一平方メートル当たり五十四万円として計算した金額に相当する金額のうちその出展をする法人に係るものとする。

4 法第五十七条の二第八項若しくは法第六十八条の五十二第七項の適格合併に係る合併法人又は法第五十七条の二第九項若しくは法第六十八条の五十二第九項の適格分割型分割に係る分割承継法人のその適格合併又は適格分割型分割の日を含む事業年度における法第五十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「月数」とあるのは、「月数(第八項若しくは第六十八条の五十二第七項の適格合併に係る合併法人又は第九項若しくは第六十八条の五十二第九項の適格分割型分割に係る分割承継法人のその適格合併又は適格分割型分割の日を含む事業年度にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日からこれらの日を含む事業年度終了の日までの期間の月数)」とする。

5 第三十二条の二第十三項から第十五項までの規定は、法第五十七条の二第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた法第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。))を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合における法第五十七条の二第四項に規定する日本国際博覧会出展準備金の金額の益金算入について準用する。この場合において、第三十二条の二第十五項中「、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により特定法人の株式等又は法第五十五条第四項第一号に規定する資源特定債権(以下この項において「資源特定債権」という。))を移転した」とあるのは「又は適格分割型分割により法第五十七条の二第一項の出展をしないこととなつた」と、同項第一号中「特定法人の株式等若しくは資源特定債権の全部を有しないこととなつた場合(次号に掲げる場合を除く。))又は当該特定法人が解散し、若しくは特定法人でないこととなつた場合」とあるのは「法第五十七条の二第一項の出展をしないこととなつた場合(次号に掲げる場合を除く。))又は平成十八年三月二十四日を含む事業年度終了の日において日本国際博覧会出展準備金を積み立てている場合」と、同項第二号中「合併法人又は分割承継法人に特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した」とあるのは「法第五十七条の二第一項の出展をしないこととなつた」と読み替えるものとする。

租税特別措置法施行規則(施行:2003年4月1日)

(日本国際博覧会出展準備金の出展費用等の範囲)

第八条 施行令第十二条の三第二項に規定する財務省令で定める支出は、次に掲げるものとする。

一 建物又は構築物の敷地を賃借するための支出

二 施行令第十二条の三第一項に規定する民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人(以下この号において「出展参加団体」という。))との間に法第二十条の五第一項に規定する出展参加契約を締結した個人の当該出展参加契約に基づく当該出展参加団体に対する支出のうち、建物(その附属設備を含む。)、展示物若しくは庭園その他の構築物の取得、製作、建設若しくは造成に充てるためのもの又は建物若しくは構築物の敷地の賃借に充てるためのもの

(日本国際博覧会出展準備金の出展費用等の範囲)

第二十一条の十 施行令第三十三条の二第二項に規定する財務省令で定める支出は、次に掲げるものとする。

一 建物又は構築物の敷地を賃借するための支出

二 施行令第三十三条の二第一項に規定する民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人(以下この号において「出展参加団体」という。))との間に法第五十七条の二第一項に規定する出展参加契約を締結した法人の当該出展参加契約に基づく当該出展参加団体に対する支出のうち、建物(その附属設備を含む。)、展示物若しくは庭園その他の構築物の取得、製作、建設若しくは造成に充てるためのもの又は建物若しくは構築物の敷地の賃借に充てるためのもの

法人税法施行規則(施行:2003年4月1日)

日本国際博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	
当期積立額		1	円	前期日本国際博覧会出展準備金の金額	
積立限度額の計算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積	2	平方メートル	当期損益金算入額のうち損金算入された金額のある場合の損金算入額	10
	54万円に同上の敷地面積を乗じた金額	3	円	同上以外の増減による損金算入額	11
	同上のうち、集合館の場合又は共同出展の場合の負担金額	4		計	12
	出展参加契約をした日と平成14年7月1日のいずれか遅い日	5	年・月・日	当期積立額のうち損金算入額	13
	(5)から平成17年3月31日まで	6	月	前期日本国際博覧会出展準備金の金額	14
	当期の月数	7		貸借対照表に計上されている日本国際博覧会出展準備金	15
	積立限度額	8	円	繰上	16
前期積立限度額		9	円	貸借対照表の取崩不足額	
当期損益金算入額		10	円	当期に生じた差額の合計額	
当期損益金算入額		11	円	前期末における差額	
当期損益金算入額		12	円	前期末における差額	
当期損益金算入額		13	円	前期末における差額	
当期損益金算入額		14	円	前期末における差額	
当期損益金算入額		15	円	前期末における差額	
当期損益金算入額		16	円	前期末における差額	
当期損益金算入額		17	円	前期末における差額	
当期損益金算入額		18	円	前期末における差額	
当期損益金算入額		19	円	前期末における差額	

別表十二(十四) 記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人で2005年日本国際博覧会を主催する団体等(以下「主催団体等」という。)との間に当該博覧会への出展参加契約を締結したものが租税特別措置法第57条の2(日本国際博覧会出展準備金)の規定の適用を受ける場合又は連結法人で主催団体等との間に当該博覧会への出展参加契約を締結したものが同法第68条の52(日本国際博覧会出展準備金)の規定の適用を受ける場合に記載すること。

寄附金

財務省告示 第五十号(2001年3月9日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

財団法人二千五年日本国際博覧会協会 (名古屋市中村区名駅三丁目一五番一 号)	二〇〇五年日本国際博 覧会開催の費用	平成十三年三月九日から平成十四年 三月八日まで
--	-----------------------	----------------------------

財務省告示 第九十八号(2002年3月8日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人二千五年日本国際博覧会協会の項中「平成十四年三月八日」を「平成十五年三月八日」に改める。

財務省告示 第八十号(2003 年 3 月 7 日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第四項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人二千五年日本国際博覧会協会の項中「平成十五年三月八日」を「平成十六年三月八日」に改める。

財務省告示 第百八号(2004 年 3 月 8 日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第四項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人二千五年日本国際博覧会協会の項中「平成十六年三月八日」を「平成十七年三月八日」に改める。

地方税

地方税法(施行:2003 年 4 月 1 日)

(二千五年日本国際博覧会の開催に伴う地方税の特例)

第三十九条の二 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 博覧会 国際博覧会に関する条約(第三号及び第四号において「条約」という。)の適用を受けて平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会をいう。

二 博覧会協会 財団法人二千五年日本国際博覧会協会をいう。

三 参加国 博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び政令で定める国際機関並びに条約第二十五条1に規定する博覧会国際事務局をいう。

四 参加国の代表等 条約第十三条の規定による博覧会に参加する外国政府の代表、条約第二十六条の規定による各締約国の政府の代表その他博覧会の事務に従事する参加国の職員(これらの者のうち日本の国籍を有する者を除く。)をいう。

五 参加者 博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(参加国を除く。)をいう。

2 道府県及び市町村は、参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費及び賞与(これらの性質を有する給与を含む。)に係る所得については、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、個人の道府県民税及び市町村民税を課することができない。

3 道府県及び市町村は、参加国及び博覧会協会に対しては、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、法人の道府県民税及び市町村民税を課することができない。

4 道府県は、参加国が博覧会に関して行う事業又は博覧会協会が行う事業に対しては、第七十二条の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

5 道府県は、参加国、参加者若しくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、第七十三条の二の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、参加国、参加者又は博覧会協会が、博覧会の終了の日から六月を経過する日においてこれらの家屋を所有しているときは、同日においてこれらの家屋の取得があつたものとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

6 道府県は、平成十六年度分及び平成十七年度分の自動車税に限り、参加国若しくは参加国の代表等が所有する自動車で政令で定めるもの又は博覧会協会が所有する一般貸切用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、第百四十五条の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

7 道府県は、参加国若しくは参加国の代表等が政令で定める自動車の取得をした場合における当該自動車の取得又は博覧会協会が博覧会の観客の輸送の用に供する一般貸切用のバスの取得をした場合における当該バスの取得に対しては、第六百九十九条の二の規定にかかわらず、自動車取得税を課することができない。

8 市町村は、平成十五年度から平成十七年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、参加国、参加者若しくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

9 市町村は、平成十六年度分及び平成十七年度分の軽自動車税に限り、参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等で政令で定めるものに対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

10 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手續その他これらの規定の適用に関し必要な事項は政令で定める。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（施行：2004年4月1日）

附則第三十九条の二第四項中「第七十二条」を「第七十二条の二」に改める。

地方税法等の一部を改正する法律（施行：2006年4月1日）

附則第三十九条の二第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第五項中「六月」を「一年六月」に改め、同条第八項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改める。

地方税法施行令（施行：2003年4月1日）

（法附則第三十九条の二第一項第三号の国際機関等）

第二十三条 法附則第三十九条の二第一項第三号に規定する政令で定める国際機関は、日本国政府が同項第一号に規定する博覧会（以下本条において「博覧会」という。）への参加の招請を行つた国際機関のうち、博覧会の開催の日の前日までに日本国政府に対し博覧会への参加の表明を行つた国際機関で総務大臣が指定するものとする。

2 法附則第三十九条の二第六項に規定する参加国又は参加国の代表等が所有する自動車で政令で定めるものは、次に掲げる自動車とする。

一 法附則第三十九条の二第一項第三号に規定する参加国が所有する博覧会の用に供する自動車で関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十七条第一項第七号の二の規定により関税を免除されたもの

二 法附則第三十九条の二第一項第四号に規定する参加国の代表等が所有する自動車で関税定率法第十七条第一項第十号の規定により関税を免除されたもの

3 法附則第三十九条の二第七項に規定する政令で定める自動車の取得は、次に掲げる自動車の取得とする。

一 法附則第三十九条の二第一項第三号に規定する参加国が所有する博覧会の用に供する自動車で関税定率法第十七条第一項第七号の二の規定により関税を免除されたものの取得

二 法附則第三十九条の二第一項第四号に規定する参加国の代表等が所有する自動車で関税定率法第十七条第一項第十号の規定により関税を免除されたものの取得

4 法附則第三十九条の二第八項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、同条第一項第二号、第三号又は第五号に規定する博覧会協会、参加国又は参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産のうちこれらの者が所有する家屋及び償却資産（物品販売業、飲食店業その他の総務省令で定める事業の用に供するものを除く。）とする。

5 法附則第三十九条の二第九項に規定する参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等で政令で定めるものの範囲については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「自動車」とあるのは、

「軽自動車等」と読み替えるものとする。

地方税法施行規則(施行:2003年4月1日)

(政令附則第二十三条第四項の事業)

第二十三条 政令附則第二十三条第四項に規定する総務省令で定める事業は、法第七十二条第五項第一号、第四号、第六号、第十八号の二、第二十二号、第二十五号、第二十六号、第三十四号若しくは第三十五号又は同条第七項第十八号若しくは第十八号の二(展示館及び展示館の内部において行われるものを除く。)とする。

地方税法施行規則(施行:2006年4月1日)

(政令附則第二十三条第四項の事業)

第二十三条 政令附則第二十三条第四項に規定する総務省令で定める事業は、法第七十二条の二第七項第一号、第三号、第五号、第十三号、第十七号、第二十号、第二十一号、第二十九号若しくは第三十号又は同条第九項第十八号若しくは第十八号の二(展示館及び展示館の内部において行われるものを除く。)とする。

大阪花博

出展準備金

租税特別措置法(施行:1986年4月1日)

(国際花と緑の博覧会出展準備金)

第二十条の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、昭和六十二年から昭和六十五年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額にその年において事業を営んでいた期間(当該出展参加契約を締結した日以前の期間及び当該博覧会の開始の日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十九で除して計算した金額以下の金額を国際花と緑の博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合 その出展をしないこととなつた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

二 当該博覧会の開始の日から一年を経過する日において国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている場合 その日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際花と緑の博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因とな

つた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該国際花と緑の博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二十条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第二十条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者又はその年十二月三十一日までに国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第十三項中「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と読み替えるものとする。

(国際花と緑の博覧会出展準備金)

第五十六条の六 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和六十二年一月一日から当該博覧会の開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。))において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和六十二年一月一日前である場合には、同日)前の期間及び当該博覧会の開始の日以後の期間を除く。))の月数を乗じてこれを三十九で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。))により国際花と緑の博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。))のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合 その出展をしないこととなつた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

二 当該法人の当該博覧会の開始の日から一年を経過する日を含む事業年度終了の日において国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている場合 その終了の日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際花と緑の博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前

日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該国際花と緑の博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

租税特別措置法(施行:1987年4月1日)

(個人の準備金に関する経過措置)

第七条

(1 略)

2 旧法第二十条の六第一項に規定する国際花と緑の博覧会出展準備金を有する個人の平成三年以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「個人が」とあるのは、「個人が、平成二年十二月三十一日までに」とする。

(法人の準備金に関する経過措置)

第二十条

(1～4 略)

5 旧法第五十六条の六第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を有する法人の平成三年三月三十一日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「法人が」とあるのは、「法人が、平成二年三月三十一日を含む事業年度終了の日までに」とする。

(6 ～8 略)

租税特別措置法施行令(施行:1986年4月1日)

(国際花と緑の博覧会出展準備金)

第十二条の五 法第二十条の五第一項に規定する国際花と緑の博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものは、財団法人国際花と緑の博覧会協会及び同協会との間に同項の国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人(地方公共団体を含む。)とする。

2 法第二十条の五第一項に規定する出展に要する費用で政令で定めるものは、同項に規定する出展参加契約に基づき取得し、製作し又は造成する建物、展示物又は庭園の取得、製作又は造成に要する費用、当該建物又は庭園の敷地を賃借するための費用その他の大蔵省令で定める費用とする。

3 法第二十条の五第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、財団法人国際花と緑の博覧会協会との間に締結された同項の国際花と緑の博覧会への出展参加契約に基づいて定められる敷地面積に応じ一平方メートル当たり三十九万円により計算される金額に相当する金額のうちその出展をする個人に係るものとする。

4 第十二条第五項及び第六項の規定は、法第二十条の五第四項に規定する場合における同項に規定する国際花と緑の博覧会出展準備金の金額の総収入金額への算入について準用する。この場合において、第十二条第六項第一号中「事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合又は死亡した場合」とあるのは「法第二十条の五第一項の出展をしないこととなつた場合、国際花と緑の博覧会の開始の日から一年を経過する日において国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている場合、事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合又は死亡した場合」と、「その譲渡し、若しくは廃止した日又は死亡した日」とあるのは「その該当することとなつた日」と読み替えるものとする。

(国際花と緑の博覧会出展準備金)

第三十二条の十三 法第五十六条の六第一項に規定する国際花と緑の博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものは、財団法人国際花と緑の博覧会協会及び同協会との間に同項の国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を

行う法人(地方公共団体を含む。)とする。

2 法第五十六条の六第一項に規定する出展に要する費用で政令で定めるものは、同項に規定する出展参加契約に基づき取得し、製作し又は造成する建物、展示物又は庭園の取得、製作又は造成に要する費用、当該建物又は庭園の敷地を賃借するための費用その他の大蔵省令で定める費用とする。

3 法第五十六条の六第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、財団法人国際花と緑の博覧会協会との間に締結された同項の国際花と緑の博覧会への出展参加契約に基づいて定められる敷地面積に応じ一平方メートル当たり三十九万円により計算される金額に相当する金額のうちその出展をする法人に係るものとする。

4 第三十二条第五項及び第六項の規定は、法第五十六条の六第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合における同条第四項に規定する国際花と緑の博覧会出展準備金の金額の益金算入について準用する。この場合において、第三十二条第六項第一号中「解散した場合」とあるのは「解散した場合、法第五十六条の六第一項の出展をしないこととなつた場合又は当該法人の国際花と緑の博覧会の開始の日から一年を経過する日を含む事業年度終了の日において国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている場合」と、「当該解散の日」とあるのは「その該当することとなつた日」と読み替えるものとする。

租税特別措置法施行規則(施行:1986年4月1日)

(国際花と緑の博覧会出展準備金)

第七条の三 施行令第十二条の五第二項に規定する大蔵省令で定める費用は、法第二十条の五第一項に規定する出展参加契約に基づく出展に要する費用で、次に掲げるものとする。

- 一 建物(その附属設備を含む。)の取得又は建設に要する費用
- 二 展示物の取得又は製作に要する費用
- 三 庭園その他の構築物の取得又は造成若しくは建設に要する費用
- 四 敷地を賃借するための費用

五 施行令第十二条の五第一項に規定する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人との間に法第二十条の五第一項に規定する出展参加契約を締結した者の当該契約に基づき当該法人に対して支出する費用のうち、前各号に掲げる費用に充てるためのもの

(国際花と緑の博覧会出展準備金)

第二十一条の九 施行令第三十二条の十三第二項に規定する大蔵省令で定める費用は、法第五十六条の六第一項に規定する出展参加契約に基づく出展に要する費用で、次に掲げるものとする。

- 一 建物(その附属設備を含む。)の取得又は建設に要する費用
- 二 展示物の取得又は製作に要する費用
- 三 庭園その他の構築物の取得又は造成若しくは建設に要する費用
- 四 敷地を賃借するための費用

五 施行令第三十二条の十三第一項に規定する民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人との間に法第五十六条の六第一項に規定する出展参加契約を締結した者の当該契約に基づき当該法人に対して支出する費用のうち、前各号に掲げる費用に充てるためのもの

法人税法施行規則(施行:1986年4月1日)

別表十二(十二) 国際花と緑の博覧会出展準備金及び国際科学技術博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(十二) 国際花と緑の博覧会出展準備金及び国際科学技術博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

Ⅰ 国際花と緑の博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

当 期 積 立 額		1	円	登 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 現 在 額		9	円
積 立 限 度 額 の 計 算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積	2	平方メートル		当 期 取 崩 額		10	
	39万円に同上の数乗じた金額	3	円		当 期 積 立 額 (1)		11	
	同上のうち共同出展の場合の負担金額	4			差 引 期 末 現 在 額 (9) - (10) + (11)		12	
	出展参加契約をした日又は昭和62年1月1日のうちいずれか遅い日	5	期		減 算	同上のうち前期末までに損金の額に算入された金額	13	
	(5)から昭和65年3月31日までの間に含まれる当期の月数	6	月			当期中において損金の額に算入すべき金額	14	
	積 立 限 度 額 $(13) \text{又は}(14) \times \frac{(6)}{39 \text{月}}$	7	円			積 立 限 度 超 過 額 (6)	15	
積 立 限 度 超 過 額 (1) - (7)		8			期末国際花と緑の博覧会出展準備金 (12) - (13) - (14) - (15)		16	

Ⅱ 国際科学技術博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

当 期 積 立 額		17	円	期 首 現 在 額		25	円
積立限度額の計算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積	18	平方メートル	当 期 取 崩 額		26	
	35万円に同上の数乗じた金額	19	円	当 期 積 立 額		27	
	同上のうち共同出展の場合の負担金額	20		繰 引 期 末 現 在 額		28	
	出展参加契約をした日又は昭和57年7月1日のうちいずれか遅い日	21	期	同 上 の うち 前 期 末 ま で に 益 金 の 額 に 算 入 さ れ た 金 額		29	
	(21)から昭和60年3月16日までの間に含まれる当期の月数	22	月			30	
	積立限度額 $(28) \text{又は} (30) \times \frac{(22)}{33 \text{月}}$	23	円			31	
積立限度超過額 (17) - (23)		24		期末国際科学技術博覧会出展準備金 (26) - (27) - (30) - (31)		32	

別表十二(十二) 記載要領

1 この表のⅠは、青色申告書を提出する法人で国際花と緑の博覧会を主催する団体等との間に当該博覧会への出展参加契約を締結したものが租税特別措置法第56条の6(国際花と緑の博覧会出展準備金)の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2 この表のⅡは、青色申告書を提出する法人で国際科学技術博覧会を主催する団体等との間に当該博覧

会への出展参加契約を締結したものが租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 7 号)附則第 17 条第 8 項(国際科学技術博覧会出展準備金に関する経過措置)の規定の適用を受ける場合に記載すること。

法人税法施行規則(施行:1987 年 4 月 1 日)

別表十二(十三) 国際花と緑の博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

			事業年度	法人名
当期積立額			1	円
積立限度額の計算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積	2	平方メートル	9
	39万円に同上の数に乗じた金額	3	円	10
	同上のうち共同出展の場合の負担金額	4		11
	出展参加契約をした日又は昭和62年1月1日のうちいずれか遅い日	5	昭 . .	12
	(5)から昭和65年3月31日までの間に含まれる当期の月数	6	月	13
	積立限度額 $((3)又は(4)) \times \frac{(6)}{39月}$	7	円	14
積立限度超過額 (1)-(7)			8	円
期首現在額			9	円
当期取崩額			10	
当期積立額 (1)			11	
差引期末現在額 (9)-(10)+(11)			12	
同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額			13	
当期中において益金の額に算入すべき金額			14	
積立限度超過額 (8)			15	
期末国際花と緑の博覧会出展準備金 (12)-(13)-(14)-(15)			16	

(用紙の大きさは、日本工業規格B5)

別表十二(十三) 記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人で国際花と緑の博覧会を主催する団体等との間に当該博覧会への出展参加契約を締結したものが租税特別措置法第 56 条の 6 (国際花と緑の博覧会出展準備金)の規定の適用を受ける場合に記載すること。

法人税法施行規則(施行:1990 年 4 月 1 日)

別表十二(十三)の記載要領中「租税特別措置法」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成2年法律第 13 号。以下この号において「平成2年改正法」という。)による改正前の租税特別措置法」に、「」の規定」を「」又は平成2年改正法附則第 20 条第5項(国際花と緑の博覧会出展準備金に関する経過措置)の規定」に改め、同表を別表十二(十四)とする。

寄附金

大蔵省告示 第百六号 1987 年 8 月 20 日

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

財団法人国際花と緑の博覧会協会(大阪府大阪市東区城見二丁目一番六十一号)	国際花と緑の博覧会開催の費用	昭和六十二年八月二十日から昭和六十三八月十九日まで
--------------------------------------	----------------	---------------------------

大蔵省告示 第百三十号(1988 年 9 月 12 日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人練習船教育後援会の項及び財団法人国際花と緑の博覧会協会の項中「昭和六十三年八月十九日」を「昭和六十四年八月十九日」に改める。

大蔵省告示 第四十七号 (1989 年 3 月 24 日)(該当部分のみ抜粋)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表職業訓練法人長崎能力開発センターの項及び社団法人日・豪・ニュージーランド協会の項中「昭和六十四年一月二十二日」を「平成元年一月二十二日」に改め、同表財団法人神戸基督教女子青年会の項中「昭和六十四年四月八日」を「平成元年四月八日」に改め、同表財団法人練習船教育後援会の項及び財団法人国際花と緑の博覧会協会の項中「昭和六十四年八月十九日」を「平成元年八月十九日」に改める。

大蔵省告示 第百二十八号(1989 年 8 月 19 日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人国際花と緑の博覧会協会の項中「平成元年八月十九日」を「平成二年八月十九日」に改める。

大蔵省告示 第八号(1990 年 1 月 25 日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人国際花と緑の博覧会協会の項中「大阪府大阪市東区城見二丁目一番六十一号」を「大阪府大阪市鶴見区緑地公園一番百十一号」に改める。

地方税

地方税法(施行:1988 年 4 月 1 日)

附則第三十七条の見出し中「国際科学技術博覧会」を「国際花と緑の博覧会」に改め、同条第一項第一号中「昭和六十年」を「昭和六十五年」に、「国際科学技術博覧会」を「国際花と緑の博覧会」に改め、同項第二

号中「財団法人国際科学技術博覧会」を「財団法人国際花と緑の博覧会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 道府県及び市町村は、参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費及び賞与(これらの性質を有する給与を含む。)に係る所得については、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、個人の道府県民税及び市町村民税を課することができない。

(国際花と緑の博覧会に関する経過措置)

第十二条 新法附則第三十七条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項の期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十七条第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による精算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十七条第八項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十七条第十一項の規定は、昭和六十五年一月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税について適用する。

地方税法(施行:1989年4月1日)

附則第三十七条第六項中「及びこれに伴う飲食」を「並びにこれに伴う遊興、飲食及びその他の利用行為」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

地方税法施行令(施行:1988年4月1日)

附則第二十条第二項中「附則第三十七条第六項」を「附則第三十七条第七項」に、「(明治三十四年法律第五十四号)」を「(明治四十三年法律第五十四号)」に改め、同条第三項中「附則第三十七条第七項」を「附則第三十七条第八項」に改め、同条第四項中「附則第三十七条第八項」を「附則第三十七条第九項」に改め、同条第五項中「附則第三十七条第九項」を「附則第三十七条第十項」に改める。

地方税法施行令(施行:1989年4月1日)

附 則

(国際花と緑の博覧会の開催に伴う自動車税等の特例に関する経過措置)

第五条 旧令附則第二十条第二項の規定は、施行日前に消費税法(昭和六十三年法律第百八号)附則第二十条第二号の規定による廃止前の物品税法(昭和三十七年法律第四十八号。第四項において「旧物品税法」という。)第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により物品税を免除された自動車(第三項において「免除自動車」という。)に対して課すべき自動車税については、なおその効力を有する。この場合において、旧令附則第二十条第二項第一号中「物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)」とあるのは「旧物品税法(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)附則第二十条第二号の規定による廃止前の物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)をいう。次号において同じ。)」と、同項第二号中「物品税法」とあるのは「旧物品税法」とする。

2 新令附則第二十条第三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、旧令附則第二十条第三項の規定は、施行日以後の免除自動車の取得に対して課すべき自動車取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「物品税法」とあるのは「旧物品税法(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)附則第二十条第二号の規定による廃止前の物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)をいう。次号において同じ。)」と、同項第二号中「物品税法」とあるのは「旧物品税法」とする。

4 施行日前に旧物品税法第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により物品税を免除された軽自動車等に対して課すべき軽自動車税に係る新令附則第二十条第五項の規定の適用については、同項中「第

二項」とあるのは、「地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第三百六十三号）附則第五条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の第二項」とする。

つくば博

出展準備金

租税特別措置法(施行:1982年4月1日)

(国際科学技術博覧会出展準備金)

第二十条の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、昭和五十七年から昭和六十年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額にその年において事業を営んでいた期間(当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和五十七年七月一日前である場合には、同日)前の期間及び昭和六十年三月十七日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を国際科学技術博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合その出展をしないこととなつた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

二 昭和六十一年三月十六日において国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている場合

その日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合その譲渡し、又は廃止した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際科学技術博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における国際科学技術博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該国際科学技術博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第十九条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第二十条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者又はその年十二月三十一日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第十三項中「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と読み替えるものとする。

(国際科学技術博覧会出展準備金)

第五十六条の十一 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和五十七年七月一日から昭和六十年三月十六日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。))において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和五十七年七月一日前である場合には、同日)前の期間及び昭和六十年三月十七日以後の期間を除く。))の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。))により国際科学技術博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該会額を控除した金額。以下この条において同じ。))のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合 その出展をしないこととなつた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

二 当該法人の昭和六十一年三月十六日を含む事業年度終了の日において国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている場合 その終了の日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際科学技術博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金の積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における国際科学技術博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該国際科学技術博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

租税特別措置法(施行:1985年4月1日)

附 則

(個人の準備金に関する経過措置)

第九条

1 略

2 旧法第二十条の五第一項に規定する国際科学技術博覧会出展準備金を有する個人の昭和六十一年以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合におい

て、同条第四項中「個人が」とあるのは、「個人が、昭和六十年十二月三十一日までに」とする。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十七条

1～7 略

8 旧法第五十六条の十一第一項に規定する国際科学技術博覧会出展準備金を有する法人の昭和六十一年三月十六日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「法人が」とあるのは、「法人が、昭和六十年三月十六日を含む事業年度終了の日までに」とする。

租税特別措置法施行令(施行:1982年4月1日)

(国際科学技術博覧会出展準備金)

第十二条の五 法第二十条の五第一項に規定する国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものは、財団法人国際科学技術博覧会協会及び同協会との間に同項の国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人(地方公共団体を含む。)とする。

2 法第二十条の五第一項に規定する出展に要する費用で政令で定めるものは、同項に規定する出展参加契約に基づき取得し、又は製作する建物及び展示物の取得又は製作に要する費用、当該建物の敷地を賃借するための費用その他の大蔵省令で定める費用とする。

3 法第二十条の五第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、財団法人国際科学技術博覧会協会との間に締結された同項の国際科学技術博覧会への出展参加契約に基づいて定められる敷地面積に応じ一平方メートル当たり三十五万円により計算される金額に相当する金額のうちその出展を個人に係るものとする。

4 第十二条第五項及び第六項の規定は、法第二十条の五第四項に規定する場合における同項に規定する国際科学技術博覧会出展準備金の金額の総収入金額への算入について準用する。この場合において、第十二条第六項第一号中「事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合又は死亡した場合」とあるのは「法第二十条の五第一項の出展をしないこととなつた場合、昭和六十一年三月十六日において国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている場合、事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合又は死亡した場合」と、「その譲渡し、若しくは廃止の日又は死亡の日」とあるのは「その該当することとなつた日」と読み替えるものとする。

(国際科学技術博覧会出展準備金)

第三十二条の十四 法第五十六条の十一第一項に規定する国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものは、財団法人国際科学技術博覧会協会及び同協会との間に同項国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人(地方公共団体を含む。)とする。

2 法第五十六条の十一第一項に規定する出展に要する費用で政令で定めるものは、同項に規定する出展参加契約に基づき取得し、又は製作する建物及び展示物の取得又は製作に要する費用、当該建物の敷地を賃借するための費用その他の大蔵省令で定める費用とする。

3 法第五十六条の十一第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、財団法人国際科学技術博覧会協会との間に締結された同項の国際科学技術博覧会への出展参加契約に基づいて定められる敷地面積に応じ一平方メートル当たり三十五万円により計算される金額に相当する金額のうちその出展をする法人に係るものとする。

4 第三十二条第五項及び第六項の規定は、法第五十六条の十一第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合における同条第四項に規定する国際科学技術博覧会出展準備金の金額の益金算入について準用する。この場合において、第三十二条第六項第一号中「解散した場合」とあるのは「解散した場合、法第五十六条の十一第一項の出展をしないこととなつた場合又は当該法人の昭和六十一年三月十六日を含む事業年度終了の日において国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている場合」と、「当該解散の日」とあるのは「その該当することとなつた日」と読み替えるものとする。

租税特別措置法施行規則(施行:1982年4月1日)

(国際科学技術博覧会への出展に要する費用)

第七条の三 施行令第十二条の五第二項に規定する大蔵省令で定める費用は、法第二十条の五第一項に規定する出展参加契約に基づく出展に要する費用で、次に掲げるものとする。

- 一 建物(その附属設備を含む。)及びこれに附属する庭園その他の構築物の取得又は建設に要する費用
- 二 展示物の取得又は製作に要する費用
- 三 敷地を賃借するための費用

四 施行令第十二条の五第一項に規定する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人との間に法第二十条の五第一項に規定する出展参加契約を締結した者の当該契約に基づき当該法人に対して支出する費用のうち、前三号に掲げる費用に充てるためのもの

(国際科学技術博覧会への出展に要する費用)

第二十一条の七 施行令第三十二条の十四第二項に規定する大蔵省令で定める費用は、法第五十六条の十一第一項に規定する出展参加契約に基づく出展に要する費用で、次に掲げるものとする。

- 一 建物(その附属設備を含む。)及びこれに附属する庭園その他の構築物の取得又は建設に要する費用
- 二 展示物の取得又は製作に要する費用
- 三 敷地を賃借するための費用

四 施行令第三十二条の十四第一項に規定する民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人との間に法第五十六条の十一第一項に規定する出展参加契約を締結した者の当該契約に基づき当該法人に対して支出する費用のうち、前三号に掲げる費用に充てるためのもの

法人税法施行規則(施行:1982年4月1日)

別表十二(十) 株式売買損失準備金及び国際科学技術博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

事 業 年 度		法人名			
I 株式売買損失準備金の損金算入に関する明細書					
当 期 積 立 額		1	円		
積 立 限 度 の 計 算	株式売買による利益基準額の計算	株式の譲渡による収益の合計額	2		
		株式についての評価換えにより益金の額に算入された金額	3		
		譲渡株式の収益に係る譲渡原価の合計額	4		
		株式についての評価換えにより損金の額に算入された金額	5		
		差引株式の売買による利益の額 (2)+(3)-(4)-(5)	6		
		利 益 基 準 額 (6)×100	7		
		所得基準額の計算	所得金額合計 (別表四「25」の①)	8	
	株式売買損失準備金の当期積立額 (1)		9		
	計 (8)+(9)		10		
	欠損金及び災害損失金等の当期控除額 (別表七)		11		
	改 定 所 得 金 額 (10)-(11)		12		
	所 得 基 準 額 (12)×100		13		
	積 立 限 度 額 (7)と(13)のうち少ない金額		14		
	積 立 限 度 超 過 額 (1)-(14)	15			
期 首 現 在 額		16	円		
翌 期 繰 越 額	当期取崩額	株式の売買による損失が生じた場合の取崩額	17		
		同上以外の場合による準備金取崩額	18		
		計 (17)+(18)	19		
	当 期 積 立 額 (1)	20			
	差 引 期 末 現 在 額 (16)-(19)+(20)	21			
減 算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	22			
	当期中において益金の額に算入すべき金額(28の計)+(29の計)+(30の計)-(19)	23			
	積立限度超過額 (5)	24			
	期末株式売買損失準備金 (21)-(22)-(23)-(24)	25			
益 金 算 入 額 の 計 算					
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当 期 益 金 算 入 額		翌期繰越額 (27)-(28)-(29)-(30)
	26	27	株式の売買による損失が生じた場合	5年を経過する場合	
昭 示	円	円	円	円	円
昭 示					

昭 昭						円
昭 昭						
昭 昭						
昭 昭						
当 期 分						
計						

Ⅱ 国際科学技術博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

当 期 積 立 額			32	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 現 在 額			39	円
積 立 限 度 額 の 計 算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積		33	平方メートル		当 期 取 崩 額			40	
	35万円に同上の数を乗じた金額		34	円		当 期 積 立 額	33		41	
	出展参加契約をした日又は昭和57年7月1日のうちいずれか遅い日		35	昭 ・ ・		差 引 期 末 現 在 額			42	
	35から昭和60年3月16日までの間に含まれる当期の月数		36	月		減	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額		43	
	積 立 限 度 額 $34 \times \frac{33}{33}$ 月		37	円			当期中において益金の額に算入すべき金額		44	
積 立 限 度 超 過 額 37-33			38		算	積立限度超過額	33		45	
						期末国際科学技術博覧会出展準備金	33-33-34-35		46	

(用紙の大きさは、日本工業規格B5)

別表十二(十) 記載要領

- 1 この表のⅠは、青色申告書を提出する法人で証券取引法第2条第8項(定義)に規定する証券業を営むものが租税特別措置法第56条の10(株式売買損失準備金)の規定の適用を受ける場合に記載すること。
- 2 この表のⅡは、青色申告書を提出する法人で国際科学技術博覧会を主催する団体等との間に当該出展参加契約を締結したものが租税特別措置法第56条の11(国際科学技術博覧会出展準備金)の規定の適用を受ける場合に記載すること。

法人税法施行規則(施行:1983年4月1日)

別表十二(十)の表のⅡを次のように改める。

Ⅱ 国際科学技術博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

当 期 積 立 額		32	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 現 在 額		40	円
積 立 限 度 額 の 計 算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積	33	平方メートル		当 期 取 崩 額		41	
	35万円に同上の数に乗じた金額	34	円		当 期 積 立 額		42	
	同上のうち共同出展の場合の負担金額	35			差 引 期 末 現 在 額 40 - 41 + 42		43	
	出展参加契約をした日又は昭和57年7月1日のうちいずれか遅い日	36	昭 . .		減 算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	44	
	43から昭和60年3月16日までの間に含まれる当期の月数	37	月			当期中において益金の額に算入すべき金額	45	
	積 立 限 度 額 (44又は45) × $\frac{60}{35}$ 月	38	円			積 立 限 度 超 過 額	46	
積 立 限 度 超 過 額 43 - 44 - 45 - 46		39			期末国際科学技術博覧会 出展準備金 43 - 44 - 45 - 46		47	

(用紙の大きさは、日本工業規格B5)

法人税法施行規則(施行:1985年4月1日)

別表十二(十一)の記載要領第一号中「租税特別措置法第56条の10」を「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律(昭和60年法律第7号。次号において「昭和60年改正法」という。)第1条による改正前の租税特別措置法第56条の10」に改め、同第二号中「租税特別措置法第56条の11(国際科学技術博覧会出展準備金)」を「昭和60年改正法附則第17条第8項(国際科学技術博覧会出展準備金に関する経過措置)」に改める。

寄附金

大蔵省告示第三十号(1982年3月26日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人常総学院創設準備財団の項の次に次のように加える。

財団法人国際科学技術博覧会協会(東京都千代田区内幸町二丁目二番二号)	国際科学技術博覧会開催の費用	昭和五十七年三月二十六日から昭和五十八年三月二十五日まで
------------------------------------	----------------	------------------------------

大蔵省告示第三十六号(1983年3月28日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表宗教法人本願寺の項中「昭和五十八年三月十六日」を「昭和五十九年三月十六日」に改め、同表財団法人国際科学技術博覧会協会の項中「昭和五十八年三月二十五日」を「昭和五十九年三月二十五日」に改める。

大蔵省告示 第五十七号(1984 年 5 月 4 日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人国際科学技術博覧会協会の項中「昭和五十九年三月二十五日」を「昭和六十年三月二十五日」に改め、同表財団法人防長青年館の項中「昭和五十九年三月二十七日」を「昭和五十九年十二月三十一日」に改める。

大蔵省告示 第二十一号(1985 年 2 月 23 日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人国際科学技術博覧会協会の項中「東京都千代田区内幸町三丁目二番三号」を「茨城県筑波郡谷田部町西大橋六五三番地」に改め、同表財団法人航空科学振興財団の項中「東京都港区虎ノ門一丁目一五番一―号日本瓦斯協会ビル五階」を「東京都港区虎ノ門一丁目一番二四号オカモトヤビル」に「航空博物館」を「航空科学博物館」に改める

大蔵省告示 第六十七号(1985 年 5 月 23 日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人国際科学技術博覧会協会の項中「昭和六十年三月二十五日」を「昭和六十年九月三十日」に改める。

地方税

地方税法(施行:1984年4月1日)

附則

(国際科学技術博覧会の開催に伴う地方税の特例)

第三十七条 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 博覧会 国際博覧会に関する条約(第三号及び第四号において「条約」という。)の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会をいう。

二 博覧会協会 財団法人国際科学技術博覧会協会をいう。

三 参加国 博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び政令で定める国際機関並びに条約第二十五条1に規定する博覧会国際事務局をいう。

四 参加国の代表等 条約第十三条の規定による博覧会に参加する外国政府の代表、条約第二十六条の規定による各締約国の政府の代表その他博覧会の事務に従事する参加国の職員(これらの者のうち日本の国籍を有する者を除く。)をいう。

五 参加者 博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(参加国を除く。)をいう。

2 道府県及び市町村は、参加国の代表等、参加国又は博覧会協会に対しては、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、道府県民税及び市町村民税を課することができない。ただし、参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費及び賞与(これらの性質を有する給与を含む。)以外の所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、この限りでない。

3 道府県は、参加国が博覧会に関して行う事業又は博覧会協会が行う事業に対しては、第七十二条の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

4 道府県は、参加国、参加者若しくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、第七十三条の二の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、参加国、参加者又は博覧会協会が、博覧会の終了の日から六月を経過する日においてこれらの家屋を所有しているときは、同日においてこれらの家屋の取得があつたものとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

5 道府県は、外客(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第四条第一項各号(第十四号を除く。))に掲げる者のいずれか一に該当する者(同項第十六号に該当する者については、自治省令で定める者を除く。))としての在留資格を認められた者及び同令第十四条から第十六条までの規定による許可を受けた者をいう。)の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、当該行為が昭和六十年三月一日から同年九月三十日までの間に行われたときに限り、第百十三条の規定にかかわらず、料理飲食等消費税を課することができない。

6 道府県は、昭和五十九年度分及び昭和六十年年度分の自動車税に限り、参加国若しくは参加国の代表等が所有する自動車で政令で定めるもの又は博覧会協会が所有する一般貸切用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、第百四十五条の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

7 道府県は、参加国若しくは参加国の代表等が政令で定める自動車の取得をした場合における当該自動車の取得又は博覧会協会が博覧会の観客の輸送の用に供する一般貸切用のバスの取得をした場合における当該バスの取得に対しては、第六百九十九条の二の規定にかかわらず、自動車取得税を課することができない。

8 市町村は、昭和六十年年度分及び昭和六十一年度分の固定資産税に限り、参加国、参加者若しくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産に対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

9 市町村は、昭和五十九年度分及び昭和六十年年度分の軽自動車税に限り、参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等で政令で定めるものに対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

10 市町村は、参加国、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内で博覧会の用に供するため自ら発電した電気に対しては、第四百八十六条の規定にかかわらず、電気税を課することができない。

11 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手続その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国際科学技術博覧会に関する経過措置)

第二十二條 新法附則第三十七條第二項(法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第五項若しくは第三百二十一條の八第五項の期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十七條第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十七條第四項の規定は、施行日以後の同項に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の同項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十七條第七項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十七條第十項の規定は、昭和六十年一月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税について適用する。

地方税法施行令(施行:1984年4月1日)

(法附則第三十七條第一項第三号の国際機関等)

第二十条 法附則第三十七條第一項第三号に規定する政令で定める国際機関は、日本国政府が同項第一号に規定する博覧会(以下本条において「博覧会」という。)への参加の招請を行つた国際機関のうち、博覧会の開催の日の前日までに日本国政府に対し博覧会への参加の表明を行つた国際機関で自治大臣が指定するものとする。

2 法附則第三十七條第六項に規定する参加国又は参加国の代表等が所有する自動車で政令で定めるものは、次に掲げる自動車とする。

一 法附則第三十七條第一項第三号に規定する参加国が所有する博覧会の用に供する自動車で関税定率法(明治三十四年法律第五十四号)第十七條第一項第七号の二又は物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)第十九條第一項の規定により関税又は物品税を免除されたもの

二 法附則第三十七條第一項第四号に規定する参加国の代表等が所有する自動車で関税定率法第十七條第一項第十号又は物品税法第二十条第一項の規定により関税又は物品税を免除されたもの

3 法附則第三十七條第七項に規定する政令で定める自動車の取得は、次に掲げる自動車の取得とする。

一 法附則第三十七條第一項第三号に規定する参加国が所有する博覧会の用に供する自動車で関税定率法第十七條第一項第七号の二又は物品税法第十九條第一項の規定により関税又は物品税を免除されたものの取得

二 法附則第三十七條第一項第四号に規定する参加国の代表等が所有する自動車で関税定率法第十七條第一項第十号又は物品税法第二十条第一項の規定により関税又は物品税を免除されたものの取得

4 法附則第三十七條第八項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、同條第一項第二号、第三号又は第五号に規定する博覧会協会、参加国又は参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産のうちこれらの者が所有する家屋及び償却資産(物品販売業、飲食店業その他の自治省令で定める事業の用に供するものを除く。)とする。

5 法附則第三十七條第九項に規定する参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等で政令で定めるものの範囲については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「自動車とあるのは、「軽自動車等」と読み替えるものとする。

自治省告示 第百五十七号(1984年10月24日)

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第二十条第一項の規定により、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三十七條第一項第三号に規定する国際機関を、次のとおり指定する。

国際連合事務局、国際司法裁判所、国際連合貿易開発会議、国際連合環境計画、国際連合人間居住委

員会、国際連合工業開発機関、国際連合児童基金、国際連合開発計画、国際連合難民高等弁務官、国際連合訓練調査研修所、国際連合パレスチナ難民救済事業機関、国際連合人口活動基金、国際連合大学、国際連合食糧農業機関世界食糧計画、世界食糧理事会、国際労働機関、国際連合食糧農業機関、国際連合教育科学文化機関、世界保健機関、国際復興開発銀行、国際通貨基金、国際民間航空機関、万国郵便連合、国際電気通信連合、世界気象機関、国際海事機関、世界知的所有権機関、国際農業開発基金、国際原子力機関、関税及び貿易に関する一般協定、経済協力開発機構、国際電気通信衛星機構、東南アジア文部大臣機構、アジア開発銀行、欧州共同体、世界観光機関、国際標準化機構

自治省告示 第二百三号(1984 年 12 月 5 日)

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第二十条第一項の規定により、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三十七条第一項第三号に規定する国際機関を次のとおり指定する。

国際海事衛星機構

揮発油税

揮発油税法基本通達(1985 年施行)

(外交官等用免税の範囲)

第 87 条 外国公館及び外国の駐日外交官がその登録自動車の燃料に供するため購入する揮発油については、揮発油税を免除する。ただし、わが国の在外公館及び外交官が購入する当該揮発油に対して、揮発油税又は揮発油税類似の消費税を免除しない国の公館及び駐日外交官が購入する当該揮発油については、この限りでない。

2 外国公館及び外国の駐日外交官に準ずるものとして揮発油税を免除すべきである旨を条約等により日本国政府が認めたものに対しては、前項本文の規定を準用するものとする。

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwC 税理士法人、およびその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。